

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
1(1)	<p>重点要求項目 1 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策の強化を (1) 感染症対策の強化を ☆① 無症状の感染者を把握し感染拡大を防ぐため、「いつでも、誰でも、何度でも、無料で」受けられる大規模なPCR検査体制を整えること。</p>	<p>検査体制については、京都府及び医療機関と連携し、発熱等症状がある方が受診できる診療・検査医療機関を拡充しており、公表に同意いただいている診療・検査医療機関に関しては京都府ホームページにて行政区別に公開されております。 また、無症状の方を対象とする無料検査につきましては、京都府において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と日常生活の回復の両立を図るため、飲食、イベント、旅行・帰省等の社会経済活動を行うに当たって検査が必要な方を含め、感染不安を抱える方を対象に、陰性を確認できる検査が無料で実施されております。</p>	・新型コロナウイルス感染症対策	11,668,840
1(2)	<p>エッセンシャルワーカー（医療・介護・教育・社会福祉施設・交通事業者・市職員など）と園児、児童、生徒、学生等に対する定期的なPCR検査を実施すること。</p>	<p>国において、「Withコロナに向けた政策の考え方」に基づき、保健医療体制の強化・重点化が進められており、本市でも高齢者等重症化リスクの高い方を守るための取組を進めております。 特に、重症化リスクが高い方が入所されている高齢者施設等のエッセンシャルワーカーについては、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットによる検査を実施しているほか、患者が発生した場合には、必要に応じて、京都府の施設内感染専門サポートチームと連携し、施設での集団感染を防止するための取組を進めております。また、学校園で感染者が確認された場合は、保健所と教育委員会・学校園が連携して感染状況等を把握し、必要に応じて速やかに検査を行うことで感染拡大防止に努めております。</p>	・新型コロナウイルス感染症対策	11,668,840

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
2	<p>② 1ヶ所に集約した保健所を各行政区・支所にもどし、公衆衛生体制の再構築を図るとともに、地区医師会との連携を強化すること。正規職員の増員をはかり、保健所体制を抜本的に拡充すること。</p>	<p>保健所の体制は、地域において保健・医療・福祉を総合的に支援するため、各区役所・支所に保健福祉センターを設置するとともに、政令市平均を上回る保健師を配置し、体制を充実させております。</p> <p>一方、新型コロナウイルスのような全市的な危機事案は、明確な指揮命令の下、一貫した対応ができる現在の体制が最善であると考えております。引き続き、集約化を活かし、必要な保健所体制を確保するとともに、京都府医師会等との連携を図ってまいります。</p> <p>職員体制については、行財政改革計画に掲げる職員数の適正化に取り組むなかでも、市民のいのちと暮らしを守るための行政サービスの維持や、新たな行政需要への対応に必要な執行体制については、必要に応じてしっかりと強化してまいります。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策</p>	<p>11,668,840</p>
3(1)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。</p> <p>・発熱外来の体制強化、高齢者施設での頻回検査、無料PCR検査を抜本的に進めること。</p>	<p>京都府と連携し、多くの医療機関が休診される日曜日・祝日、GW、お盆、年末年始に、外来診療や検査に御協力いただいた医療機関や薬局に支援金を交付するなど、診療・検査体制の強化・拡充を行っております。</p> <p>高齢者施設等では、令和4年6月以降、症状がある職員や入所者に抗原定性検査キットによる随時検査を実施しており、入所施設においては、抗体量が減少し、感染・重症化リスクが高まる期間に、抗原定性検査キットによる3日に1回の頻回検査を実施しております。また、本市の財政負担が生じないように、これまでから国に支援を要望しています。</p> <p>なお、無料検査については、感染の不安を抱える方を対象として京都府で実施されております。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策</p>	<p>11,668,840</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
3(2)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養者が必要な治療を受けることなく亡くなるということがないように、医療全体の体制強化、臨時的医療施設・療養施設が機能するよう対策を講ずること。 	<p>医療体制については、京都府と連携し、1,027床の病床を確保するほか、保健所内への自宅・施設療養医療調整チームの設置、在宅医療の24時間健康管理体制の構築、自宅や施設への往診に係る協力医療機関等への協力金の交付、8か所の高齢者施設往診等コーディネーターチームの設置、高齢者施設等で感染者が生じた場合の健康観察等業務の委託等により、自宅・施設療養者への医療体制も確保しております。</p> <p>これらの取組を柔軟に行えるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や指定都市への直接交付について、引き続き国に要望してまいります。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策</p>	11,668,840
3(3)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の抜本的な機能強化を支援すること。 	<p>全市的な健康危機事案である新型コロナウイルス感染症対策においては、明確な指揮命令の下、一貫して対応することで、この間、全庁挙げた応援体制の迅速な構築に加え、京都市版IHEAT、京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンターなど様々な手法により、最大908人の体制を確保し、保健所体制を強化しております。</p> <p>これらの体制強化を柔軟に行えるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や指定都市への直接交付について、引き続き国に要望してまいります。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策</p>	11,668,840

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
3(4)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。 ・ワクチン接種について、必要とする人への接種が円滑に進むよう対策をとること。</p>	<p>本市では、国の接種方針に基づき、身近な診療所や病院での個別接種、本市の開設する会場や拠点病院での集団接種により十分な接種体制を構築し、希望される全ての方に安心・安全かつ円滑に接種いただけるよう取り組んでおります。 オミクロン株対応ワクチンについても、京都府と連携して国から必要なワクチンを確保し、令和4年9月21日からいち早く、接種を進めております。 令和5年度以降も、国の方針に迅速・的確に対応してまいります。</p>	<p>・新型コロナワクチン接種事業</p>	5,803,962
3(5)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。 ・空港検疫を抜本的に強化し、適切な水際対策を行うこと。</p>	<p>水際対策については、検疫体制の強化や宿泊療養施設の確保、適切な入国制限等の措置や関係機関が連携した健康観察体制の構築について、関西広域連合や指定都市市長会の構成団体として国に対し要望しているところです。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
3(6)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。 ・なりゆきまかせの対応を改め、BA. 5系統及び新規株への対策を明確に示すこと。</p>	<p>国において、「Withコロナに向けた政策の考え方」に基づき、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届け出の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、保健医療体制の強化・重点化が進められるとともに、新型コロナウイルス・インフルエンザの同時流行を見据えた対応方針が示されているところです。</p> <p>本市としては、国の示す方針を踏まえて実施するオンライン診療や往診等、自宅や施設で療養されている方への医療提供体制の拡充を行っており、その支援についても、引き続き国に求めてまいります。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策</p>	11,668,840
3(7)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。 ・病床数削減、公立・公的病院統廃合計画撤回をすること。</p>	<p>感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、国から都道府県に対して、令和4・5年度に、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うよう、方針が示されております。</p> <p>本市として、引き続き、京都府と連携を図りながら、地域の実情に応じ、切れ目なく過不足もない医療提供体制の確保を図ってまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
3(8)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。 ・医師や看護師などの養成を抜本拡充すること。</p>	<p>コロナ禍により医師や看護師の業務が増大する中、本市としても、人材の育成・確保は重要であると考えており、現在、京都府において京都府保健医療計画や京都府医師確保計画により、医療人材の育成・基盤整備が行われているほか、本市独自の取組として、看護師等養成所運営補助や看護師確保対策事業を実施し、看護師や保健師等の養成や定着対策、復帰支援に取り組んでおります。</p> <p>コロナ禍の影響で、これまで以上に看護師等の確保が重要である中、引き続き、国の動向を注視し関係団体等と連携しながら、医師や看護師の確保に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師確保対策事業 ・看護師等養成所運営補助 ・京都市看護大学生修学資金融資制度 	<p style="text-align: right;">3,238 45,682 26,568</p>
3(9)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。 ・感染者の全数把握の緩和による影響について検証すること。感染症法上の類型見直しを行わないこと。</p>	<p>感染者の全数届出の見直しによる影響等については、国において検証されているところです。</p> <p>また、感染症法上の類型の見直しについては、特段の事情が生じない限り令和5年5月8日から5類に引き下げられることが国において決定されており、今後、引き下げに当たっての具体的な内容が示されることとなっていることから、引き続き、Withコロナに向けた政策の推進において必要な要望を行ってまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
3(10)	<p>☆③ 国に対して、以下を求めること。</p> <p>・感染症対策や、職員が感染した場合の体制確保のためにも介護・障害・保育など社会福祉施設の職員配置の抜本的改善と大幅な賃金・処遇の引き上げ、その財源確保を行うこと。</p>	<p>社会福祉施設等における慢性的な職員不足を鑑み、職員の確保・育成が推進されるよう、福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算が実施されるなど、処遇改善が図られてきております。また、令和4年2月からは収入を3%程度引き上げるための措置を実施しております。</p> <p>保育所等においては、これまでから本市独自の財源を投入し、保育士について、国基準を上回る配置と処遇改善を図っております。引き続き、この水準を全体として維持するとともに、国に対して、職員配置基準の見直し等を要望してまいります。</p> <p>感染者が発生した事業所等への支援については、令和4年度に引き続き、サービスを継続して提供するための経費を助成してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護保険事業特別会計）保険給付費 ・養護老人ホーム措置費 ・（介護保険事業特別会計）地域支援事業費 ・ケアハウス事務費補助 ・介護施設等サービス継続支援事業 ・障害福祉サービス等事業所サービス継続支援事業 ・民間社会福祉施設単費援護（幼稚園・保育所） ・新型コロナウイルス感染症対策 	<p>150,366,486</p> <p>2,153,836</p> <p>7,286,117</p> <p>416,163</p> <p>354,000</p> <p>42,000</p> <p>5,572,267</p> <p>11,668,840</p>
4	<p>④ 市立病院、京北病院が政策医療に責任を果たし、公的医療機関としての役割が發揮できるよう運営交付金を引き上げること。陰圧室を増設するなど万全の感染症対策をとること。</p>	<p>地方独立行政法人は、原則独立採算運営となりますが、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症医療や救急医療、へき地医療等の政策医療等において、性質上不採算とならざるを得ない部分が生じます。</p> <p>令和4年度当初予算において、コロナ禍における政策医療に係る収支不足部分を補てんする運営費交付金を増額したところですが、引き続き中期計画に基づき必要な予算を確保してまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、空気感染への対策が必要とされる疾病に対しては、令和3年度に市立病院に増設した陰圧室2室を活用するとともに、院内の所定の換気量を確保し、引き続き適切に対応してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 	<p>1,683,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
5	<p>☆⑤ 高齢者・障害者等の施設入所者の感染が明らかになった場合は、速やかに入院できるよう府と連携して対応すること。</p>	<p>本市では、府市協調の下、医療機関と連携し、確保病床を1,027床まで拡充しており、必要な入院ができるよう入院病床の拡充に取り組んでおります。</p> <p>これに加え、自宅や施設の療養者に対する医療体制の充実を図るため、保健所内への自宅・施設療養医療調整チームの設置、在宅医療の24時間健康管理体制の構築、自宅や施設への往診に係る協力医療機関等への協力金の交付、8か所の高齢者施設往診等コーディネーターチームの設置、高齢者施設等で感染が生じた場合の健康観察等業務の委託等を行っており、引き続き、京都府と連携し、医療提供体制の拡充に取り組んでまいります。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策</p>	11,668,840
6	<p>⑥ コロナ感染が急拡大する中、学校での対応が困難な場合は、加配も含め、教職員の負担軽減を図ること。教育委員会として休校・学級閉鎖中の学びの保障を行うこと。</p>	<p>教職員の働き方改革や時間外勤務縮減、新型コロナウイルス感染症対策への人的体制の充実に向けて本市独自予算を活用して全校園に校務支援員を配置しており、引き続き、全校園配置に向けた予算を確保できるよう、国に対して要望を続けてまいります。</p> <p>学級閉鎖等の際は、原則、授業配信や各種教育ソフトを活用したオンライン学習を実施するよう学校に通知しており、引き続き、個々のケースを踏まえた適切な学びの保障を進めてまいります。</p>	<p>・校務支援員の全校園配置 ・GIGAスクール構想の更なる推進</p>	375,222 704,947

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
7	<p>⑦ 厳しい市民生活の実態をふまえ、就学援助制度のコロナ特例を継続するとともに所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。案内は、毎年全児童・生徒に配布すること。無料低額診療についての情報提供を行うこと。</p>	<p>就学援助制度では新型コロナウイルス等の影響を踏まえ、家計急変世帯に対する臨時措置を実施しております。</p> <p>所得基準額は、生活保護基準や物価水準等に準じた引下げを行わず実質的に基準を緩和するとともに、国の基準も踏まえながら、対象費目の新設や支援額の増加も行い、負担軽減に努めております。案内は、毎年全保護者に配布し周知しております。</p> <p>また、無料低額診療は、既に本市ホームページ等で周知しており、就学援助とは対象が必ずしも一致せず、適切な情報提供とならない恐れがあるため、全保護者への周知は考えておりません。</p>	<p>・小・中学生就学援助</p>	1,316,224
8	<p>⑧ 市立芸術大学について、十分な感染対策や遠隔授業の条件整備が進められるよう必要な予算を確保すること。練習場所・制作活動のための施設提供を行うこと。希望する学生に、定期的なPCR検査を実施すること。学費の引き下げや減免・納付猶予の柔軟な適用など、学生生活の継続に責任を果たすこと。</p>	<p>京都芸大においては、新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、感染拡大防止策の徹底に取り組んでおります。</p> <p>学生にはPCR検査の受検を推奨するとともに、学内の状況に応じて遠隔授業を活用するなど、感染予防策の徹底に注力し、引き続き、学生の学びを継続するよう様々な工夫を講じてまいります。</p> <p>また、授業料の減免については、国の修学支援制度を活用するほか、大学独自の減免制度を設け、授業料の期限内の納付が困難な学生に対しては、個別に相談のうえ柔軟に対応するなど、今後も経済的に困窮している学生への細やかな支援を継続してまいります。</p>	<p>・京都芸大運営費交付金</p>	2,050,046

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
9	<p>(2) 市民生活、中小企業と労働者への支援の強化を</p> <p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>☆⑨ 物価高騰対策として最も効果のある、消費税減税を実施すること。零細事業者を廃業に追い込むインボイス制度の実施は中止すること。</p>	<p>消費税は、あらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために必要なものであり、本市においても、この貴重な財源を社会保障の予算に充て、市民のいのちと暮らしを守る取組を推進しているため、消費税の引下げを国に求めることは考えておりません。</p> <p>インボイス制度については、軽減税率の実施に当たり、適切な課税を確保するため導入されるものと認識しており、導入に当たっては、事業者配慮し、4年の準備期間及び導入後6年の経過措置が講じられます。</p> <p>本市としても、国への協力のほか、関係団体とも連携し、制度の周知徹底を図るなど、円滑な制度導入に向け取り組んでまいります。</p>	-	-
10	<p>◆以下のことを国に求めること</p> <p>⑩ 物価高騰対策として、減収要件を撤廃し、フリーランスなども対象に事業規模に応じた、固定費を含む中小事業者補助金を創設すること。</p>	<p>本市では、これまでから京都府や経済界等と連携しながら、国に対して事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援策等について要望を重ね、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」をはじめとした、更なる支援策の拡充が図られたところです。</p> <p>引き続き、京都府、関係機関とも連携し、国に対して要望してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
11	<p>◆以下のことを国に求めること ⑪ 緊急小口資金、総合支援資金、自立支援資金、住居確保給付金及び生活困窮者・収入減少世帯を対象とした特別給付金制度の要件を緩和し、恒常的に利用できる制度とすること。返済についても柔軟な対応をすること。</p>	<p>生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）については、実施主体である京都府社会福祉協議会から償還免除手続の案内をお送りするなど、今後の制度運用を含め、適切に対応されるものと認識しております。</p> <p>自立支援金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金については、令和4年度中に申請期間が終了しますが、今後の制度運用については、国において必要な検討がなされるものと認識しています。</p> <p>住居確保給付金については、この間、休業等により収入が減少した方まで対象が拡大されるなど要件の緩和が進んでおり、令和5年度以降はコロナ禍における特例対応の一部恒久化が検討されております。</p> <p>本市においても、引き続き、国と連携し、生活にお困りの方に対する支援に取り組んでまいります。</p>	<p>・住居確保給付金支給事業</p>	313,574
12	<p>◆以下のことを国に求めること ⑫ 「Gotoトラベル」「全国旅行支援」等の間接支援は中止し、観光事業者への直接支援に切り替えること。</p>	<p>全国旅行支援等については、観光関連事業者からの期待や経済波及効果は非常に大きいものがあります。広く観光関連事業者の下支えを行い、京都経済全体の活性化につなげていくことが重要であることから、引き続き、感染症拡大防止を前提に、国や府とも連携しながら、観光の回復に努めてまいります。</p>	<p>・多様な魅力の発信による国内外からの誘客の推進</p>	90,600

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
13	<p>◆以下のことを国に求めること ⑬ コロナ関連で影響を受けた事業者に対する実質無利子・無担保融資を復活すること。既存の債務の返済については柔軟に対応すること。民間の金融機関に対して、既存債務の返済についても柔軟な対応が行えるよう、協力を要請すること。</p>	<p>実質無利子融資については、本市としても、他の政令市と連携し、再実施を国へ要望しております。 既往債務返済への対応については、国の制度改正を受け、既往債務の借換需要に対応するよう、府市協調で実施している「伴走支援型経営改善おうえん資金」を拡充し、広く周知しているところです。 また、本市から金融機関や保証協会に対し、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うよう要請しております。</p>	-	-
14	<p>◆以下のことを国に求めること ⑭ 延長された雇用調整助成金におけるコロナ特例は、縮小することなく来年度以降も継続すること。</p>	<p>雇用調整助成金については、令和4年12月以降、通常制度となり、業況が厳しい事業者については、令和5年3月まで経過措置が設けられています。 本市においては、令和4年11月、国に対して「本助成金について経済・雇用情勢等を踏まえて柔軟に対応すること」を要望したところです。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
15	<p>◆以下のことを国に求めること ⑮ 最低賃金は、全国一律時給1,500円に引き上げること。引き上げにあたっては、社会保険料事業主負担分軽減のための効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。</p>	<p>最低賃金は、働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており、地域における労働者の生計費や企業の賃金支払能力などを見極めたうえで、国において適切に判断されるべきものと考えております。</p> <p>国において、事業場内最低賃金を一定額引上げ、設備投資などを行った企業に助成を行う業務改善助成金を令和4年9月から更に拡充するなどの支援が行われており、本市としても、支援策の活用が進むよう制度周知に努めております。</p>	-	-
16	<p>◆以下のことを国に求めること ⑯ 新型コロナウイルス感染症拡大による公営企業の減収に対して、補填を行うこと。</p>	<p>市バス・地下鉄事業について、新型コロナウイルス感染症の影響による危機的な状況は、一交通事業者だけで解決できるものではなく、この間、再三に渡り、国に対して公共交通の維持・確保に向けた抜本的な支援策を求めてまいりました。</p> <p>その結果、感染症対策の取組に対する補助制度や減収に対する特別な企業債制度が創設されたものの、危機的な状況に対する支援としては十分ではありません。引き続き、国に対して、支援の必要性をしっかりと訴え、抜本的な支援の構築を粘り強く要望してまいります。</p> <p>上下水道事業については、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、引き続き、全国の自治体等と連携し、事業を安定的に運営するための十分な支援を講じるよう、国に対して要望してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
17	<p>◆以下のことを国に求めること ⑰ 公営企業における独自のコロナ対策に対する交付金制度を創設すること。</p>	<p>市バス・地下鉄事業について、新型コロナウイルス感染症の影響による危機的な状況は、一交通事業者だけで解決できるものではなく、この間、再三に渡り、国に対して公共交通の維持・確保に向けた抜本的な支援策を求めてまいりました。</p> <p>その結果、感染症対策の取組に対する補助制度や減収に対する特別な企業債制度が創設されたものの、危機的な状況に対する支援としては十分ではありません。引き続き、国に対して、支援の必要性をしっかりと訴え、抜本的な支援の構築を粘り強く要望してまいります。</p> <p>上下水道事業については、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、引き続き、全国の自治体等と連携し、事業を安定的に運営するための十分な支援を講じるよう、国に対して要望してまいります。</p>	-	-
18	<p>◆京都市としての支援を強化すること ⑱ 京都市中小企業等総合支援補助金の減収要件を撤廃し、補助額を増額し来年度以降も実施すること。</p>	<p>本市では、あらゆる事業者が物価高騰の影響を受けている現状を踏まえ、いわゆる「売上要件」を付さず、事業継続に取り組むすべての中小企業等を対象とした最大限の支援策として、「中小企業等物価高騰対策支援金」を令和5年1月に創設しました。</p> <p>大規模な財政出動を伴う直接給付については、自治体の財政に左右されないよう、基本的には国において措置されるべきと考えており、引き続き、必要に応じて国に求めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
19	<p>⑱ 中小企業支援センターを復活し、新型コロナウイルス感染症拡大・物価高騰の影響を受けた中小企業・個人事業主に対して、市が直接、経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策等の部署を設置し、専門相談員を配置すること。</p>	<p>中小企業の視点に立った経営支援をより効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所の各ビジネスサポートデスク及び京北商工会の市内5箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。</p> <p>区役所への専門の相談員の配置は検討しておりませんが、今後とも、京都商工会議所等と一体的に、経営支援員による窓口・訪問相談をはじめ、中小企業診断士等の専門家派遣等により、ワンストップできめ細かく対応してまいります。</p>	<p>・中小企業の持続的発展のための基盤整備 (うち、中小企業経営支援体制の強化) 71,800 (うち、中小企業創業・経営支援事業) 3,900 (うち、物価高等に対応するための中小企業相談窓口体制強化事業) 77,000</p>	<p>159,900</p>
20	<p>⑳ 新型コロナ感染症拡大により影響を受けた全ての失業者・転職者・労働者の相談窓口を設置し、懇切丁寧な就労支援・労働相談への対応を強化すること。</p>	<p>本市では、大学生等の低年次生から就職活動中の若年者（第二新卒・既卒含む）を対象とした就職支援の拠点として、「わかもの就職支援センター」を開設しており就職活動に関する様々な相談への対応等を実施しております。</p> <p>また、同センター内に「就職氷河期世代活躍支援コーナー」を設置し、就職氷河期世代に当たる方の就職相談や地域企業とのマッチングにつなげる取組などを実施しております。</p> <p>加えて、コロナ禍においても円滑に就職活動を行えるよう、オンラインでの相談や模擬面接を実施するなど、相談窓口の充実、強化を図っており、引き続き、コロナ禍により影響を受けた方をはじめとする相談者に寄り添った支援を実施してまいります。</p>	<p>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 (うち、京都版「新卒就職・採用情報サイト」構築事業) 10,604</p> <p>・地域企業応援プロジェクト (うち、就職氷河期世代活躍支援事業) 15,000</p>	<p>64,601</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
21	<p>21 就職活動や、雇い止め・アルバイト減など、コロナで影響を受けている大学生や若者の実態調査を行い、市独自でさらなる雇用創出に取り組むこと。「わかもの就職支援センター」についてもさらに広報すること。</p>	<p>国は、大学等卒業者の就職内定状況について、例年10月から4月まで2箇月ごとに調査し、公表しております。また、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等の学生生活については、令和3年3月に国が調査し、公表しております。</p> <p>本市では、わかもの就職支援センターにおいて、日頃の相談対応を通じて、就職活動等の実態把握に努めるとともに、情報提供や学生と地域企業との交流促進などにより、学生をはじめ、若者の就職を支援しております。</p> <p>引き続き、国や京都府等と連携しながら、学生の就職活動等の実態を把握し、支援を行うとともに、地域企業の担い手確保を支援するなど、更なる雇用の創出に取り組んでまいります。</p>	<p>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 (うち、京都版「新卒就職・採用情報サイト」構築事業)</p> <p>・地域企業応援プロジェクト (うち、地域企業インターンシップ促進プロジェクト【新規】)</p>	<p>64,601</p> <p>10,604</p> <p>58,900</p> <p>10,000</p>
22	<p>22 京都府と連携して、生活に困窮する学生の生活支援や食料支援を行うこと。</p>	<p>学生支援については、国や京都府等と連携・補完しながら、様々な取組を進めております。</p> <p>学生への生活支援や食料支援については、国所管の独立行政法人である日本学生支援機構や、京都府において、支援の充実が図られるとともに、本市では、大学との協働により集めたふるさと納税寄付金を財源として実施する「ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業」において、令和5年度からは大学が実施する経済的に困窮する学生への支援に関する取組にも寄付金を活用できるよう制度の拡充を予定しております。</p> <p>今後も、国や府、各大学等と連携し、必要な取組を進めてまいります。</p>	<p>・ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業</p>	<p>26,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
23	<p>23 市民税については、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な市民への減免制度を創設すること。機械的な税徴収や差押えを行わず、納税の緩和制度の周知を図り実施すること。</p>	<p>納税が困難な方への減免制度については、地方税法において納税の緩和制度が設けられているほか、廃業等により所得が前年より著しく減少した方に対する個人市民税の減免制度を本市独自に設けております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難な方に対しても、これらの措置を適切に運用してまいります。</p> <p>市税徴収にあたっては、書面や電話による催告を行ってもなお納付がない場合、納税資力の確認や納税者の実態把握を行ったうえで差押えなどの滞納処分を執行しており、納税の緩和制度についても、HPやチラシ等により周知を図るほか、納税者に対し丁寧な制度説明を行っております。</p>	-	-
24	<p>24 公営企業の本来の目的である公共の福祉を増進する立場にたち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民・事業者に対して、水道料金や下水道使用料の減免制度を創設すること。福祉減免制度を創設し、生活困窮世帯への支援を行うこと。2020年5月から実施している支払猶予制度を継続すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る水道料金・下水道使用料の減免制度については、仮に実施した場合、老朽化した管路・施設の更新に必要な財源確保のため企業債の追加発行を要し、将来世代に過大な負担を先送りすることになることから、実施する考えはございません。</p> <p>また、生活困窮者等への福祉減免制度についても、特定の利用者の料金・使用料を減免することにより、他の利用者にもその負担を転嫁することになることから、公平の原則の下、実施する考えはございません。</p> <p>一方、支払が困難なお客さまには、引き続き、個別の事情に寄り添った懇切丁寧な対応を行ってまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
25	<p>25 コロナ禍で京都の文化芸術の灯を消さないため、以下の点に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人・フリーランスをはじめ、国の制度の対象外となっている文化芸術関係者に対して、京都市が独自に支援すること。 ・「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度」は、文化芸術関係者自らが資金を集める仕組みを改め、直接支援の制度とし、予算規模も拡大すること。 ・自主的にコロナ対策の為に催しの収容人数等を制限、または中止する場合の支援を行うこと。 ・文化芸術関係者へのアンケート調査を今後も継続して実施すること。 	<p>文化芸術活動の継続・再開を支えるため、総合相談窓口の継続設置によって文化芸術関係者の状況を把握し、引き続き寄り添った対応を行ってまいります。また、ふるさと納税寄付金など民間資金を獲得し、文化芸術事業実施者に補助金を交付するArts Aid KYOTOや文化芸術振興策に取り組むとともに、令和5年度は、寄付受付サイトを開設し、包括的な資金調達モデルの形成を推進するなど、引き続き持続可能な文化芸術の振興を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・創作活動と経済との融合による、若手芸術家等の活動の充実【充実】 ・京都・文化ファンドレイジング戦略推進事業【充実】 	<p>41,000</p> <p>101,760</p>
26	<p>26 新型コロナウイルス感染症拡大による影響が3年越しとなっている現状を踏まえ、国民健康保険料コロナ減免については、世帯主の所得の減少に限定しないこと。比較基準をコロナ禍以前とすること。</p>	<p>本市では、国の財政支援基準に基づき新型コロナウイルス感染症特例減免を実施しており、国基準では、世帯の主たる生計維持者である世帯主の収入が、前年の収入から10分の3以上減少していることが要件となっています。</p> <p>なお、これらの基準を超えて本市独自に減免を行う場合、新たな財源が必要となることから、本市の財政状況下において実施は困難と考えております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
27	27 国民健康保険の傷病手当について、コロナ罹患に限定せず傷病一般とすること。また被用者に限らず、対象を自営業者・事業主・「フリーター」にも拡大すること。	<p>本市国民健康保険の傷病手当について、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給した場合は、支給額の全額について国が特例的な財政支援を行うこととされています。</p> <p>国の財政支援の対象となる範囲を超えて、傷病手当金の支給を行うためには、新たな財源が必要となることから、本市の財政状況下において実施は困難と考えております。</p>	-	-
28	☆28 後期高齢者について、国民健康保険における傷病手当を適用しコロナ罹患以外も含めること。被保険者全員を対象とすることを京都府後期高齢者医療広域連合に求めること。	<p>後期高齢者医療制度における傷病手当については、国民健康保険と同様の内容で京都府後期高齢者医療広域連合において支給されており、その運用については、京都府後期高齢者医療広域連合において判断されるべきものであると考えております。</p>	-	-
29	2 「行財政改革計画」を撤回し、自治体の公的な責任の発揮を 29 福祉・住民サービス削減、公共機能を後退させる「行財政改革計画」は撤回すること。	<p>行財政改革計画の趣旨は、将来世代に過度な負担を負わせないよう、本市独自の福祉、教育、子育て支援、安心・安全など、施策の理念を守りながら、持続可能なものとなるよう再構築するものです。</p> <p>将来にわたって、支援や配慮が必要な方々へのセーフティネットをしっかりと確保したうえで、魅力あふれる京都を未来に引き継ぐため、この改革の趣旨を市民の皆様と共有し、御理解をいただきながら、持続可能な財政運営を確立してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
30	30 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を壊す「自治体戦略2040構想」及び公務の産業化・集約化方針を撤回するよう国に求めること。	<p>本市ではこれまでから、「民間にできることは民間に」を基本方針に、民営化・委託化などで業務量の減少が見込まれる部署において職員数を削減してきたところです。</p> <p>引き続き、事業見直し・民営化・委託化・デジタル化等による業務効率化などによって、職員数の適正化を行うなかでも、必要な部署には必要な人員をしっかりと配置するなど、市民のいのちと暮らしを守るための行政サービスの維持や、新たな行政需要への対応に必要な執行体制の強化を行ってまいります。</p>	-	-
31	☆31 個人情報を民間に提供し、行政の一元的管理を進める「行政デジタル化」は、国に撤回を求めること。個人情報を保護する立場から最大限の取組を行うこと。	<p>地方公共団体の個人情報保護制度は、これまで個別の条例で規律されていましたが、デジタル社会の進展を背景として、個人情報保護法改正が行われ、全国共通ルールを地方公共団体に直接適用し、個人情報保護委員会が一元的に監視・監督することとなりました。</p> <p>これを受け、本市でも、同法の施行に関して必要な事項を定めるとともに、個人情報の保護が個人の尊厳及び基本的人権の擁護にとって重要であることを鑑み、本市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保を図る条例改正を行いました。</p> <p>なお、匿名加工情報提供制度に関しては、特定の個人を識別できないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報を提供するものであり、個人情報そのものを提供するものではありません。</p>	・情報公開、情報提供、個人情報保護 (うち、行政機関等匿名加工情報の提供)	10,977 5,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
32	<p>32 地方交付税の必要な財源を確保するよう強力に国に求めること。地方交付税の性格を歪め総額を引き下げるトップランナー方式や、「マイナカード普及方式」をやめるよう、国に強く求めること。</p>	<p>地方交付税については、必要額が確保されていないことが大きな問題と考えているため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定過程を明らかにすること ・地方とりわけ大都市特有の財政需要や税収等を的確に見込むことによる交付税の必要額の十分な確保 ・国税収入の上振れ等により、年度途中で地方交付税の財源が増加する場合は、追加交付を行うこと ・臨時財政対策債の廃止（地方財源不足の解消は、法定率の引上げによって対応すること） <p>等を国に対して強く求めており、令和4年度においては、国税収入の上振れにより地方交付税が19億円追加交付されました。</p> <p>今後も地方交付税の必要額確保に向け、強く求めてまいります。</p>	—	—
33	<p>33 個人市民税の累進制の復活と法人市民税の累進制の強化を国に求めること。法人市民税の超過課税を法定上限の8.4%までただちに引き上げるなど、現行法のもとでも累進課税を強化し税収増をはかること。</p>	<p>個人・法人の住民税は、地域の構成員としての応益負担の性質を有しており、現在の制度は妥当なものであることから、本市としては、国に対して累進性の採用や強化を求めることは考えておりません。</p> <p>また、法人市民税の超過税率の更なる引上げについては、経済状況や企業活動に及ぼす影響、市民や事業者のコンセンサス等を見極めつつ、慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>引き続き、地方税財政の充実確保の観点から、国に対して、所得課税の配分割合の拡充強化を求めてまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
34	☆34 個人市民税の均等割減免制度は廃止しないこと。	<p>個人市民税の均等割減免制度の廃止は、行財政改革の一環ではなく、減免制度の適正化を図るために行うものです。均等割減免制度は、国の非課税措置の創設等により、創設当初の生活困窮者救済という意義が薄れ、今では本市独自の極めて特異な制度となっております。地方税法の趣旨にそぐわないとの第三者委員会等からの廃止の提言等もあったため、令和2年度に条例改正を行い、令和6年度からの廃止について、市民の皆様に丁寧に周知しております。</p> <p>また、福祉施策において一定の経過措置を講じることで急激な負担の上昇を緩和するとともに、対象者の御事情を踏まえ、必要な支援を丁寧に行うよう取り組んでまいります。</p>	・税制改正に伴う福祉施策における経過措置	98,000
35	35 指定管理者制度を導入していない施設への制度導入は行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と指定管理者の労働者の労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。利用料金制度をやめること。	<p>指定管理者制度は、民間事業者の創意工夫により、市民サービスの向上や経費節減が期待できることから、未導入の施設についても、民間活力のひとつの活用手法として、積極的に導入を検討すべきと考えております。</p> <p>制度の運用に当たっては、指定管理料を適切に算定のうえ、労働関係法令をはじめ、各種法令の遵守を指定管理者に求めるなど、引き続き、施設の設置者としての責務を果たしてまいります。</p> <p>利用料金制については、施設料金の取扱いの中で、とりわけ指定管理者による創意工夫を引き出しやすく、市民サービスの向上にもつながる手法であることから、引き続き、施設の特性等に応じて活用してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
36(1)	<p>36 公共施設の再編・集約化の方針を撤回すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市公共施設マネジメント基本計画」において、一律の削減の数値目標をつくらないこと。市民の要望を広く聞き、その声に応える公共施設の整備を行うこと。 ☆・一律の施設保有量の数値目標を前提に作成された「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」を撤回し、再検討すること。 	<p>老朽化の進行、更新時期の集中等の施設をとりまく課題や、人口減少、民間サービスの充実、デジタル化などの社会状況の変化を踏まえ、将来にわたって施設を適正に維持管理し、機能を効率的・効果的に発揮させるためには、施設保有量の最適化が必要であり、数値目標は、実効性をもって最適化を進めるために必要であると考えます。</p> <p>保有量の最適化に当たっては、個々の施設毎に、関係者や利用者の意見も踏まえながら、民間サービスの充実など時代に即した新たなサービス提供形態への転換、複合化・集約化による相乗効果の発現など、ハード施設ありきでない市民サービスの維持を検討してまいります。</p>	-	-
36(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都市資産有効活用基本方針」にもとづく「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」は撤回すること。市有地については住民の声を聞き、住民のために活用すること。 	<p>市有地の有効活用に当たっては、「京都市資産有効活用基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、本市が主体となる事業のほか、貸付・売却により、他の公的機関や民間を主体とする事業を含めて検討し、公共性・公益性を重視した政策的な活用を進めているところです。</p> <p>また、市民、事業者等からの提案を受け付ける「資産有効活用市民等提案制度」、基本方針の理念の下に策定した「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づく提案募集等により、あらゆる角度から活用を検討し、推進しているところです。今後も、基本方針の考え方にに基づき、市民の意見を踏まえながら、市有地の更なる有効活用を進めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
36(3)	<p>・集約された税賦課・徴収業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。</p>	<p>税務事務については、職員が培った知識やノウハウの共有、蓄積を進めることによる職員の専門性の向上や効率的かつ効果的な執行体制の構築を図るため、平成26年11月に市税事務所を設置し、課税業務を集約するとともに、令和元年10月に徴収業務を集約しておりますが、集約後も混乱なく適正かつ円滑に運用しております。この集約により、より適切かつ公平な税務事務の推進につながったと考えております。</p>	—	—
37	<p>37 男女共同参画センター（ウイングス京都）は廃止せず、ジェンダー平等を推進する施設として、さらに体制と機能を強化すること。</p>	<p>昨今の社会構造の変化や令和4年度に実施したサウンディング型市場調査の結果等を踏まえ、男女共同参画機能と民間活力の両立を視野に施設の在り方を検討してまいります。</p>	—	—
38	<p>☆38 2022年度に行われた公の施設の使用料の値上げは、施設の公共性や公益性の確保、及び市民の活動の権利保障という行政の役割を投げ出すものであり、「利用する人としなない人の負担の公平性」という考え方を撤回すること。値上げした料金は元に戻すこと。公の施設へのコスト揭示をやめること。</p>	<p>公の施設の使用料の見直しは、今後も施設の運営に公的責任を果たし、市民の税負担とサービスの均衡を図り、将来世代に過度な負担を負わせない持続可能なものとするために取り組んでいるものです。 公の施設へのコスト揭示は、行政サービスに係るコストや、公費負担がどの程度使われているかを分かりやすく発信し、市民の皆様理解を深めてもらうために実施するものです。市民の皆様や利用される方々に御理解いただけるよう、施設の役割、意義の発信はもとより、施設の特性に応じて、揭示内容・手法を工夫しながら丁寧に進めてまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
39	<p>39 職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。市民サービスを低下させ、公的責任の放棄をすすめる、官製ワーキングプアをつくりだす、事務・事業の民間委託化や派遣労働への置き換えはすすめないこと。</p>	<p>本市では、行政専門性の高い業務、企画や政策判断を伴う業務など、市職員が直接携わらなければならない業務に担い手を集中させる一方で、民間事業者に多くのノウハウが蓄積されている業務等は民間活力を活用するなど、業務の効率化と市民サービスの向上を図るとともに、職員数の適正化を進めてきたところで、引き続き、適切な役割分担のもと、委託化や民営化などによって業務量の減少が確実に見込むことができる部署について、職員数の適正化に取り組んでまいります。</p>	-	-
40	<p>☆40 みどり管理事務所と土木事務所の統合は行わないこと。人員削減と予算削減は行わないこと。人員は増員すること。</p>	<p>令和5年5月に土木事務所とみどり管理事務所を組織統合して設置する「土木みどり事務所」においては、業務執行体制の充実等によって災害対応力の強化を図るとともに、公共土木施設の一元管理による市民要望窓口のワンストップ化とスピードアップ、業務の効率化を行うなど、市民のいのちとくらしを守るための機能強化を実現してまいります。</p>	<p>・道路事業 (うち、土木事務所とみどり管理事務所の統合及び南部区画整理事務所の移転)</p>	<p>9,440,314 43,297</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
41	41 広域化に繋がる消防指令センターの共同運用はやめること。	<p>消防指令センターの共同運用は、令和3年7月に改定された京都府消防体制の整備推進計画に基づき、「京都府南部消防指令センター共同運用検討会」において、消防事務の一部を共同で処理する「連携・協力」の手法による消防指令センターの共同運用に向けた検討を進めており、令和5年1月には、本市及び南部地域の全9消防本部で共同運用の実現に向けた取組を進めていくこととなりました。</p> <p>なお、消防の広域化については、現在のところ検討しておりません。</p>	<p>・消防指令センター共同運用に向けた設計【新規】</p>	40,506
42	42 消防職員の150人削減計画は撤回し、人員・装備の両面で増強すること。2交代制を採用しないこと。	<p>行財政改革計画に掲げる組織・人員体制の適正化として、令和3年度からの5年間で消防職員150人の削減を目指し、引き続き、職員体制の適正化に取り組みます。</p> <p>適正化については、消防力を低下させないことを前提に、局本部及び消防署の管理業務等の体制見直しや交替制勤務者の勤務体制の変更等により行い、今後とも消防隊や救急隊等については必要な部隊数を確保し、市民の安心と安全を守るための災害現場対応力を維持してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
43	<p>☆43 児童福祉センター、こころの健康増進センター、地域リハビリテーション推進センターの一体化整備にあたっては、それぞれの施設がこれまで果たしてきた機能を後退させることなく充実し、さらに利用者にとって利用しやすいものとする。児童福祉センターについては、現地でも同センターの機能を残し、施設整備すること。</p>	<p>本市では、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設に求められている役割の増大や、建物の老朽化、耐震性能不足の課題に対応し、3施設の機能充実や連携の強化、専門的中核機関としての全市的な相談支援体制の充実、効率的な整備の実施などを目的として、3施設一体化整備事業を進めているところです。</p> <p>これまでに、基本計画、基本設計、実施設計、建設用地等に係る各種調査等に段階的に取り組み、令和4年1月に着工しております。引き続き、本整備事業を進めてまいります。</p>	<p>・3施設一体化整備事業（令和5年度）</p>	<p>3,495,487</p>
44(1)	<p><u>44 いきいき市民活動センターは、市民活動を保障する公の施設であり、廃止方針は撤回すること。すべての施設にエレベーターと多目的トイレを設置すること。センターのない行政区にも新たに設置すること。値上げした使用料金を元に戻すこと。</u></p>	<p>いきいき市民活動センターについては、令和3年1月に策定した「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」に基づき、既存施設を有効に活用するという観点から転用した施設であり、施設の長寿命化等のための大規模修繕は行わないこととしております。</p> <p>このため、新たに設置することは考えておりません。</p> <p>エレベーター及び多目的トイレについては、スペースや経費の課題があることから、設置に当たっては、相当な困難があるものと考えております。</p>	<p>・市民活動センター修繕費</p>	<p>12,663</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
44(2)	44 いきいき市民活動センターは、市民活動を保障する公の施設であり、廃止方針は撤回すること。すべての施設にエレベーターと多目的トイレを設置すること。センターのない行政区にも新たに設置すること。 <u>値上げした使用料金を元に戻すこと。</u>	<p>いきいき市民活動センターの利用料金については、運営経費に対する利用者の負担と市税等による負担の差が大きいことから、適正化を図るため、他の公の類似施設との均衡も考慮したうえで、施設の用途や利用状況を踏まえて上限額を設定し、議会での御議決をいただき令和4年4月から料金改定を行いました。</p> <p>このため改定前の水準に戻す考えはありませんが、施設の運営継続には今般の料金改定が不可欠であることについて、引き続き、利用者等への周知に努めてまいります。</p>	-	-
45(1)	45 ゴミ収集業務の75%民間委託化方針は撤回し、直営に戻し、公的責任を果たすこと。技能労務職員の採用計画を拡充すること。	<p>ごみ収集運搬業務については、本市の財政状況を踏まえ、75%まで民間委託を推進しつつ、計画的な職員の採用や委託事業者の質の向上を図ることなどにより、本市の責任の下、安定的な市民サービスを提供し、災害等の緊急時にも即応することができる体制を確保してまいります。</p>	-	-
45(2)	まち美化事務所の統廃合はやめること。	<p>職員規模に応じた執行体制のスリム化と、事務所の運営経費などのコスト削減を図るため、令和4年度に北部まち美化事務所と東部まち美化事務所を統合し、7箇所あったまち美化事務所を6箇所に再編しました。</p> <p>まち美化事務所の再編に当たっては、市民サービスの低下につながることをないよう、収集作業の効率化や行政と委託事業者の協働によるごみ収集業務の質の向上に努めております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
46	46 京都市被災者住宅再建等支援制度の独自適用を復活させること。	<p>令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正により、支援対象が「全壊、大規模半壊」から「中規模半壊」まで拡充されたこと、また「災害からの住宅再建等は自助による取組が基本」とする国の方針や、本市の財政状況を踏まえ、令和3年度から独自適用を廃止しており、再び独自適用を実施することは考えておりません。</p> <p>引き続き、今後の災害による被害に備え、ホームページ等を活用し、火災保険・共済への加入促進に努めてまいります。</p>	—	—
47	☆47 高齢者のインフルエンザ予防接種料金の減免制度を元に戻すこと。	<p>高齢者インフルエンザ予防接種については、今後、高齢化の進展による経費の増加が見込まれる中、将来にわたって制度が継続できるよう、また、「自己負担区分証明書の事前申請」を省くことで迅速に接種いただけるよう、令和4年度から生活保護等受給者を除き、一律1,500円とする見直しを行ったところです。</p> <p>令和4年2月市会における付帯決議を踏まえ、従前からの公共施設や医療機関でのポスター掲出等に加え、市政協力員による回覧チラシやコロナワクチン接種との共同広報など、例年以上に周知を行った結果、接種率に特段の影響はみられないため、令和3年度以前の制度に戻すことは考えておりません。</p>	・ 定期予防接種（高齢者）	1,163,250

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
48	<p>☆48 精神に障害がある方や生きにくさを抱える市民の居場所である「京都市心のふれあい交流サロン」の補助金を2021年度水準に戻すこと。</p>	<p>本市の財政状況を踏まえ、事業を持続可能なものとするため、こころのサポートふれあい交流サロン事業は、令和4年度から類似事業との事業統合を行い両事業の特性を引継ぎながら、活動実績に応じた支払方法を導入するなど、より効果的、効率的なものとなるよう見直しを行っております。</p> <p>また、これと合わせて、事業の受託事業者との懇談等を通じて、その見直しによる影響などの実態把握に努め、精神障害のある方にとっての居場所である本事業が安定して継続できるよう検討も行っているところです。</p> <p>引き続き、サロンの実態を把握しながら、持続可能な事業になるよう努めてまいります。</p>	<p>・精神障害者ふれあい交流サロン運営委託事業</p>	47,639
49	<p>49 敬老乗車証制度の対象年齢、負担金、所得基準を2021年度基準に戻すこと。全ての地域で民間バス・鉄道を含め共通化すること。</p>	<p>敬老乗車証制度の見直しについては、本市の財政状況の下、制度を廃止することなく、将来にわたって続けていくために見直しを行うこととし、市民の負託を受けた市会で重ねて議論いただき、令和3年9月市会で条例改正の議決をいただいたところです。</p> <p>改正条例に基づき、令和4年10月から、年齢や負担金の引上げ等の持続可能性を高めるための取組を実施しており、令和5年10月からは敬老バス回数券の新設等の利便性の向上につながる新たな取組を実施してまいります。</p> <p>また、全ての民営バス・鉄道を対象とすることは、本市の財政状況の下では困難です。</p>	<p>・高齢者市バス、地下鉄等乗車証交付</p>	5,736,511

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
50	50 老人福祉センターを維持、増設すること。	<p>高齢者の生きがいづくりや健康づくり等の活動の場として設置運営している、市内17か所の老人福祉センターについては、引き続き維持に努めてまいります。</p> <p>増設については、本市の財政状況の下、建設等の費用や運営経費等を確保することは困難であることから、予定しておりません。</p> <p>本市では、健康長寿サロンなど、身近な地域において気軽に利用できる通いの場の充実に取り組んでいるところであり、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、引き続き取組を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター運営 ・地域における高齢者の居場所づくり支援事業 	<p>228,279</p> <p>6,400</p>
51(1)	51 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たすこと。市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。	<p>児童福祉法第24条第1項の責任を果たすべく、民営施設を含め、保育を必要とする児童全てが保育を利用できるように取り組んでおります。民間移管については、「京都市はぐくみプラン」に基づき、引き続き公としての役割について不断の検証を行い、取り組んでまいります。</p> <p>市営保育所を各行政区に1つつくるとの方針は持つておらず、国の財政措置が見込めない中、新たに設置することは困難です。</p> <p>認定こども園への移行は、市営保育所については現時点では検討しておらず、市立幼稚園については、多様な幼児教育・保育ニーズに対応できるよう、引き続き所要の検討を進めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
51(2)	市営聚楽保育所は新規入所を再開すること。	<p>聚楽保育所については、令和3年5月市会において、令和8年度末をもって同保育所を廃止する条例が成立したことにより、現在の在所児が卒所するまでは保育を行い、そのために必要な職員体制は確保するものの、新規入所児童の受入れについては、別途体制の確保が必要なため、行わないこととしております。引き続き、令和3年5月市会の付帯決議を踏まえて取り組んでまいります。</p>	-	-
52	<p>☆52 民間保育園等給与等運用事業補助金については、以下のように改善すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・削減した13億円は元に戻し、実態に合わせてさらに拡充すること。 ・保育士配置基準の引き上げを国に求めること。 ・調理師等の配置は、3人目から非正規とする考えを改め、正規職員とすること。 ・障害児加配については、2021年度までのような別枠での加配に戻すこと。 ・職員の給与算定にあたり、職員の平均経験年数11年を上限とすることはやめ、経験年数に応じて昇級し、給与を支払えるよう各園に必要な財源を支払うこと。 	<p>保育園等への人件費等補助金に関しては、本市独自の配置水準の維持・充実を図りながら、支出実績に応じて精算する透明性の高い制度へと再構築したことにより、必要な職種に必要な人件費がしっかりと行き渡る仕組みとしております。</p> <p>再構築後の人件費等補助金については、継続して各園の支出実績を確認する中で必要な検証を行っており、令和4年度においては、令和3年度分の調査結果等から明らかになった課題について、実情に合わせた制度の見直しを行ったところであります。</p> <p>令和5年度は新たに、調理師等の算定数の拡充や主体的な経営見直しに取り組む園に対する一定の支援を行ってまいります。引き続き、補助金に関する付帯決議を踏まえ、支出実績等を確認する中で、安定的な保育運営のための必要な検証を行ってまいります。</p> <p>なお、保育士配置基準の引上げについては、これまでから国に要望しております。</p>	・民間社会福祉施設単費援護（幼稚園・保育所）	5,572,267

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
53	53 0～2歳児の保育料値上げ方針は撤回すること。	保育料については、令和6年度以降も当面の間、本市独自の軽減措置を継続し、据え置くこととしております。	-	-
54	54 学童保育の利用料を元に戻すこと。応益負担を撤回すること。	学童クラブ事業の利用料金改定については、単純に利用料金の値上げではなく、利用時間が長い土曜日や長期休業中に御利用いただく方には、その時間に見合った料金をお支払いいただくことにより、受益と負担のバランスや公平性を向上させようとするため改定したものです。料金体系そのものを抜本的に見直し、子育て世帯にとってより利用実態に見合った、分かりやすい料金体系となるよう再構築したと同時に、低所得世帯等の配慮が必要な世帯には、対象を拡大して減免を適用するよう配慮を行っており、今後も子育て支援施策が将来にわたり持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。	-	-
55	55 学童う歯対策事業を無料で継続すること。	昭和36年度に始めた学童う歯対策事業は、学童期のう歯の治療に寄与するとともに、初期の段階であれば、フッ化物の塗布やその後の継続的なチェックにより、回復や更なる罹患を防ぐ等、予防的な役割も担っており、その果たす役割は重要と認識しております。これからの子どもの歯と口の健康づくりは、乳幼児期からの取組、そして、う歯治療だけでなく、予防の取組も重要であり、このような観点も踏まえながら、子ども医療費支給制度との一体化なども含め、子ども医療費全体の観点から再点検を実施してまいります。	・学童う歯対策	394,679

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
56	56 放課後等デイサービスを利用する就学児の利用者負担を元に戻すこと。	本市においては、利用者負担上限月額について、国制度から大幅に軽減する制度を実施しており、今後も持続可能な制度としていくため、サービス水準に見合った負担の適正化を実施しました。なお、見直し後も、他の政令指定都市や府下市町村に比べ、大幅な助成を維持する内容としております。	・障害児福祉サービス利用支援策「新京都方式」 (うち、障害児施設給付費(市独自軽減分))	79,246 78,595
57	57 児童発達支援センター利用者への食費にかかる保護者負担をやめること。	本市においては、本来保護者が負担する食材料費相当額について、独自で助成する制度を実施していましたが、他施策との整合性を図る観点から、経過措置期間を設けたのち、令和5年度から、食材料費相当額を利用者に負担いただくこととしております。 なお、調理費相当額が国の報酬で評価されない世帯については、一部助成を継続することとしています。	・障害児福祉サービス利用支援策「新京都方式」 (うち、障害児施設給付費(市独自軽減分))	79,246 78,595

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
58	☆58 児童通所サービス（未就学児）の利用料について、利用日数による利用者負担上限月額区分を復活し、利用者負担の軽減をはかること。	保護者における事務手続きの煩雑さを解消する観点から、支給日数による区分を廃止する旨の見直しを行ったものであり、未就学児の利用者負担上限月額については、国上限月額の概ね1/6まで本市独自で軽減することで、負担軽減を図っております。	・障害児福祉サービス利用支援策「新京都方式」 （うち、障害児施設給付費（市独自軽減分））	79,246 78,595
59	59 重度障害者利用事業所支援補助金は、2020年度の水準に戻すこと。	本市独自の補助制度である当該補助金については、本市の財政状況を踏まえ、持続可能な制度となるよう見直しており、水準に戻すことは考えておりません。 なお、重度障害のある方の受入に係る障害福祉サービスの報酬については、重度障害のある方の受入拡大や支援向上に資するよう、引き続き、国に対し、十分な財政措置を要望してまいります。	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
60	60 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。	<p>本市の学校統合及び統合に伴う小中一貫教育校の創設については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意思を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。</p> <p>子どもたちにとってより良い教育環境となるよう、引き続き検討してまいります。</p>	—	—
61	61 市営住宅の減免制度を元に戻すこと。	<p>市営住宅の低収入減額（家賃減免）制度については、住宅審議会からの答申を踏まえ、令和3年度に、入居者間の公平性、生活保護制度との整合性、民間賃貸入居者との均衡や他都市水準を考慮しつつ、真に困窮する世帯に適用できる持続可能な制度に改め、令和4年4月から運用を開始しております。引き続き見直しを行った制度を適正に運用してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
62	62 下水道事業への企業債元金償還金に対する一般会計からの出資金の休止はやめること。	下水道事業の企業債元金償還金に対する一般会計からの出資金の休止については、「行財政改革計画」に基づき、全会計連結の観点から、実施する必要があると考えております。	—	—
63	63 市民の交通権を保障するため、ダイヤ・系統路線の充実で交通不便地域を解消すること。	<p>本市では、これまでから、モビリティ・マネジメントの取組や民間バス事業者が行う路線充実の実証運行への支援等に取り組んでおります。さらに、令和3年度には地域が主体となって実施される無償運送等に対する支援制度を創設しており、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>また、令和5年度中に「地域公共交通計画」を策定することとしており、行政・交通事業者・市民各々の役割を明らかにし、市民の暮らしを支える生活交通の維持確保に取り組んでまいります。</p> <p>また、厳しい経営状況にある市バス事業においては、現在の市バス路線ネットワークの維持・継承などを基本としつつ、今後の運行計画を策定していくこととしております。引き続き「市民の足」としての役割をしっかりと果たせるよう取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市地域公共交通計画策定 ・地域主体の生活交通確保支援事業 ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進） 	<p>5,158</p> <p>1,700</p> <p>2,183</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
64	64 2024年予定の、今でも初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃の値上げ方針は撤回すること。バスの均一区間を市内全域に広げること。	<p>新型コロナウイルス感染症や原油高等の影響により、全国の交通事業者が非常に厳しい経営状況にあり、多くの民間事業者が運賃改定を表明する中、本市地下鉄においては、経営改善の取組やお客様数の回復に加え、国の財政支援措置の効果がとりわけ大きく、更なる経営努力を重ねることが前提ではあるもの、地下鉄の運賃改定は回避することとしました。</p> <p>しかしながら、市バス・地下鉄事業とも厳しい経営状況にある事には変わりなく、引き続き、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン【改訂版】(2021-2028)」に基づき、あらゆる健全化策を実行してまいります。</p> <p>市バスの均一運賃区間の拡大は、競合する民間バス会社の御理解と御協力が欠かせませんが、各社とも危機的な経営状況にある中、経営に与える影響が大きい本取組についての合意を得ることが非常に厳しい状況になっています。引き続き、更なる利便性向上に向け、関係バス会社と協議してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
65	<p>☆65 「地域未来投資促進法」に基づく、生産緑地・農地を物流センター用地等産業用地に転用する方針は撤回すること。</p>	<p>本市では、市街化区域内で大規模な産業用地の確保が困難な状況であり、企業立地を進めるうえでの課題となっていることから、市街化調整区域における産業用地の創出に取り組んでおります。</p> <p>産業用地創出にあたっては、農業との調和を図る必要があるため、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域に指定した向島国道1号周辺エリアは、農業振興地域から外れた区域を対象としております。</p> <p>引き続き、営農環境の保全を前提に、産業用地の創出、そして都市の成長戦略の推進に取り組んでまいります。</p>	-	-
66	<p>◆不要不急の大型公共工事は中止すること</p> <p>66 北陸新幹線延伸については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小・廃止につながることで、地下水や自然環境、住環境へ悪影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。市は計画推進の立場を転換し、国に延伸計画を中止するよう求めること。</p>	<p>北陸新幹線の延伸については、現在、環境影響評価法に基づく調査が行われているところであり、環境への影響の予測・評価等は「環境影響評価準備書」により示されるものと認識しております。</p> <p>今後もこれまでと同じく、法の規定に則り、環境影響評価審査会の御意見をお聞きしながら、自然環境、生活環境等の観点からもしっかりと必要な意見を提出してまいります。</p> <p>また、在来線がJR西日本から経営分離されないための措置、地元自治体に対する財政措置等については、京都府や関西広域連合と連携し、市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した円滑な整備の推進とあわせて、引き続き、国に要望してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
67	<p>67 社会経済情勢の変化、生活様式及び人口減少社会をふまえ、リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう国並びにJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。</p>	<p>リニア中央新幹線は、東海道新幹線の老朽化や災害リスクに備えるとともに、3大都市圏を約1時間で結ぶ「新たな国土軸」を形成するものであり、京都はもとより、国土の均衡ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。</p> <p>引き続き、京都府、経済界等と連携し、京都府中央リニアエクスプレス推進協議会によるリニア京都誘致の活動を行ってまいります。</p>	<p>・リニア中央新幹線及び北陸新幹線の誘致推進</p>	150
68	<p>68 市内高速道路の未着工3路線計画の廃止方針にもとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了すること。堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。</p>	<p>京都高速道路の残る3路線の都市計画決定（廃止）については、堀川通の機能強化（バイパス整備等）に関する都市計画決定と併せて進めていくこととしております。</p> <p>堀川通の機能強化（バイパス整備等）は、平成30年1月に将来道路ネットワーク研究会において、「喫緊の課題」との意見が取りまとめられております。</p> <p>今後とも「堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の事業計画策定」について、強く国に要望してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
69	<p>69 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅工事は見送りではなく中止すること。</p>	<p>鴨川東岸線は、鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び、市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路ですが、第3工区が未整備であるため、市内幹線道路の南北軸の強化や第2京阪道路や新十条通へのアクセスの向上等、道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっております。</p> <p>第3工区については、令和3年度からの3年間は行財政の集中改革期間として予算計上を見送ることとしておりますが、関係機関協議など、予算計上が可能となった時点で速やかにスムーズな進捗が図れるよう、引き続き作業を進めてまいります。</p>	-	-
70	<p>70 国道1号線、9号線のバイパス計画の推進方針を撤回すること。</p>	<p>平成30年1月に将来道路ネットワーク研究会において、「本市と大津方面及び亀岡方面を結ぶ災害に強い道路については、整備の必要性が高い」との意見が出されております。</p> <p>空港や港を持たない本市において、広域的な道路ネットワークは、地域の経済活動や市民の日常を支える生命線であることから、国に対し、「京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討」について要望を行っており、引き続き、国や府等と議論を深めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
71	<p>3 統一協会及び関連団体との関係を調査し、対策を講じること</p> <p>☆71 反社会的カルト集団・統一協会（世界平和統一家庭連合、関連団体含む）については、以下の対策を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反社会的カルト集団である統一協会（世界平和統一家庭連合）について「解散命令」請求をするよう国に求めること。 ・市として今後、統一協会および関連団体（全国霊感商法対策弁護士連絡会が公開しているリスト）と一切の関係を持たず、毅然とした対応を取る。また、その立場を対外的に表明するとともに、外郭団体にもそうした姿勢を徹底すること。 ・統一協会および関連団体の集会・イベントにおける、「市長および市幹部職員の参加・挨拶・祝電・メッセージの送付」「市による名義後援」「市広報物への情報掲載」「市施設の使用許可」、また、統一協会および関連団体による「市事業への参画」、本市や外郭団体への「表敬訪問」「寄付行為」等の有無について調査し、その結果を公表すること。本市として一連の行為を行わないこと。 ・市として被害の実態調査を行い、被害者救済のための法整備を国に求めること。 	<p>本市ではこれまでから、法令に反する行為や不当な働き掛け等については、いかなる団体等であれ毅然とした対応を行っております。</p> <p>旧統一教会については、国において宗教法人法に基づく質問権が行使され、また、被害者の救済を図るための法律等が公布されたところです。</p> <p>当該団体については、霊感商法の被害等に対して各地で民事裁判が行われ、団体の関与や賠償責任を認める判決が出ており、社会的に大きな問題があったとの認識のもと、今後市として関わりを持たないと既に表明しております。</p> <p>また、本市では、これまでから霊感商法などに係る被害相談を含め、多様化する消費生活相談に対し、相談員がきめ細やかに対応するとともに、消費者被害の防止・救済のため、情報発信をはじめとした啓発や、幅広い世代への消費者教育に取り組んでおり、引き続き適切に対応してまいります。</p> <p>なお、個人情報保護の観点から、相談者以外の第三者に対して個別の相談内容を伝えることは、本件に関わらず、一切ありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活基本計画の推進 (うち、消費者啓発) 21,102 10,784 (うち、消費者相談) 3,301 	

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
71の 続き	<ul style="list-style-type: none"> ・報道等で様々な被害実態が明らかとなり、今後本市においても市民からの相談が増えることを想定し、相談窓口の体制強化、ならびに被害を防止するための啓発強化に取り組むこと。 ・市内の大学・専門学校・高等学校等での学生・生徒への被害対策として、統一協会および関連団体など反社会的カルト集団についての注意喚起を行うこと。 ・統一協会関係者による京都市消費者生活総合センターへの問い合わせには一切応じないこと。 			

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
72	<p>分野別要求項目 1 複合災害に備えたまちづくりで、いのちを守る市政に ◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を 72 豪雨による淀川水系の河川の氾濫、ダム放流、洗堰・樋門の操作についての実態と教訓を明らかにすること。京都市流域の浸水に影響がある天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等、適切な運用が図られるよう管理者に求めること。</p>	<p>治水対策については、本川、支川など上下流のバランスが重要であり、流域の管理者間での綿密な連携を図るため、国・府との様々な協議や意見交換の場を設けており、こうした連携が平成25年の台風18号を踏まえた桂川緊急治水対策の実施につながっております。 今後も、天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等の適切な運用をはじめ、市域の治水安全度向上のため、必要な要望を行いながら、国・府と連携を図ってまいります。</p>	-	-
73	<p>73 流域治水対策を強化すること。久我橋西詰付近などの越水地域の堤防の嵩上げとともに、堤防の強化を図ること。</p>	<p>桂川の治水対策については、国が事業を進めております。今後も、流域の治水安全度向上に向けて、国・府と連携を図ってまいります。</p>	-	-
74	<p>74 被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図るよう国に求めること。</p>	<p>国の被災者生活再建支援法は、住宅被害が一定数以上発生した地域及び中規模半壊までの被害を支援対象としております。本市としては、被災者の被害の程度は同等でありながら、市町村等における被害の規模によって制度の支援対象となるか否かが異なるという被災者間の不均衡を生じさせないため、同一自然災害における全被災区域での法適用や、支援対象被害区分の拡大（半壊・準半壊まで対象拡大）について、引き続き、国に要望してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
75	75 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。関係機関との連携を強化すること。避難所に配置する職員を確保するためにも、集約された業務（保健所や税など）を区役所に戻し、区役所の日常的な機能を充実させること。	<p>区役所・支所における平時の防災体制については、平成24年度以降、地域防災活動の拠点となる地域力推進室への「総務・防災課長」及び「地域防災係長」の設置を行うとともに、専門的な知識や経験を有する土木技術職員や消防職員を充てるなど、体制強化を図ってきたところです。</p> <p>また、災害時においては、突発的に増加する業務について、本庁職員による応援を行うなど、区役所・支所だけでなく全庁的に対応できる仕組みを構築しております。</p> <p>引き続き、自主防災会をはじめ地域の関係機関と連携し、市民の安心安全の確保に取り組むべく、必要な体制の構築に努めてまいります。</p>	-	-
76(1)	76 「複合災害」を考慮した十分な対策のため、指定避難所・指定緊急避難場所の環境改善を図ること。	<p>大規模災害時は、避難所として、学校の体育館のほか普通教室や特別教室等を活用することにしており、感染症対策を講じ得る規模を確保しております。</p> <p>また、飲料水や食料、災害用トイレの備蓄を行っているほか、間仕切りテント、段ボールベッド、非接触型体温計等も配備し、感染症の拡大防止に向けた対策を行っております。</p> <p>引き続き、安全な自宅や親戚・知人宅等での避難の周知も含め、避難所環境向上の対策に取り組んでまいります。</p>	・大規模災害用備蓄器材等整備	52,797

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
76(2)	<p>・京都市備蓄計画の備蓄目標数を早期に達成すること。避難所運営用資機材、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策用物品の目標数を設定すること。使い捨てスリッパも配備すること。</p>	<p>本市においては、花折断層を震源とする地震等の大規模災害を見据え、京都市備蓄計画を定めて公的備蓄の整備に取り組んでおり、現在、策定を進めている新たな地震被害想定等を踏まえつつ、必要な数量について、早期に確保できるよう取り組んでまいります。</p> <p>避難所運営用資器材については各指定避難所に配備するとともに、感染症拡大防止対策用物品については各指定緊急避難場所も含め、既に配備しております。</p> <p>また、使い捨てスリッパについては、必要に応じて指定避難所等において活用できるよう、各区役所・支所に配備しております。</p>	<p>・大規模災害用備蓄器材等整備</p>	52,797
76(3)	<p>・トイレの洋式化の早期完了とエアコン設置など、指定避難所の環境の抜本改善をはかること。「災害用マンホールトイレ」を抜本的に拡充すること。</p>	<p>避難所のトイレについては、マンホールトイレの洋式上屋の配備や簡易トイレの活用により、洋式化を推進しております。</p> <p>「災害用マンホールトイレ」については、継続して整備を行ってまいります。</p> <p>体育館を含む学校施設のトイレについては、令和4年度末には洋式化率が約69%となる見込みであり、令和5年度末までの目標としていた「全市平均60%以上」を上回っておりますが、引き続き、全面的な改修や洋式化を進めてまいります。</p> <p>体育館の空調設置については、現時点で設置計画はございませんが、自主防災会や学校、区役所が協議の上、必要に応じて、空調設備のある教室を避難場所として開放することとしております。</p>	<p>・大規模災害用備蓄器材等整備</p> <p>・公共下水道整備事業（災害用マンホールトイレ）</p> <p>☆快適トイレ整備事業</p>	52,797 327,000 241,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
76(4)	<p>・「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については、区域外に確保すること。</p>	<p>指定避難所及び指定緊急避難場所については、想定する災害が及ばない区域に立地することが原則ですが、地域事情等から、ハザードリスクが高くない場合に、指定区域内施設を指定しているケースがあります。</p> <p>引き続き、地域の御意見を伺いながら、民間施設を含め、区域外の避難場所の確保に努めてまいります。</p>	-	-
77	<p>77 被災者に提供する住宅を各行政区に確保すること。</p>	<p>市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた市民には、京都市住宅供給公社内に設置された「被災者向け住宅情報センター」において、市営住宅を無償で一時使用できる制度を案内するとともに、民間住宅の情報提供、登録不動産事業者の紹介を行っています。</p> <p>なお、令和3年度市長と知事との懇談会において合意した「災害時の府市双方の公営住宅の相互利用」について、令和4年6月から運用を開始しております。</p>	<p>・被災者向け住宅情報センター運営</p>	<p>5,294</p>
78	<p>78 被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談に乗る体制を確保するとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済不要の資金援助制度を創設すること。</p>	<p>直接被害を受けた中小企業者が災害復旧に迅速に取り組めるよう、低利の融資制度を常設する等、必要な資金の円滑な供給に努めています。</p> <p>また、令和元年台風19号等の災害時には、「小規模事業者持続化補助金」等において、被災企業を対象とした補助枠が創設されるなど、国において必要な対応が行われています。</p> <p>被災された中小企業者の被害対策などの相談に関しては、京都府と連携し、京都商工会議所、京北商工会等の経営相談窓口において特別窓口を開設するとともに、本市職員も直接事業者の声をお聞きしながら、きめ細かく対応しています。</p>	<p>・中小企業の持続的発展のための基盤整備 (うち、中小企業経営支援体制の強化) (うち、中小企業創業・経営支援事業)</p>	<p>159,900 71,800 3,900</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
79	79 被災農業者が早期に営農再開できるよう、農業や農機具・施設の復旧支援を拡充すること。	<p>農地・農業用施設の災害復旧については、土地改良区等に国庫補助の活用を働きかけるとともに、国庫補助の対象外となった農業用施設については、市内で著しい被害があった場合、本市の補助率を通常より上乘せして支援しております。</p> <p>また、農作物やパイプハウス等の被害についても、災害発生後速やかに、国・府制度の活用を含め、被害状況に応じた復旧支援策を検討するなど、今後とも、意欲ある農業者が営農を継続できるよう努めてまいります。</p>	—	—
80	<p>◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを</p> <p>80 国や府と連携し、速やかに急傾斜地、崩落危険箇所の対策を具体化すること。</p>	<p>急傾斜地、崩落危険箇所対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊対策事業の実施主体である京都府と積極的に意見交換を行うなど連携を密にしつつ、事業実施に向けた要望を行った結果、現在、市内3箇所において事業が実施されております。</p> <p>引き続き、京都府に対して協議・要望を行ってまいります。</p>	・府事業に対する負担金	28,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
81	81 民間社会福祉施設の耐震化診断と改修を早期に完了させること。	<p>民営保育園等については、「京都市民営保育園耐震化計画」の対象となる全ての施設で、令和4年度末までに耐震化に係る工事が完了し、耐震化率100%となる予定です。</p> <p>また、民営保育園等以外の民間社会福祉施設等についても、事業者負担の軽減を図るとともに、施設ごとの課題の解決に取り組みながら、耐震化を進めてまいります。</p> <p>引き続き、早期に耐震化が図れるよう、各施設と緊密に連携を取り、耐震改修を進めてまいります。</p>	-	-
82	82 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導體制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において早期に完了させること。未計画の障害者施設においては原因を明らかにし、策定できるよう市が責任を果たすこと。	<p>土砂災害警戒情報等が発表された場合、「京都市地域防災計画」に基づき、速やかに対象区域に所在する要配慮者利用施設に情報の伝達を行うこととしております。</p> <p>また、水防法及び土砂災害防止法の改正によって、浸水想定区域内等に位置する施設等は、避難確保計画の作成と当該計画に基づく訓練の実施結果を市町村へ報告することが義務化されています。</p> <p>引き続き、計画未作成及び訓練の実施結果の未報告施設には、障害者施設に限らず、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施・報告について要請し、適宜、計画未作成理由等を聞き取りながら、計画策定の助言及び内容の点検等を行ってまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
83	83 消防分団施設（市や地域の施設と共用しているもの、および10㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を市の責任において早期に完了すること。	<p>消防団施設の耐震化は、消防団施設の補助金制度の優先的な活用により促進を図っており、耐震診断の結果、耐震化が必要と診断された消防団施設56施設のうち、53施設で耐震化工事が完了（耐震化の必要がなくなった施設を含む）しております。</p> <p>今後も、残る3施設の耐震化に向け、消防署が該当分団と地域関係者の間に入り調整を図るなど、積極的にサポートしてまいります。</p> <p>また、市や地域の施設と共用していること及び10㎡未満であることが理由で、耐震診断を実施しなかった施設のうち、耐震化が必要な施設についても、地域や分団と調整し、同制度の優先的な活用を促進してまいります。</p>	・消防団施設補助	37,000
84(1)	84 豪雨対策については、近年の気候危機に対応して以下の点を強化すること。 ☆・雨に強いまちづくり方針、京都市地域防災計画・災害予防計画（水害予防・地盤災害の防止）について、危機管理部局が総体を掌握し進捗管理を行うこと。	<p>防災危機管理室については、京都市防災会議を開催し、本市の防災体制の基本となる地域防災計画を取りまとめるなど、防災対策の大きな方向性を調整するとともに、全庁における情報共有をはじめ、国や京都府の防災対策に係る情報を各局等に提供する役割を担っております。</p> <p>また、「雨に強いまちづくり」においては、関係各局と連携し、流域治水の観点も踏まえ、ハード対策とソフト対策を組み合わせる効果的、効率的な浸水対策を進めるよう、調整の場を設けています。</p> <p>各事業については、毎年度の地域防災計画の改訂時に進捗等を防災危機管理室が確認するとともに、情報共有や調整の場を設け、進捗を確認しているところであります。</p>	・地域防災計画の推進	232,759

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
84(2)	<p>☆・土砂災害を防止するため、砂防ダムの設置や治山対策の強化を京都府に求めること。</p>	<p>土砂流出対策については、砂防事業や治山事業を所管する京都府の対応が不可欠であることから、府市連携により、課題解決に向けた対策を進めてまいります。</p> <p>治山対策については、災害を受けた箇所の復旧や災害への予防対策が京都府において早期に実施されるよう、必要に応じて、現場調査や森林所有者への事業実施承諾をはじめとする事前準備を本市が行っております。今後も、これらの連携協力の下、治山対策がより一層進むよう、京都府に働きかけてまいります。</p>	-	-
84(3)	<p>・国・府と協議を行い、浚渫を強化すること。流木や土砂の流入を防ぎ、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。</p> <p>・内水災害を含め浸水対策の年次計画を持ち、河川改修をすすめること。</p>	<p>治水安全度の向上のため、国・府とも連携を図り、本市が整備を進める都市基盤河川等の改修、河川の日常的な維持管理（しゅんせつ、点検等）を実施するとともに、流木や土砂流入対策についても京都府等と協議してまいります。国が管理する河川の改修については、引き続き、河川整備計画に基づく更なる治水対策の早期完了を要望してまいります。</p>	<p>☆道路・橋りょう・河川・公園等の防災・減災対策等</p> <p>（うち、河川維持管理）</p> <p>（うち、都市基盤河川整備）</p> <p>☆道路・河川・公園等の安心安全対策</p> <p>（うち、河川維持管理）</p> <p>（うち、都市基盤河川整備）</p> <p>・河川維持管理</p> <p>・都市基盤河川整備</p>	<p>1,015,000</p> <p>90,000</p> <p>150,000</p> <p>3,277,000</p> <p>123,605</p> <p>2,759</p> <p>708,709</p> <p>609,300</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
84(4)	<p>・災害時の体制を強化するため、土木事務所、上下水道局等の職員を増員すること。下水道管路管理センターの集約化を行わないこと。</p>	<p>建設局においては、平成26年度から災害活動体制1号と2号の間に「土木2号」を設けるなど、災害活動体制の強化に取り組んできたところですが、令和5年5月には土木事務所とみどり管理事務所を統合し、業務執行体制を充実させることにより、災害対応の総合力の更なる向上を図ってまいります。</p> <p>上下水道局における防災・危機管理体制については、これまでから災害時等の対応の更なる迅速化・円滑化を図るため、必要な人員体制を確保してきたほか、令和4年5月には、本庁舎及び南部エリアの水道・下水道の事業所を集約させ、新たな事業・防災拠点となる「京都市上下水道局総合庁舎」を開庁し、機能の充実・体制強化を図っております。</p> <p>一方で、下水道管路管理センターをはじめとする施設の維持管理業務等、民間にノウハウが蓄積されている業務については、積極的に民間活力を導入するなど、今後も持続可能な経営を行い、市民の重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けてまいります。</p>	-	-
84(5)	<p>・公園や学校のグラウンドなどに一時的に雨水を貯留する施設などを計画的に増設すること。</p>	<p>「京都市水共生プラン」に基づき、浸水被害の防止及び健全な水環境の保全を図るため、河川や雨水幹線の整備だけでなく、公共施設における雨水流出抑制対策について、施設の機能に支障を与えない範囲において実施しております。</p> <p>今後も、市民が安心して暮らせるまちを実現するため、効果的な浸水対策を実施してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
85	<p>85 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて今後も市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。</p>	<p>大規模盛土造成地の滑動崩落対策として、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を踏まえ、大規模盛土造成地マップ及びリーフレットを公表し、市民への周知に努めております。また、平成28年度からは、第二次調査（現地調査・安定計算等）の必要性が高いと位置付けた大規模盛土造成地4箇所について第二次調査に着手し、安全性を確認しております。</p> <p>令和3年度からは状態把握が必要と考えられる箇所について、現地踏査を実施し、異常の有無を確認しております。その中で、さらに詳細な調査が必要となる箇所を抽出しており、地下水位等の調査について、令和5年度から速やかに着手できるよう進めております。</p>	<p>・大規模盛土造成地調査</p>	<p>9,691</p>
86	<p>☆86 国の規制強化に沿い、市土砂条例を改正し、規制対象面積を3000㎡以上から500㎡以上に強化すること。</p>	<p>土砂条例の制定に当たって、京都府及び京都市の環境審議会における、規制が緩い自治体に土砂が持ち込まれることがないよう、府と市の統一性を担保するのがよいとの見解も踏まえ、3000㎡以上の埋立てを許可制とするなど、府条例と同じ規制内容としており、現時点で改正は考えておりません。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
87	87 盛土規制法に関する政令、省令を待たずに、市独自で全ての盛土、切土や建設残土等の調査を行い、災害を未然に防ぐ対策をとること。	危険な盛土等へ適切に対応するため、国から示された基礎調査実施要領を踏まえ、令和5年度から速やかに調査に着手できるよう進めてまいります。 また、公共工事における建設発生土は、現場内利用や他の公共工事で利用することとしており、公共工事で利用ができない場合は、再資源化施設等へ搬出し、適切に取扱っております。	・盛土規制法に係る基礎調査	26,048
88	☆88 大岩山について、違法に持ち込まれた土砂の全量撤去を行うこと。	大岩山の違法造成については、全量撤去ではなく、宅地造成等規制法に基づく技術基準に適合した内容（斜面の成形、側溝の設置、調整池の設置、斜面緑化）により、土地管理者が令和2年3月から自主是正工事に着手し、令和4年3月30日に完了しております。	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
89	89 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。	<p>本市の液状化危険度分布については、「京都市第3次地震被害想定」において、京都盆地とその周辺地域に分布する8つの活断層による内陸型地震と南海・東南海地震（南海トラフ地震）が発生した場合を想定し、地震ごとに示しております。</p> <p>また、本市ホームページにおいて、「液状化危険度分布図（市全域図）」を公開し、市民、建設事業者等に周知しております。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可制度においては、現在、国において液状化に関する明確な許可基準等が示されておりませんが、開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は、窓口での相談時等に、啓発文書により、液状化対策について検討するよう指導に努めております。</p>	—	—
90	90 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業を早急に完成させること。	<p>安祥寺川及び四宮川の改修については、令和4年1月に京都府と、流域の治水安全度の早期向上を目的とする政策協定を締結しており、令和4年度からは京都府に設置された「安祥寺川・四宮川整備推進室」において府市協調による事業執行体制の下、早期の対策完了に向け取り組んでおります。</p>	—	—
91	91 公園の防災設備を増やし、防災機能を強化すること。公園の新設・既設を問わず年次計画をつくること。	<p>公園の整備の際には、地域からの要望を踏まえ、かまどベンチ、防災ベンチ、マンホールトイレ等の災害時に活用できる防災設備の設置を進めているところです。</p> <p>今後も市民の安心安全を確保するため、災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。</p>	<p>☆道路・橋りょう・河川・公園等の防災・減災対策等 （うち、街区公園等整備） 87,824</p> <p>☆道路・河川・公園等の安心安全対策 （うち、街区公園等整備） 74,314</p> <p>・街区公園等整備 344,082</p>	<p>1,015,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
92	<p>92 新「耐震改修促進計画」の2025年耐震化率95%目標を必ず達成すること。まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業を直ちに再開し、使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充を図ること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。</p>	<p>京都市建築物耐震改修促進計画については、令和2年度に実施した中間点検で、計画に掲げた令和2年度末の耐震化目標を全て達成していることを確認しております。</p> <p>令和7年度末の耐震化率の目標の達成に向け、木造住宅の耐震化支援については、公民一体となった「耐震ネットワーク」や地域の自主防災組織等と連携し、市民自らによる耐震化の取組を促進するとともに、特定建築物の耐震化支援については、耐震診断が義務化された建築物の耐震化促進に向けての支援制度の運用や普及啓発を継続して実施してまいります。</p> <p>引き続き、京都に息づく「ひと」と「まち」の”いのち”を守るべく、災害に強い歴史都市「京都」の実現に取り組んでまいります。</p>	<p>・民間建築物の耐震・防火対策</p>	104,589
93	<p>93 マンションの耐震改修支援事業を復活し、制度を簡便にして活用しやすい制度に見直すこと。</p>	<p>令和7年度末の耐震化率の目標の達成に向け、分譲マンションの耐震化については、引き続き、関係部局と連携を図りながら、マンション管理組合に対する情報提供や助言、指導等により、分譲マンションの更なる耐震化の促進に取り組んでまいります。</p>	<p>・民間建築物の耐震・防火対策</p>	104,589

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
94	<p>94 耐震化の必要な「耐震補強を行う橋りょう」99橋の内、橋りょう健全化プログラム（第3・4期）に位置づけた29橋の改修は、前倒しで完了すること。京都市域の「耐震補強を行う橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。</p>	<p>橋りょうについては、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、引き続き耐震補強及び老朽化修繕を推進することとしており、令和5年度は、宮前橋、今熊野橋など48橋において対策を実施してまいります。 今後、市民の命と暮らしを守るため、国補助金の確保に努めながら、橋りょう健全化の取組を着実に推進してまいります。</p>	<p>☆道路・橋りょう・河川・公園等の防災・減災対策等 (うち、いのちを守る 橋りょう健全化プログラム) ☆道路・河川・公園等の安心安全対策 (うち、いのちを守る 橋りょう健全化プログラム) ・いのちを守る都市基盤防災・減災対策プロジェクト（道路事業） (うち、いのちを守る 橋りょう健全化プログラム)</p>	<p>1,015,000 164,600 3,277,000 203,087 1,717,815 1,078,256</p>
95	<p>95 道路のり面の維持・保全について、対策優先箇所未対策37箇所の優先箇所の対策を急ぐとともに、残りの22箇所についても、早急に対策を行うこと。</p>	<p>対策優先箇所未対策37箇所については、早急に対策を実施するため、国の予算を確保したうえで確実に実施できるよう、取り組んでまいります。</p>	<p>☆道路・橋りょう・河川・公園等の防災・減災対策等 (うち、災害防除（緊急輸送道路等に面する斜面の防災対策）) ・いのちを守る都市基盤防災・減災対策プロジェクト（道路事業） (うち、災害防除（緊急輸送道路等に面する斜面の防災対策）)</p>	<p>1,015,000 82,400 1,717,815 639,559</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
96	<p>96 山間部の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。</p>	<p>倒木の未然防止に向け、道路や民家等に隣接する森林において、自治会等が実施する危険木撤去を引き続き支援していくとともに、京都府をはじめ関係者とも連携して対策を検討してまいります。</p> <p>また、平成30年台風21号による倒木被害地については、本市独自の支援と府営事業の活用により、二次災害のおそれのある公道沿い等の被害地を優先的に復旧し、令和4年12月末時点で172haの倒木処理に着手しております。</p> <p>今後も、災害に強い森林整備を実施するために必要な施策の創設及び充実について、国や府に働きかけてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森づくりの推進 (うち、危険木伐採支援事業) 28,600 6,500 ・農林災害復旧事業 (うち、災害復旧に向けた倒木対策の推進) 84,000 53,000 ・いのちを守る都市基盤防災・減災対策プロジェクト(道路事業) 1,717,815 (うち、危険木撤去) 1,000 	
97	<p>97 自主防災会への助成金の年間5万円の上限枠を撤廃し、必要額を保障すること。</p>	<p>自主防災組織活動助成金については、地域住民の防火防災に関する連帯感の高揚や平常時における自主防災組織の活動促進を目的に、防災訓練に必要な物品の購入や防災知識の普及啓発などの取組を対象に交付しております。</p> <p>そのほか、標旗の交付や防災器材等の修繕、訓練指導などの必要な支援は、行政が主体となり実施しているため、本助成金については、令和5年度も制度を変更することなく、自主防災会における自発的な防災活動の促進を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の災害対応力の充実 (うち、自主防災組織活動助成金) 14,000 11,350 	

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
98	98 消防団員、水防団員の処遇の改善にっそう努めるとともに、団の運営費を増額すること。	<p>消防団員については、従前から退職報償金の引上げや報酬制度の創設、団運営費の増額等により必要な処遇改善を行っており、令和4年4月からは報酬制度の見直しを図りました。</p> <p>今後も、消防団員の処遇等に関する検討会の結果を踏まえつつ、更なる団員確保を見据えながら、退職報償金、報酬、団運営費の確保に努めてまいります。</p> <p>水防団員については、平成30年度に出勤手当等の改善を行いました。</p> <p>また、令和2年度からは水防活動時の要となる水防倉庫の建替え等に着手しており、令和4年度に完了する予定です。</p> <p>今後も、水防団員の環境改善及び運営費の確保に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団活動 (うち、消防団員報酬及び退職報償金) ・ 消防団運営 ・ 消防団施設補助 ・ 浸水防除事業 (うち、水防事業) 	<p>594,700</p> <p>397,612</p> <p>42,000</p> <p>37,000</p> <p>3,048,499</p> <p>15,802</p>
99	99 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。	<p>老朽化した上下水道施設や管路の更新及び耐震化については、新たな中期経営プランの初年度となる令和5年度においても、限られた財源の中で、より一層優先度を考慮して、計画的・効率的に進めてまいります。</p> <p>また、これらの事業を支えるため、引き続き、全国の自治体等と連携し、財政支援における現行制度の堅持、更なる拡充等を国に対して要望してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道整備事業（水道管路の改築更新・地震対策） ・ 水道整備事業（水道施設の改築更新・地震対策） ・ 公共下水道整備事業（下水道管路の改築更新・地震対策） ・ 公共下水道整備事業（下水処理施設の改築更新・地震対策） 	<p>14,100,000</p> <p>5,300,000</p> <p>7,030,000</p> <p>5,875,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
100	<p>2 福祉・医療の充実を ◆福祉医療の充実を 100 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。</p>	<p>一般会計、国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう制度運営を進めていく必要があるため、本市独自の条例減免制度の拡充は困難ですが、引き続き、納付が困難な世帯からの相談に丁寧に対応してまいります。</p> <p>法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することは必要であると考えております。</p> <p>差押禁止財産のみの預金口座への振込が明らかな場合は、当該預金の差押えを行わないこととしております。</p> <p>学資保険については差押禁止財産とされておらず、給与・年金等についても生活維持費用を含めた差押え禁止の範囲を除いて差押えが可能な財産であることから、他の財産と区別して取り扱う合理的な理由はないと考えております。</p>	-	-
101(1)	<p><u>101 国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの均等割を軽減すること。</u> ・ <u>国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。</u> ・ <u>資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。</u> ・ <u>入院時の食事代負担の廃止を国に強く求めること。</u> ・ <u>高額療養費・特別療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。</u> ・ <u>高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。</u> 	<p>未就学児に係る均等割保険料については、令和4年度から5割を公費により軽減する制度を導入しております。</p> <p>一部負担金減免については、引き続き、国の定める収入基準より広い基準を設けて運用するとともに、公平性の観点から、資産や保険料の納付状況も含めて、総合的に判断してまいります。</p> <p>入院時の食事代については、既に低所得者の方に対する減額制度が国において設けられており、廃止を要望する考えはありません。</p> <p>高額療養費、高額介護合算療養費、居住費の負担限度額については、制度見直しの趣旨を踏まえ、現時点で、国への要望や本市独自で補助を行うことは考えておりません。</p>	・ 未就学児均等割保険料軽減	74,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
101(2)	<p>101 <u>国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの均等割を軽減すること。 ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。 資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。 ・入院時の食事代負担の廃止を国に強く求めること。 ・<u>高額療養費・特別療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。</u> ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。 	<p>保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。そのため、滞納のある方に対して現金給付を行う際は、制度の趣旨を説明させていただき、本人の同意を得たうえで、現金給付を滞納保険料に充てていただくようお願いしております。</p>	-	-
102	<p>102 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。</p>	<p>患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については、現在、無料低額診療事業の対象外となっており、近年の医薬分業を踏まえ、事業実施機関からも院外処方による薬代について、事業の対象とするよう要望が寄せられております。</p> <p>無料低額診療事業の制度の在り方に関しては国の責任で検討されるべきと考えており、本市としては、引き続き国に必要な要望を行ってまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
103	<p>103 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。 ・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。 ・早急に人工透析ができる体制を作ること。当面、市立病院への送迎体制を整えること。 	<p>市立京北病院については、医療、介護サービスの提供に支障がないよう、計画的に必要な施設修繕等を実施しております。また、職員については、常勤医師を含め、市立病院との連携等により、適切な人員配置を図っております。</p> <p>人工透析については、医師等の確保が難しく、医療設備等の課題もあることから、困難です。</p> <p>送迎体制については、市立病院との間を結ぶ患者送迎便を引き続き運行することで、両院の連携による人工透析等の受診環境を確保してまいります。</p>	<p>・京都市立京北病院運営費交付金</p>	<p>250,000</p>
104	<p>104 市立病院・京北病院で無料低額診療事業を行うこと。</p>	<p>無料低額診療事業については、既に36か所の市内医療機関で実施されており、市立病院は政策医療や高度急性期医療を提供し、京北病院は地域包括ケアの拠点としての役割を担っていることから、市立病院及び京北病院での実施は考えておりません。</p> <p>なお、本事業を必要とされる方へは事業実施医療機関を紹介するなど、適切な対応を行っております。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
105	<p>105 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。</p>	<p>老人医療費支給制度については、医療保険制度における給付と負担の見直しが進められ、全国的に同様の医療制度が廃止されている中、京都府及び府下市町村で検討を行い、平成27年度から現行制度としたところです。</p> <p>自己負担割合及び対象要件を元に戻し、対象年齢を拡大することは、多額の経費を要することから困難であると考えております。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
106	<p>106 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率をさらに向上させること。人間ドックも希望者全員が受けられるようにすること。後期高齢者医療保険において、値上げされた人間ドックの本人及び被保険者の負担額を元に戻すこと。</p>	<p>40歳以上の被保護者には毎年健康診査のお知らせを送付しており、満40歳到達者には医療扶助相談支援員（保健師）から重点的に受診を勧奨しております。</p> <p>75歳以上の高齢者には京都市国民健康保険が実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施しており、令和5年度も、府医師会等と連携し、受診率向上に努めてまいります。</p> <p>後期高齢者への人間ドック助成については、令和3年度から、京都府後期高齢者医療広域連合の補助制度が見直され、受診費用の7割補助から健康診査並みの補助となりましたが、本市からも財政負担することで、可能な限りの助成をするとともに、希望者全員が受診できるよう、利用定員枠を撤廃しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護医療扶助相談支援事業 ・生活保護受給者等健康診査事業 ・後期高齢者健康診査事業 	<p style="text-align: right;">29,720</p> <p style="text-align: right;">10,111</p> <p style="text-align: right;">433,031</p>
107	<p>107 国と京都府後期高齢者医療区域連合に対して、後期高齢者医療費自己負担2割を廃止するよう求めること。</p>	<p>令和4年10月1日から施行された後期高齢者医療費の自己負担2割導入については、一定の負担能力のある方に経過措置を講じたうえで医療費の2割を負担いただくこととされたものであり、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図る観点から、やむを得ないものと考えております。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
108	108 後期高齢者医療保険料の滞納を理由とした短期保険証の発行や差押えはやめること。	<p>資力がありながら、特別な事情もなく未納保険料を放置している滞納者に対しては、特別徴収等により納期内に納付をいただいている大多数の方との負担の公平性を確保する観点から、差押え等を実施することは必要であると考えております。</p> <p>引き続き、規則及び要綱に基づく短期証の発行や、法に基づく適正な滞納処分を執行してまいります。</p>	-	-
109	☆109 薬物・アルコール・ギャンブル・ゲーム・ネット依存症等への対策と、民間更生団体への支援を強化すること。断酒会等の自助グループの活動が維持・継続できるように、ひとまち交流館の施設使用料等の補助を行うこと。	<p>アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症専門医療機関や民間更生団体と協力し、講演会開催等の普及啓発を行うとともに、本人、家族等への相談、外来受診、依存症支援プログラム等の支援について、引き続き実施してまいります。</p> <p>自助グループへの活動支援としては、断酒会等へ会場提供を行い、依存症に係る啓発や講演会を共同で開催します。また、自助グループが参画している各区役所・支所の精神保健福祉連絡協議会においても地域での依存症に関する情報や課題の共有、ネットワーク構築に取り組んでまいります。</p> <p>なお、ゲーム・ネット依存症に特化した対策は行っておりませんが、思春期・青年期のこころの健康相談等のなかで、本人、家族等の支援に取り組んでまいります。</p>	<p>・こころの健康増進センター管理運営 (うち、依存症対策事業)</p>	<p>22,515 2,978</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
110	110 中央斎場は直営を堅持すること。委託された受付部門を直営に戻すこと。火葬技術の伝承、後継者育成に努めること。	<p>中央斎場の運営については、平成25年2月の「京都市中央斎場のあり方検討委員会」の提言に基づき、行き届いた市民サービスを安定的に提供するため、受付部門を平成26年度からノウハウを持つ民間へ委託しております。</p> <p>中央斎場の火葬業務については、今後も職員による火葬技術の伝承を確実にを行い、後継者育成に努めてまいります。引き続き、衛生業務員の退職等の状況に合わせ、技術の伝承に考慮しつつ、安定的な運営の確保に取り組んでまいります。</p>	・中央斎場運営	441,451
111	111 新京都社会福祉会館内の入居費について、入居を希望する団体（旧京都社会福祉会館に入居していた団体等）の負担が増えないようにすること。	<p>新京都社会福祉会館については、設置・運営主体である特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会により民設民営で整備が進められており、令和6年3月開所予定とされております。</p> <p>新会館において公益事業が行われることは、本市が目指す地域共生社会の実現に資するものであり、本市としても整備用地の確保や、新会館への入居を希望する団体に対して新会館竣工まで元待賢小学校の一時入居等の支援を行っているところです。</p> <p>新会館の入居費については、同法人の事業計画や経営判断に基づき同法人において決定されるものと認識しております。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
112	<p>◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を ☆112 国の2024年度介護保険制度改正において、①介護保険サービスの利用料2割・3割負担の対象拡大、②要介護1・2の方の保険給付外し、③ケアプランの有料化、④老健施設などの相部屋（多床室）の有料化、⑤補足給付の資産要件に不動産を追加、⑥介護保険料納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ等負担増とサービス後退を実施しないよう強く国に求めること。</p>	<p>①介護保険サービスの利用者負担割合の在り方、②要介護1・2の方の生活援助サービス等に関する給付の在り方、③ケアマネジメントに関する給付の在り方、④介護老人保健施設等の多床室の室料負担の在り方、⑤補足給付に関する給付の在り方及び⑥介護保険制度における被保険者や受給者の範囲については、国の介護保険部会において、持続可能性の確保等の観点から、様々な検討が行われているところです。 本市としても、被保険者の負担が過重にならないよう、また、安定的に運営できるものとなるよう、引き続き国に対し必要な要望を行ってまいります。</p>	<p>・（介護保険事業特別会計）保険給付費</p>	150,366,486
113	<p>113 介護保険料を抜本的に引き下げること。利用料の京都市独自の減免制度の拡充を図ること。</p>	<p>第8期介護保険事業計画期間における介護保険料については、国の低所得者軽減強化の実施による公費を投入し、第1段階（0.5→0.3）、第2段階（0.68→0.43）及び第3段階（0.75→0.7）の保険料率の引下げを実施し、低所得者の負担軽減を図っております。 また、真に保険料の負担が困難な方に対し、本人の申請により保険料を減額する本市独自の減額制度を実施し、利用料についても、国の基準に沿って介護保険施設等における食費・居住費の補足給付等の軽減措置を実施しており、低所得者の負担軽減に努めております。引き続き、国に対して、保険料や利用料の負担軽減の充実等、適切な措置を講じるよう要望してまいります。</p>	<p>・介護保険事業特別会計繰出金</p>	25,646,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
114	114 介護度にかかわらず必要な高齢者が入所できるよう特別養護老人ホームの施設整備を行うこと。とりわけ要介護4・5の申請者は、すべてがすぐに入所できるようにすること。	<p>特別養護老人ホームへの入所については、「京都市介護老人福祉施設入所指針」に基づき、市内の全ての施設が統一した入所申込み・決定方法及び優先入所の評価基準を採用することにより、入所決定手続の透明性・公平性を確保するとともに、必要性の高い方の適正かつ円滑な入所につながっています。</p> <p>また、特別養護老人ホームは「第8期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき整備を進めており、現時点（令和5年2月）では、7,103人分の整備目標に対し、計画期間内で7,051人分（進捗率99.3%）の整備を予定しております。</p> <p>今後とも、入所系・在宅系サービスの両面から高齢者の生活を支援してまいります。</p>	・特別養護老人ホーム整備助成	1,226,420
115	115 介護労働者の処遇改善のために市独自の対策を行うこと。	<p>介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため、本市独自で処遇改善加算の要件を変更すること等は困難ですが、介護職員の処遇改善は重要な課題であると認識しております。なお、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、令和4年2月から9月までは京都府において、「介護職員処遇改善支援補助金」が実施され、令和4年10月からは本市において、介護職員等を対象に、収入を3%程度引き上げるための措置として、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を実施しております。</p> <p>引き続き、必要な処遇改善がなされるよう国に対して要望してまいります。</p>	・（介護保険事業特別会計）保険給付費	150,366,486

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
116	116 介護認定給付業務の民間委託を廃止し、元に戻すこと。	<p>要介護者数の増加に伴う業務量の増加に的確に対応するとともに、効率的な執行体制を確保するため、令和2年4月から介護認定給付業務を集約委託化しております。</p> <p>これにより、介護認定に要する平均処理日数は、集約委託化前の区役所・支所窓口で申請を受け付けていた令和元年度が47.8日であるのに対し、原則郵送申請で実施している令和4年度は38.4日と10日程度早くなっております。</p> <p>引き続き業務水準の維持向上に努めてまいります。</p>	<p>・ (介護保険事業特別会計) 事務費など</p>	3,645,485
117	117 介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援型訪問介護の単価を、介護型と同じに引き上げること。	<p>本市の生活支援型ヘルプサービスの報酬は、国における要介護1以上の方への生活援助45分以上の報酬と同額で、介護給付と比べて遜色がなく、サービス内容に見合った報酬であると考えており、単価を見直す考えはございません。</p> <p>引き続き、介護予防の推進、生活支援サービスの充実、多様な担い手の活躍を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業の取組を進めてまいります。</p>	<p>・ (介護保険事業特別会計) 地域支援事業費</p>	7,286,117

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
118(1)	<p>118 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険入所施設及びショートステイにおける食事・居住費の負担軽減のための補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめ、当面2021年7月までの制度（所得階層や資産要件）に戻すよう国に求めること。 ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。 	<p>介護保険の補足給付については、在宅で暮らす方との公平性や負担能力に応じた負担とする観点から実施しており、令和3年8月に国においてショートステイの食費負担限度額の改正等という制度の見直しが行われました。</p> <p>介護保険制度は全国一律の制度であり、負担軽減の拡充については、国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきものと考えており、引き続き適切に運用してまいります。</p> <p>給付制限は介護保険法に規定され、当該規定に基づき運用しております。被保険者に文書で周知するとともに、保険料滞納者に対して分割納付に応じる等きめ細かな納付相談を行い、できる限り給付制限措置が生じないように取り組んでおります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護保険事業特別会計）保険給付費 	150,366,486
118(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加等ますます役割が重要となり、多忙化する業務に対応するため、すべての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。 	<p>地域包括支援センターの人員体制については、高齢者人口や単身世帯の増加、一人暮らし高齢者への全戸訪問活動等への対応のため、適宜、必要な増員を行うことで、体制の充実に取り組んできたところであり、今後も、機能的に業務に取り組める体制の構築に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 	1,791,462

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
118(3)	<p>・緊急ショートステイ事業の対象を、認知症や虐待に限らず、以前のように家族の葬祭等でも可能とし、家族の介護負担の軽減に寄与する制度に戻すこと。</p>	<p>緊急ショートステイ事業（短期入所緊急利用者援護事業）について、国の制度改正により補助金の対象外とされたことやショートステイの供給が一定充実してきたことを受けて、本市独自に確保した財源の中でより効果的・効率的に運用していくため、平成28年7月から、虐待等のより緊急性の高いケースに重点化しました。また、介護保険制度との整合性を図る観点から、介護保険給付の枠外での利用は対象外とし、最長2か月の利用期間も、原則14日（最長1か月）とする見直しを行いました。</p> <p>現在、虐待等の緊急性の高いケースの受け入れが適正に行われている状況であり、引き続き、同事業を適切に運用してまいります。</p>	<p>・短期入所緊急利用者援護事業</p>	2,027
119	<p>119 養護老人ホームは、市民が求める市内での入所が可能となるように増設・充実すること。</p>	<p>京都市内の養護老人ホームについては、必要に応じて措置できており、現時点では増設の必要はないと考えております。</p> <p>引き続き、心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。</p>	<p>・養護老人ホーム措置費</p>	2,153,836

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
120	120 加齢性難聴に対する補聴器の購入補助をおこなうこと。	<p>本市独自の補助制度創設については、加齢に伴う難聴は誰にでも起こりうるものであり、多くの対象者が見込まれ、多額の経費を要することから、本市の財政状況の下では実施することは困難です。</p> <p>これまでから国に対して医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度の創設を検討するよう要望しているところです。</p> <p>引き続き、他都市とも連携し、様々な機会を通じて国に対して必要な働きかけを行ってまいります。</p>	-	-
121	121 緊急通報システム、認知症高齢者GPSの負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。	<p>緊急通報システムについては、生計中心者の合計所得金額に応じて4段階の階層に区分し利用料を御負担いただいております。また、負担額については、年度途中であっても経済状況に変化があった場合においては、負担軽減措置を行っているところです。</p> <p>高齢者あんしんお出かけサービス事業（認知症高齢者の家族等への小型GPS端末機の貸出）については、初期費用・解約時の手数料の全額と、月額利用料の半額以上を本市が負担するとともに、利用者が生活保護等を受給されている場合は利用料を無料としております。</p> <p>引き続き、更なる事業の利用促進に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（一般会計）緊急通報システム設置、維持 ・（介護保険事業特別会計）地域支援事業費 <p>（うち、緊急通報システム設置、維持）</p> <p>（うち、高齢者あんしんお出かけサービス事業）</p>	<p>765</p> <p>7,286,117</p> <p>70,391</p> <p>3,860</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
122	122 京都市家族介護用品給付事業を継続し、給付額を増額すること。	<p>京都市家族介護用品給付事業は、在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている家族の方などに、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付している事業であり、令和5年度においても継続して実施してまいります。</p> <p>給付額については、これまでから年間6万円を上限に給付しており、令和5年度においても当給付額にて実施してまいります。本市の財政状況の中、給付額を増額することは困難です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護保険事業特別会計) 地域支援事業費 	7,286,117
123	123 外国籍市民に対する、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。	<p>国が必要な対応を行うまでの措置として、「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し、無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが、その増額及び対象者の拡大については、本市の財政状況の下、困難であると考えております。</p> <p>無年金者の救済については、本来は国が制度化を図り、公平に解決されるべきものと考えており、今後も、他の政令指定都市と協力し、国に対して必要な要望を行ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 ・ 外国籍市民重度障害者特別給付金支給 	<p>3,264</p> <p>9,774</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
124	124 高齢者の働く権利が保障できるよう、シルバー人材センターに限らず非営利・公益団体を支援し積極的に仕事を発注すること。	高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、本人の希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、雇用行政、労働行政を担う国や京都府、経済界等とも連携を図りながら、高齢者の就労機会の拡大に努めてまいります。	・シルバー人材センター運営補助等	71,341
125	125 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。	単位老人クラブへの支援については、国における「老人クラブ活動等事業実施要綱」に基づき、引き続き活動を支援してまいります。	・すこやかクラブ京都（老人クラブ）助成	67,113
126	◆保育、子育て支援の充実を 126 本市として子どもの権利を明記した「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること。	<p>児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神に則り全ての児童は適切な養育等が保障される権利を有すると明記されており、これらの原理は児童に関する法令の施行上、常に尊重されなければならないとされています。</p> <p>本市では同法の原理を尊重した「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」等を制定し、社会のあらゆる場で取組を進めるとともに、「京都市はぐくみプラン」において、目指すべきまちの姿として『子育て・「共育」環境日本一』を掲げており、同プランに掲げる施策を推進してまいります。</p> <p>子どもの権利救済については、児童福祉センターや教育相談総合センターにおける相談のほか、子ども支援専門官の配置等の体制により、十分な対応ができているものと認識しております。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
127	<p>☆127 ヤングケアラーについては、子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を守るために、一人ひとりの具体的な解決策を速やかに講じること。</p>	<p>ヤングケアラーのいる世帯が抱える課題は複合的である場合が多く、その背景や原因となる課題に応じて個別性の高い支援が必要です。 そのため、具体的な支援に当たっては、既存施策の周知と活用をもとに各支援機関が連携して対応しておりますが、制度の狭間に陥るケースも想定されます。 こうした課題を踏まえ、令和5年度は、ヤングケアラー本人の負担軽減を目的として、新たに家事・育児の訪問支援事業を2行政区程度でモデル実施することとしております。 引き続き、各支援機関が連携し、支援に取り組んでまいります。</p>	<p>・ヤングケアラーへの支援【新規】</p>	12,700
128	<p>128 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として中学校卒業まで通院も無料にすること。</p>	<p>子ども医療費支給制度については、府市協調のもと、これまで8度の制度拡充を行っており、令和4年8月の京都府知事と市長との懇談においても、できるだけ早期に、更に拡充する方向で検討することを確認しました。これを踏まえ、府市協調のもと、令和5年秋から3歳から小学生までの通院医療費の自己負担額を1か月1医療機関200円とする制度拡充を行ってまいります。 また、子ども医療費の負担軽減については、国の責務として全国一律に実施されるべきであり、これまでから国に対し新たに助成制度を創設するよう要望を行っております。 引き続き、今後の制度の在り方について府市協調により検討を進めるとともに、国の動向を注視しながら、他都市とも連携し要望を行ってまいります。</p>	<p>・子ども医療費支給事業【充実】</p>	2,617,921

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
129	129 子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。	<p>保険適用の範囲や診療報酬額など、診療報酬体系全般については、保険者、被保険者の代表や、医師、歯科医師等の診療に携わる方の代表も参画されている中央社会保険医療協議会において議論され、その答申に基づき厚生労働大臣が決定し、告示することとなっています。</p>	-	-
130	130 給食費を含め、保育の完全無償化を国に求めること。第三子以降の保育料無料化は所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者の過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。	<p>保育所等の同時入所を要件としない第3子以降の保育料無償化について、本市では、国制度よりも幅広く、概ね年収640万円未満の世帯を対象としておりますが、保育料の更なる軽減については、国において取り組んでいくべきものとして、必要な要望を行ってまいります。</p> <p>収入減少に伴う保育料の減免制度については、保育利用申込みの案内冊子やホームページへの掲載等によって引き続き周知してまいります。</p> <p>上乗せ徴収は、各施設が必要と判断する場合に、事前に本市へ届出を行い、保護者から同意を得たうえで行うことを認めており、徴収内容等が不適切な場合には指導を行うなど、引き続き取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付費、委託費 (うち、第3子以降保育所等保育料免除事業) ・地域型保育給付費 (うち、第3子以降保育所等保育料免除事業) 	<p>35,688,966</p> <p>111,912</p> <p>5,197,504</p> <p>13,093</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
131	131 保育施設における給食費は公費負担すること。	<p>食材費（給食費と同義）は、自宅で子育てを行う場合にもかかることを踏まえ、主食材料費及び副食材料費共に、0～2歳児は保育料の一部、3歳児以上は実費徴収として保護者負担とされております。</p> <p>保育料無償化対象児童の副食材料費は、年収360万円未満相当世帯や同時入所の第3子以降の児童等を対象に免除しており、それ以外の食材費の取扱いは国において検討されるべきものであり、独自の更なる公費負担は考えておりません。</p>	-	-
132	132 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断廃止の影響を把握し、復活すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。補償に必要な財源を国に求めること。	<p>民間社会福祉施設産休等代替職員制度については、健康保険の給付等の活用により、産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ、児童処遇の確保が保たれることから、平成23年度で廃止しております。</p> <p>特殊健康診断は、頸肩腕障害・腰痛症を発症する民間社会福祉施設職員（以下、「職員」という）の大幅な減少を受け、予防事業にシフトするとともに、新たにメンタルヘルス対策事業を実施するよう見直し、職員の腰痛・頸肩腕障害に係る健康状態の調査をもとに、健康保持増進に努めております。</p> <p>また、メンタルヘルス対策事業では、研修の実施や相談室を開設しており、引き続き、職員の健康管理を図るとともに人材確保に努めてまいります。</p> <p>妊婦通院・時間短縮については、男女雇用機会均等法において事業主に義務づけられており、補償に係る財源については、引き続き、国に求めてまいります。</p>	・メンタルヘルスケア及び腰痛・頸肩腕障害予防指導事業	4,151

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
133	<p>133 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、本市の基準を引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。</p>	<p>保育園等への人件費等補助に関しては、本市独自の配置水準の維持・充実を図りながら、支出実績に応じて精算する透明性の高い制度へと再構築したことにより、必要な職種に必要な人件費がしっかりと行き渡る仕組みとしております。</p> <p>全国的な課題として保育士確保が厳しい状況にあること等を踏まえ、国において保育士配置の弾力化が制度化されており、本市としても令和6年度末まで活用できるように条例を改正しております。</p>	<p>・民間社会福祉施設単費援護（幼稚園・保育所）</p>	5,572,267
134	<p>134 小規模保育事業の職員配置は認可保育所の基準と同様とし、財源は市が保障すること。</p>	<p>小規模保育事業A型・B型は、認可保育所の基準上の配置職員に加え、更に1名分が公定価格の基本分単価に組み込まれております。また、小規模保育事業C型及び家庭的保育事業は、本市条例による独自基準として、家庭的保育者にも保育士資格を有することを義務付けることで、保育の質を確保しております。</p> <p>そのため、小規模保育事業の職員配置は十分な質を確保できていると考えられることから、認可保育所の基準と同様とすることは考えておりません。</p>	<p>・地域型保育給付費</p>	5,197,504

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
135	135 民間保育園でのプール事故防止のため、監視員が配置できるように市が財源を保障すること。	<p>本市では、これまでから民間保育園等向けの運営説明会等で、安全対策の徹底を求めるとともに、平成26年度に重大な事案が発生したことを踏まえ、監視員と指導員を分けて配置すること等、プール活動・水遊びを行う場合の留意点についてのハンドブックを作成し、全保育施設等に配布し、指導監査においてプール活動をはじめとする安全対策の実施状況を確認しております。</p> <p>また、平成30年度には、水遊び中を含む事故防止のために必要な備品の導入に係る補助を実施し、保育補助者雇上げのための貸付事業を継続して実施する等、プール活動の監視を含む保育士の負担軽減の取組を推進しております。</p>	-	-
136	136 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化を図ること。一時保護所の環境を抜本的に改善すること。施設の老朽化対策を行い、必要な改修を行うこと。さらに拠点をつやすこと。	<p>児童相談所（第二児童相談所含む。）の体制については、国が示す配置基準を上回る74名の児童福祉司を確保するとともに、多角的かつ専門的な支援が可能となるよう、行政職に加え、心理職や保健師、保育士等の多様な職種を配置しております。また、令和5年2月から、SNS上で一般的な子育ての相談から虐待相談まで幅広い相談対応を開始するなど、体制強化を図ってきたところです。</p> <p>施設の老朽化対策及び一時保護所の環境改善については、3施設一体化整備による新施設への移転により抜本的な改善を図ってまいります。</p> <p>かけがえのない子どもの命と健やかな育ちを守るため、引き続き、ソフトとハード両面の強化に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対策 ・児童福祉センター運営 ・地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備に係る経費 	<p>51,210</p> <p>411,751</p> <p>38,983</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
137	137 小規模保育事業、家庭的保育事業の耐震化率が100%となるよう対策を強化すること。	小規模保育事業、家庭的保育事業の事業所の耐震化については、小規模な保育事業所という特色から、多くが賃貸物件を活用し事業を運営されているため、耐震性がある建物への移転を促すなど今後とも耐震化率の向上に努めてまいります。	-	-
138	138 児童館は全学区に配置し、必要に応じて複数設置すること。児童館事業の専任職員を複数配置すること。	<p>地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は、山間地域を除きおおむね児童の生活圏に設置できたものと考えており、新たな児童館設置の予定はございません。</p> <p>今後は、「京都市はぐくみプラン」に基づき、「乳幼児の子育て支援機能」は身近な地域に、「学童クラブ機能」については小学校区ごとに確保できるよう進めてまいります。</p> <p>職員配置については、学童クラブ事業では利用児童数おおむね40人ごとにクラスを編成したうえで、1クラスにつき2名の職員を配置するとともに、児童館事業では館長を含め2名の職員を配置するものとした委託料の算定基準を設けており、引き続き当基準に基づいて各運営団体へ委託料を支払ってまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
139	<p>139 学童保育は、放課後の学び、生活の場にふさわしく、全学区に複数含め設置すること。設置基準の面積は、事務室などを算定から除き、学童専用スペースにおいて、当初の登録児童数により1.65㎡を確保すること。設置基準については国に拡充を求めること。大規模学童保育所は分割して、新設すること。施設外クラスは単独学童保育所として設置すること。職員はすべて正規雇用とし、支援の単位ごとに複数の専任職員を配置すること。</p>	<p>学童クラブ事業については、「京都市はぐくみプラン」に基づき、利用ニーズを見極めながら、全ての小学校区で学童クラブ機能を確保できるよう努めてまいります。</p> <p>なお、学童クラブ事業の面積については、事務室等の共用スペースを除いたうえで、必要な面積を確保することとしております。</p> <p>また、既に本事業を実施している各施設においては、基準に則った運営を行っているため、事業所を分割する必要性はないと考えております。</p> <p>職員の処遇については、各運営団体において検討されるものであり、本市は直接関与する立場ではないと認識しております。今後も事業を安定的に運営していけるよう、国に対しては、引き続き、財政支援の充実を要望してまいります。</p>	-	-
140	<p>140 共同学童保育を含む「地域学童クラブ事業」に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。多子世帯、ひとり親世帯の減免ができるよう助成すること。</p>	<p>地域学童クラブは委託事業ではなく、各運営団体が実施する事業に対して、国の補助基準に基づき各実施主体に補助金を交付しており、これまでも国の基準改定を踏まえ補助金額の変更を行ってまいりました。</p> <p>利用料金については持続可能な運営となるように各運営団体で設定しているため、本市条例の利用料金上限や減免措置の適用は受けません。</p> <p>本市単独で新たな助成を実施することは困難ですが、今後も各クラブにおいて安定的な運営が図れるよう、国の運営基準の改定状況を踏まえ、充実を検討してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
141	141 放課後ほっと広場については、正規職員を複数配置し、夏休み中の学校閉鎖期間中も開所できるような対策を講じること。	<p>放課後ほっと広場については、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新たな基準に則り、利用児童数おおむね40人ごとにクラスを編成したうえで、1クラスにつき2名の職員を配置するのに必要な委託料を算出し、運営団体へ支払っているところであります。</p> <p>学校閉鎖期間中の開所については、各小学校の状況も考慮したうえで、引き続き、検討してまいります。</p>	-	-
142	142 児童館担当職員、学童保育担当職員、放課後ほっと広場担当職員すべてに対する賃金・処遇改善を行うこと。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加配制度を設けること。運営については、指定管理者制度ではなく、社会福祉法人等非営利民間事業所への委託事業とすること。	<p>平成27年度からの新制度の施行や本市職員の給与改定等に合わせ、委託料算定の基準の改定を行うとともに、令和3年度には、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い「経験手当」を反映できるよう委託料の基準の改定を行ってまいりました。また、国の経済対策の下、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための費用を支給する「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金」を創設し、各運営団体における処遇改善に向けた取組を支援しております。</p> <p>運営団体における職員の処遇改善に資するよう、今後も国に対し財政支援の充実を求めてまいります。</p> <p>代替職員配置の加算は、学童クラブのクラス数が2クラス以上の児童館については、正規職員が年次休暇を取得する際の代替職員配置のための経費を委託料に計上しております。</p> <p>また、運営については、サービスを効果的、効率的に行う観点から、幅広く事業者を募集することが望ましいため、公設施設については、指定管理者制度を採用しております。</p>	<p>・児童育成施設運営 (うち、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業)</p>	<p>4,444,090 96,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
143	<p>☆143 京都府労働委員会の命令に従い、労働組合との団体交渉に応じること。賃金・処遇については、労働組合との団体交渉、同意を経て決定すること。</p>	<p>現在、京都府労働委員会からの命令（令和4年6月1日付け）の一部取消しを求めて、京都地方裁判所に提訴しており、取消しの訴えが提起されるとその間、救済命令は確定せず、その間は履行を強制されるものではないことから、本市がこれに従わなかったとしても、違法ではないと認識しており、現段階で団体交渉には応じないこととしております。</p> <p>なお、賃金のほか、個々の職員の具体的な処遇の内容は、使用者である各運営団体において定めるべきことであると認識しております。</p>	-	-
144	<p>144 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。</p>	<p>学童クラブ事業における障害のある児童の受入れについては、これまでも介助者謝金の増額（500円/時→700円/時）や、障害のある児童を5人以上受け入れている児童館等に対して臨時職員配置のための委託料の加算を行うなど、受入体制の強化を図っております。今後も障害のある児童が過ごす環境の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、医療的ケア児の受入れに対する支援については、訪問看護を利用する際の自費診療の一部を助成しているほか、看護師等を直接雇用している児童館等に対して、人件費の助成等を行っております。引き続き、国に対して、制度の充実にについて働きかけてまいります。</p>	・ 児童育成施設運営	4,444,090

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
145	145 ひとり親家庭等に対する医療費補助の所得基準引き上げなど、生活支援を強めること。	ひとり親家庭等医療費支給制度は、府市協調の下、実施しており、所得基準の引上げについては、新たに多額の経費が必要となることから、ただちに実施することは困難と考えております。 一方、ひとり親家庭に対する支援については、国の制度拡充に合わせ、高等職業訓練促進給付金等事業では、令和3～4年度に限り実施している拡充措置の継続を、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業では、受講費用に対する支給割合の改正とともに、新たに通学の場合の補助単価の創設を実施してまいります。今後とも、国の動向を注視しながら、必要に応じて事業の拡大を検討してまいります。	・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・ひとり親家庭自立支援対策 (うち、ひとり親家庭支援の拡充【充 実】)	1,010,761 149,202 20,700
146	146 生活困窮世帯、ひとり親世帯の子ども・若者への学習支援を一層拡充すること。	学習支援の取組については、生活保護世帯やひとり親世帯等を対象とした「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18箇所で実施しております。 本事業はこれまで、子どもたちにとってより良い学習環境を提供できるよう、実施場所の拡大や、夏休み期間の集中学習会の開催、ボランティアの謝礼の増額等の充実を行ってまいりました。今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて検討を行ってまいります。	・生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	17,761

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
147	147 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を増額し、運営費も補助すること。	<p>子ども食堂などの子ども等の居場所づくりは、地域や民間団体等によって自主的に進められ、子どもやその保護者が地域の人々となつたり、安心して過ごせる地域資源として重要な役割を担っていると認識しており、本市では、初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を平成29年度から実施しています。</p> <p>また、令和2年度に創設した、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援等を行う「子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業」を令和5年度も継続し、企業連携のサポート体制等支援内容を充実させ、居場所づくりに取り組む団体が継続して取組を実施できるよう、引き続き支援してまいります。</p>	<p>・子育てを支え合える地域社会づくり (うち、子どもの居場所づくり支援事業) 600 (うち、子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業【充実】) 4,000</p>	<p>332,141</p>
148	148 現在2年待ちとなっている鑑別診断の待機を解消するため、医師・職員の体制を早急に拡充すること。	<p>児童福祉センター診療所の発達診断外来については、診断に時間を要するとともに継続的な診療が必要なことや、受診希望者の集中のため待機が発生しており、この間、児童精神科医及び小児科医の体制拡充、医療機関との連携等により待機の解消を図ることで、現在では待機期間が約1年に短縮しております。</p> <p>なお、必要な福祉サービスについては、発達検査等で必要性が認められれば診療の有無にかかわらず提供しており、待機の影響はありません。</p> <p>引き続き、連携医療機関の拡充等に取り組み、待機の解消に努めてまいります。</p>	<p>・児童福祉センター運営</p>	<p>411,751</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
149	<p>149 虐待を受けた児童や障害のある児童の入所が増加している実態に鑑み、児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げること、賃金・労働条件の抜本的改善を図ること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。</p>	<p>本市においても、国が示す内容に沿って、児童養護施設等で働く職員の処遇改善を実施しているところです。令和3年度には「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として看護等の現場で従事する者の収入の引上げ等が掲げられたことを踏まえ、国に従い社会的養護に従事する方々の処遇改善を実施しており、令和5年度においても当該処遇改善を継続することとしております。</p> <p>また、本市単費で児童養護施設等で働く職員の夜間の業務に係る手当の改善を図るために必要な経費を補助するなど、入所児童の処遇水準の向上に資する取組を実施しているところです。</p> <p>今後も、職員の処遇改善に係る十分な財政措置が行われるよう、国に対して引き続き要望してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉施設単費援護（子ども若者育成支援） ・児童養護施設、障害児通所施設等運営（うち、民営児童福祉施設措置費） 	<p>110,035</p> <p>11,674,794</p> <p>3,812,591</p>
150	<p>150 里親会への活動支援を強めること。制度の周知は、里親会と協力し、実施すること。児童相談所に里親専任担当者を配置すること。</p>	<p>児童相談所については、令和2年度から、里親の募集から里親委託後の相談支援まで包括的に行う支援機関（フォスタリング機関）として位置付け、社会的養育推進担当課長を新たに配置するとともに、里親養育支援係を新設し、係長を含む児童福祉司3名を配置し、体制強化を図っております。</p> <p>また、里親制度に対する社会的理解のため、ショッピングモールでの広報啓発活動、市民向け里親公開講座を実施するなど里親会と協力し、里親制度周知・普及啓発に努めているところです。</p> <p>引き続き、制度の普及啓発と、里親委託の推進に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉センター運営 ・養育里親の推進をはじめとした社会的養育推進事業 	<p>411,751</p> <p>44,275</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
151	151 「こんにちは赤ちゃん事業」を担っている助産師等の報酬を専門性に見合った額に引き上げること。	<p>本市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象として「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所職員又は母子保健訪問指導員が家庭を訪問することで、保健指導や子育てに関する相談対応を行っております。</p> <p>母子保健訪問指導員については、保健師、助産師、小児科又は産婦人科で勤務歴のある看護師を会計年度任用職員として任用しており、高度な専門性を活かし、医療的判断や健康障害への予防的介入、虐待の未然防止といった視点から、きめ細かな支援を提供しております。</p> <p>現時点で会計年度任用職員の報酬を引き上げる予定はありませんが、引き続き、必要な体制の確保に努めてまいります。</p>	<p>・ 妊娠期からの子育て支援 (うち、新生児等訪問指導)</p>	<p>1,294,915 44,812</p>
152	152 乳幼児健診についてはコロナ禍においても適切に実施すること。早期療育の観点から5歳児健診も実施すること。	<p>本市では、全ての乳幼児健康診査(4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児)について、感染症対策を徹底のうえ、診察や個別相談等を通じた総合的かつ正確な健診を実施しております。</p> <p>5歳児健診については、国において、5歳児健診の実施の有無に関わらず、地域の実情に応じた幼児期発達障害支援体制を整備するよう示されており、本市においても、定期健診終了後も保護者から相談があった際は、心理発達相談につなげ、必要に応じて精密検査を促す等の対応に努めているところです。</p> <p>引き続き、適切な乳幼児健康診査の実施に努めるとともに、子どもの心理発達に不安を有する保護者には、丁寧な相談対応を実施してまいります。</p>	<p>・ 乳幼児健康診査</p>	<p>125,718</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
153	<p>◆障害者福祉の充実を 153 障害児相談支援事業について、以下の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉センター及び保健福祉センターで公的責任のもと支援計画を作成すること。 ・発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合、3歳未満の児童について負担軽減を図ること。 	<p>児童福祉法において、障害児通所支援事業の利用に当たり、障害児相談支援事業所又は保護者が作成する利用計画が必要であると定められています。専門的な知見に基づく支援が重要であるという認識のもと、引き続き障害児相談支援事業所による計画の策定を推進してまいります。</p> <p>障害児通所支援等の利用については、国が設定する費用負担の上限額に対し、さらに負担軽減を図る本市独自助成をすでに実施しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉サービス利用支援策「新京都方式」 (うち、障害児施設給付費(市独自軽減分)) 	<p>79,246</p> <p>78,595</p>
154	<p>154 児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障するよう国に求めること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合の看護師の配置など必要な財政的措置をとること。</p>	<p>児童発達支援を含む障害児通所支援事業は、国制度に基づき運用しており、運営保障等について、機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p>発達検査については、児童福祉センターと療育施設、教育委員会、医療機関等の関係機関が連携、協力しながら、適切な時期に実施できるよう取り組んでまいります。引き続き関係機関との連携協力を行ってまいります。</p> <p>医療的ケアを必要とする児童への支援に当たっては、重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助金、喀痰吸引等研修受講支援事業補助金を設けており、受入体制の整備に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助 	<p>10,842</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
155	<p>155 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を拡充し、負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急を実現すること。</p>	<p>障害者福祉制度については、平成25年4月から施行されている障害者総合支援法において、原則応能負担とされているものですが、本市としては、利用者や事業者、地方公共団体に過度の負担を生じない、また、将来にわたって安定し、利用者に分かりやすい制度となるよう、他の政令指定都市とも連携しながら、引き続き国に対し、必要な意見を述べてまいります。</p> <p>本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、令和5年度も継続して実施してまいります。</p>	<p>・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」 (うち、保健福祉局分) (うち、子ども若者はぐくみ局分)</p>	<p>323,013 243,767 79,246</p>
156	<p>156 65歳以上の障害者に対して、本人の不利益とならないように、必要に応じてこれまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。</p>	<p>介護保険で障害福祉サービスに相当するサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが障害者総合支援法第7条に規定されていますが、必要とする支援が介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められる場合は、65歳以上の方であっても、障害福祉サービスを利用することができます。</p> <p>また、国においては、これまで障害福祉サービスを利用されていた方の介護保険サービスへの円滑な移行を促進するため、65歳に達する前に所定の障害福祉サービスを5年以上利用していた方に対し、所得の状況や障害の程度等を考慮し、介護保険サービスの利用者負担を償還する制度を設けております。</p>	<p>・高額障害福祉サービス費 (うち、新高額分)</p>	<p>45,022 26,289</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
157	<p>157 介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用について周知するとともに、その条件を大幅に緩和すること。介護保険優先の原則を廃止するよう国に求めること。</p>	<p>障害福祉サービスに対する介護保険優先原則は障害者総合支援法第7条に規定されており、介護保険で同様のサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが基本とされております。</p> <p>一方で、障害のある方の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、その意向等を把握したうえで、必要としている支援の内容が介護保険サービスの利用枠内では受けられないと認められる場合は、障害福祉サービスの支給ができるとされているため、本市において基準を定めて対応しております。ただし、国において明確な取扱基準が定められておらず、各自治体によって基準が異なっており、居住地によって利用できるサービスに差が生じるため、国に対して、明確な基準を示すよう要望しております。</p>	-	-
158	<p>158 重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。精神障害者も対象とすること。</p>	<p>身体障害3級の方への対象者の拡大については、当該制度が重度障害の方に対する制度であること、また、仮に対象とした時に多額の経費を必要とすることから、本市の財政状況の下、非常に困難です。</p> <p>また、精神障害者への対象拡大については、関係団体からも要望を受けており、本市としても障害者総合支援法の趣旨である、障害種別による差の解消を目指す観点からも、京都府に対して、早期に実現できるよう求めているところであり、現在、京都府及び府下市町村が参加するワーキンググループにおいて、検討を進めております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
159	<p>159 障害者の入所施設やグループホーム、短期入所枠は、不足している実態をふまえ、公的責任で計画的に増やすこと。グループホームの運営について、国の報酬に対し市独自に上乗せすること。</p>	<p>本市では、障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、入所施設利用者の地域生活への移行を進めているところであり、障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホームについて、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や、設置事業者に対する開設に必要な情報の提供等、設置促進に取り組んでいるところです。</p> <p>また、強度行動障害のある方の受入先の確保及び支援環境の向上が図られるよう、グループホーム等が新たに強度行動障害のある方を受け入れる際に生じる運営経費の一部を補助する「京都市強度行動障害児者入所支援事業」を本市独自に実施しております。</p>	<p>・強度行動障害者支援事業</p>	<p>25,000</p>
160	<p>160 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象に日常生活に欠かせないパソコン等を加えること。</p>	<p>移動支援は、国の制度で設けられている同行援護、行動援護及び重度訪問介護に準じた取扱いを行っています。</p> <p>施設入所者は、当該入所施設で対応されるべきものとして報酬上の評価がされており、原則として同行援護等の利用は対象外ですが、一時帰宅する場合で施設入所に係る報酬が全く算定されない日は利用することが可能とされております。</p> <p>日常生活用具の給付は、国通知において「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」とされていることから、パソコンを給付の対象に加えることは困難です。</p>	<p>・移動支援事業 ・日常生活用具給付</p>	<p>1,391,240 433,139</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
161	<p>161 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいようにスポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実を図ること。値上げされた利用料・使用料を元に戻すこと。</p>	<p>本市では、障害者スポーツセンター及び障害者教養文化・体育会館を障害者スポーツの拠点と位置付け、両施設で各種障害者スポーツ大会を開催するなど、障害のある方がスポーツを通じて社会参加できる機会を創出しております。</p> <p>令和5年度においても、ウィズコロナ時代を踏まえた実施方法に十分配慮し、障害者スポーツの裾野拡大、障害者の社会参加の推進を図ってまいります。</p> <p>なお、本市の財政状況を踏まえ、既存施設への宿泊機能の付与等の予定はありません。</p> <p>また、利用料金の改定については、施設運営を持続可能なものとするためのものであり、元に戻すことは困難ですが、障害のある方が利用しやすい施設のあり方を引き続き検討してまいります。</p>	<p>・障害者スポーツ振興</p>	<p>32,427</p>
162	<p>162 聴覚に障害のある方の社会参加をさらに進めるため、手話通訳者の養成を促進するとともに、報酬をさらに引き上げること。</p>	<p>手話通訳者養成事業を引き続き実施するとともに、将来的に手話通訳者を目指す方を増やしていくために、はじめて手話を学ぶ方向けの講座も継続して実施し、手話通訳者の養成につなげてまいります。</p> <p>なお、本市の財政状況から、手話通訳者派遣に係る報酬を引き上げる予定はありませんが、聴覚に障害のある方の社会参加をさらに進めるため、手話通訳者派遣事業のあり方については、引き続き検討してまいります。</p>	<p>・身体障害者社会参加促進事業 (うち、手話関連)</p> <p>・京都市手話言語条例普及啓発事業</p>	<p>82,737 37,526 1,852</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
163	163 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にすること。	本市の財政状況を踏まえ、福祉乗車証の適用地域を敬老乗車証と同一にまで拡大する予定はありません。	・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業	1,300,739
164	164 福祉タクシーのチケットについては、利用者の声を聞き、使いやすいに改善すること。	重度障害者タクシー料金助成事業については、これまで、交付対象者の拡大や助成額の変更等、制度を安定的・継続的に運営するための見直しを行ってきております。引き続き、利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。	・重度障害者タクシー料金助成事業	133,018
165(1)	◆生活保護・生活支援の充実を 165 憲法25条に基づく生活保護行政について、以下の改善を図ること。 ・引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を引き上げるよう国に強く求めること。	生活保護基準は、憲法25条の生存権を保障するため、社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し、国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量によって定めることとされています。 直近の平成30年度の見直しについては、一般低所得世帯の消費水準と保護基準との均衡を図るという考え方の下、引下げ幅を5%以内に留めるとともに、3年間かけて段階的に実施されるなど一定の配慮がされ、適切に実施されたものと考えております。 令和5年度における基準の見直しについても、国において適切に判断されるものと認識しており、国に対して引上げを求めることは考えておりません。	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
165(2)	<p>・要件を満たせば、住民だれもが利用できる制度であることを市民しんぶんだけでなく、他の媒体や機会を通じて繰り返し周知徹底、広報すること。</p>	<p>生活保護制度については、生活にお困りの方がためらうことなく保健福祉センターに相談・申請しやすいよう、様々な媒体を活用して周知に努めております。</p> <p>具体的には、市民しんぶんや京都市生活ガイドブックの中で、生活にお困りの際の相談窓口として、各区役所・支所の生活福祉課を御案内しております。</p> <p>また、制度概要を記載した「保護のしおり」を市民が自由に閲覧・取得できるよう、各区役所・支所や関係機関の窓口に配架しております。</p> <p>さらに、京都市情報館でも「保護のしおり」を公開するとともに、「生活保護の申請は市民の権利です。」と周知し、「よくある誤解」として、扶養義務や資産の取扱い等を分かりやすく説明しております。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
165(3)	<p>・就労と収入増をめざす取組みについては、心身の健康状態等に十分配慮し、機械的な就労指導とならないようにすること。</p>	<p>本市では、被保護者の自立に向けた就労支援として、ハローワークと連携した就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」や、キャリアカウンセラーが就労意欲を喚起する「就労意欲喚起等支援事業」、就労体験により社会参加等に向けた支援を行う「チャレンジ就労体験事業」を実施しており、身体状況以外にも生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた支援を行っております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労意欲喚起等支援事業 ・ チャレンジ就労体験事業 	<p>139,724 24,172</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
165(4)	・ 扶養照会は行わないこと。	<p>扶養義務者による扶養は、現行の生活保護法では「保護に優先して行われる」と定められていることから、必要最小限の扶養照会は実施する必要があります。</p> <p>一方で、扶養照会が申請者等の心理的なハードルとならないよう、申請者御本人の生活歴等を丁寧に聞き取り、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には扶養照会を行っておりません。</p> <p>これらのことについて、本市ホームページにおいても、「扶養義務者と縁が切られている場合」等は調査が行わないことがあるなど、扶養義務の履行が期待できない者の判断基準を具体的にお知らせしております。</p>	-	-
165(5)	・ 老齢加算の復活を国に求めること。	<p>老齢加算の廃止については、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会・福祉部会に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論を踏まえて決定されたものであり、3年間で段階的に引き下げ廃止するという激変緩和措置が設けられたことなどからも、一定の配慮が行われた適切なものと考えており、本市として、これを元に戻すよう求めることは考えておりません。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
165(6)	<p>・窮迫状態にある場合には速やかに職権による保護を行うこと。</p>	<p>本市では、常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため、生活相談時には、相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに、急迫状態にあると認められる場合には職権による保護を適用するなど、適切な制度運用に努めております。</p>	-	-
165(7)	<p>・ケースワーカー1名に対して、80世帯以下の配置とすること。緊急時においてもケースワーカーが受け持ちの世帯への対応を最優先できるような体制をとること。</p>	<p>生活保護ケースワーカーの配置については、国が示す標準数を目安として、緊急時に対応可能な実施体制を確保できるよう、効率的かつ重点的に配置しております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
165(8)	<p>・生活福祉課への福祉職の配置率を高めること。憲法第25条の理念に則って生活保護行政が行えるよう職員教育を充実させること。市民の権利を守るケースワーク技術の蓄積と継承が図れる体制とすること。</p>	<p>本市では、福祉行政の根幹を担うことができる職員を確保・育成することを目的として、平成24年度から一般事務職（福祉）（以下、「福祉職」という。）を採用しており、これまでから、生活保護分野をはじめとする福祉職場に福祉職を配置しております。</p> <p>引き続き、福祉職の職員が保有する知識や経験、専門性を所属全体で共有・活用することで、組織力の強化を図るとともに、市民サービスの維持・向上に努めてまいります。</p> <p>また、新規職員の育成については、配属先での研修やOJTサポート制度を通じて、知識の習得及び能力の向上を図っております。</p>	-	-
165(9)	<p>・保護開始に当たっての法定期限（14日）を厳守すること。</p>	<p>生活保護の決定に当たっては、これまでから法定期間である14日以内に決定するよう努めております。また、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、適正な保護の実施に努めております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
165 (10)	<p>・制度開始以降の資産調査はしないこと。預貯金の保有を理由とする制度適用除外はしないこと。</p>	<p>生活保護の実施要領において、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこと、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12か月ごとに行うこととされております。</p> <p>本市においても、実施要領の趣旨を踏まえ、要保護者に資産申告書の提出を求めているところであり、引き続き、その趣旨目的を丁寧に説明してまいります。</p>	-	-
165 (11)	<p>・酷暑から生命を守るため、夏季見舞金を創設すること。すべての利用者がエアコン設置・修理できるよう保障するよう国に要望すること。市独自の補助を行うこと。</p>	<p>夏季見舞金は、現在の生活保護基準の水準に照らし、制度創設当初の「生活保護基準を補う」という目的は既に達成されたと考えられること、また本市の財政状況を踏まえ、改めて夏季見舞金を創設することは考えておりません。</p> <p>エアコンについては、一時扶助の要件に該当する方は支援が可能であるため、申請漏れがないよう適切に制度を教示してまいります。一方で、同費用は保護開始直後等のみ認められるなど支給要件が限定的であることから、要件を拡大するよう国に対し要望しております。なお、本市の財政状況を踏まえ、市独自の補助を行うことは考えておりません。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
165 (12)	・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。	<p>医療証方式では、保健福祉センターとして、受診希望者の医療の要否が事前に確認できない、適切な受診先医療機関の選定を行うことができないといった問題があることから、同方式の導入については、国において慎重に検討されるべきものと考えております。</p> <p>なお、令和6年3月から全国で「医療扶助のオンライン資格確認」を開始することとされており、医療機関窓口での資格確認が簡素化される見込みですので、この制度の利用に必要なマイナンバーカードの取得勧奨・支援に努めてまいります。</p>	—	—
165 (13)	・ 捕捉率を調査すること。	<p>生活保護制度の捕捉率に関する調査は、ナショナルミニマムに関する調査として国において実施すべきものであり、本市として独自に調査することは考えておりません。</p>	—	—
165 (14)	・ 中高生への学習援助をさらに強化すること。支援者への適正な報酬を保障すること。	<p>学習支援の取組については、生活保護世帯やひとり親世帯等を対象とした「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18箇所で実施しております。</p> <p>本事業はこれまで、子どもたちにとってより良い学習環境を提供できるよう、実施場所の拡大や、夏休み期間の集中学習会の開催、ボランティアの謝礼の増額等の充実を行ってまいりました。今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて検討を行ってまいります。</p>	・ 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	17,761

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
165 (15)	☆・経済的理由により大学等進学をあきらめることがないように、高校進学と同様に大学等進学の際にも、生活保護の対象なるよう国に求めること。	<p>生活保護世帯の方が大学等へ進学した場合、国の通知により世帯分離措置によって取り扱うこととされております。</p> <p>こうした中、国において、生活保護世帯の方の大学等への進学支援を図るため、生活保護世帯の方が大学等に進学された場合は、生活扶助費は減額されるものの、住宅扶助費は減額しない取扱いとされたほか、さらに進学準備給付金も創設され、本市においても対象世帯への案内に努めているところです。</p> <p>なお、国への要望につきましては、現在、社会保障審議会において、生活保護世帯の子どもの貧困について議論がされており、また近年、高等教育への支援の拡充もされているところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	-	-
165 (16)	・加齢性難聴の補聴器を治療材料として給付するよう国に求めること。	<p>補聴器については、聴覚障害のある方に対する障害者施策として給付は認められていますが、障害があるとまでは言えないものの、聴覚に不自由のある方が多数いらっしゃることは認識しているところです。</p> <p>このため、本市としましても、例えば、聴覚の低下を原因として被保護者の日常生活に著しい支障がある場合は、生活保護医療扶助の治療材料としての給付を認めることができるよう、国に対して意見を伝えております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
166	<p>166 市民の命を守るために上下水道局との連携を電気・ガス事業者にも広げ、料金・使用料及び税等の滞納状況を把握し、生活困窮実態の有無をつかみ対策をとること。</p>	<p>生活にお困りの方が相談等で訪問することがあると思われる各区役所・支所の保健福祉センターをはじめ、各区の社会福祉協議会やハローワーク、また、地域の身近な相談相手として活動する民生・児童委員などはもとより、上下水道局とも協議を行うなど、生活困窮者支援制度について周知を図り、関係機関との連携体制を構築しております。</p> <p>引き続き、生活にお困りの方からの相談を受け付ける様々な関係機関や事業所に対して、生活困窮者支援制度についての周知、連携に努め、生活困窮者の把握や早期支援につなげていけるように努めてまいります。</p>	—	—
167(1)	<p>167 ホームレスの生活を保障するとともに、自立支援を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスの生活保護適用にあたっては、現所在地保護とすること。 その上で、居宅確保を原則とすること。一時保護施設に入所した場合も、すみやかに保護認定した上で希望に応じて居宅を確保し、地域での生活がおくれるよう責任を果たすこと。 ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。 ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。 	<p>ホームレスの方への自立支援については、生活歴や今後の希望等をお聞きしたうえで、その方に適した支援方針を定めております。このため、本人が生活保護を申請し、居宅生活を希望され、本市が国の通知に基づき居宅生活が可能と判断した場合には、速やかな生活保護の審査及び居宅確保に努めているところです。</p> <p>また、自立支援センターについては、住環境の改善を図るとともに、就労による自立に向けた支援を進めてまいります。</p> <p>さらに、本市のホームレス支援を推進していくに当たっては、民間団体等と連携して取り組むことが重要であると考えており、事業委託等も含め、民間団体等と連携し取り組んでいるところです。</p>	・ホームレス自立支援センター事業	49,096

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
167(2)	<p>・休止された中央保護所を再設置し、機能を高め充実すること。救護施設は市の責任で設置し、地域住民の理解が得られるようにすること。</p> <p>・緊急一時宿泊事業については、利用者の人権が保障され、必要とする全ての人々が利用できるよう、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備をすすめること。行政の責任で入居者が当面生活を営むための必要経費を支給すること。</p>	<p>中央保護所については、救護施設の運営開始に併せて廃止を予定しており、現在は、施設の構造や職員の配置基準上の課題により、効率的な施設運営ができないことから、休止しております。</p> <p>本市では、救護施設を、整備・運営していくことが、保健福祉施策の推進に当たって重要と考えており、この間、社会福祉法人大阪自彊館、春日野自町連、日野自町連、本市の4者協定を締結するなど、救護施設の整備及び運営に向けた、取組を進めてまいりました。</p> <p>緊急一時宿泊事業については、令和2年度から施設を増やしたところであり、引き続き利用しやすい施設となるよう努めてまいります。なお、就職活動等必要に応じて日用品を現物で支給しております。</p>	<p>・救護施設整備助成 ・ホームレス緊急一時宿泊事業</p>	<p>408,000 136,364</p>
168	<p>168 市営葬儀事業を復活させること。深草墓園の使用料の負担を元に戻すこと。</p>	<p>市営葬儀事業については、年間利用件数が開設当時の2,000件前後から200～300件程度へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で、残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、同事業の復活は考えておりません。</p> <p>深草墓園は「市民のお墓」として昭和33年に開設して以降、延べ19,000件を超える永年納骨を受け入れており、収蔵スペースのひっ迫及び納骨堂の老朽化に対応する財源を確保するため、令和4年6月から新たに使用料を設定しており、改定前の使用料に戻すことは考えておりません。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
169	<p>169 夏季歳末生活資金貸付事業を復活し、要件の緩和や貸付限度額の生活実態に応じた引上げ等、改善を図り、通年化すること。生活保護受給者も対象とすること。</p>	<p>夏季歳末特別貸付事業については、盆や正月を控えて生活にお困りの世帯に対して、一時的な生活資金の貸付を行うことを目的として、昭和42年に開始した事業ですが、近年の世帯のライフサイクルや家族構成等、社会を取り巻く状況が大きく変化したことから、利用件数が大幅に減少していました。</p> <p>さらに、平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、通年で経済的困窮に関する相談支援を行い、相談内容に応じて、生活福祉資金貸付が利用できる仕組みが構築されました。</p> <p>こうした状況を背景に、令和2年2月市会での議論を経て、令和元年度末をもって夏季歳末特別生活資金貸付事業を廃止したものであり、同事業の復活は考えておりません。</p>	-	-
170	<p>3 市民のくらし・営業を守る市政運営を ☆170 大阪へのカジノ・IR誘致計画については、今でも高いギャンブル依存症の割合をさらに高め、安全な地域社会の形成を阻害するなど、関西地域に深刻な影響を与えるものであり、申請を認可しないよう国に求めること。関西広域連合に対しても中止の立場に立つよう求めること。</p>	<p>IR整備法の区域整備計画の認定申請期間に最終的に申請を行ったのは大阪府と長崎県の2自治体であり、令和5年前半頃に政府がIRを建設する自治体を正式に決定する予定とのこと。引き続き、広域観光の観点等から、他都市の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、関西広域連合では、関西広域連合議会（令和4年6月臨時会）において、誘致について賛否を表明する立場にない旨の答弁をされております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
171	171 文化庁移転に係る費用負担をしないこと。	<p>文化庁の移転は、全国の多様な文化に光を当て、東京一極集中の是正と文化による地方創生を目指す国家プロジェクトです。京都にとっても、都市格の向上や将来の発展に繋がるものであり、目的の達成へ責任を担う必要があります。</p> <p>文化庁の誘致に当たっては、オール京都で、土地の提供、庁舎建設費の応分の負担、職員の受入に係る協力の3点を約束しており、こうした熱意と本気度が伝わり、文化庁の全面的移転という国の英断に結びついたものと考えております。</p> <p>令和5年3月に京都での業務を開始する文化庁と一層連携し、京都の強みである「文化」を基軸に、あらゆる政策との融合・連携を図り、文化の力で日本を元気にする取組を進めてまいります。</p>	-	-
172	<p>172 公契約基本条例の内容と運用について、以下の項目の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。 ・雇用の継続についての項目を設けること。 ・条例の適正な運用を担保するため、立ち入り調査を行える規定項目を設けること。 	<p>賃金に関する必要な規制は法律に基づくことが基本ですが、公契約基本条例に基づき、国の関係機関等とも連携し、公契約の下で働く労働者の良好な労働環境全般が確保・維持・向上されるよう、今後も努めてまいります。</p> <p>雇用の継続については、業務等の実態に応じて検討すべきものであり、条例で一律に規定するものではないと考えております。</p> <p>現在は、下請事業者を含む一定の公契約受注者に対し、社会保険や最低賃金など労働関係法令遵守状況報告書の提出を義務付け、違反者に対しては、事業者名の公表などの措置を採ることとしております。また、労働者等からの通報・相談窓口を設置することなどにより、適正な運用を担保しております。</p>	・公契約審査委員会	490

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
173(1)	<p>173 住宅宿泊事業法に基づく「民泊」、旅館業法に基づく「ホテル・旅館」・「簡易宿所」について、以下の内容を含む条例改正を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての宿泊施設に管理者常駐を義務づけること。 	<p>本市では独自ルールにより、全ての宿泊施設において、迷惑行為に対する苦情や緊急事態などに的確に対応するため、人を宿泊させる間、営業者等が施設内又は直ちに駆け付けることができる場所に駐在することを義務付けております。</p> <p>引き続き、安全安心な施設運営がなされるよう、事業者に対して本市独自ルールを遵守するよう指導を徹底してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「民泊」対策事業 	73,244
173(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地、路地奥、社会福祉施設周辺での立地を規制すること。 ・連棟における「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。 ・近隣住民等から求められた際の協定書を義務規定とすること。 	<p>宿泊施設（連棟形状のものを含む。）は旅館業法又は住宅宿泊事業法等の関係法令に違反しない限り事業は実施可能であり、法令に反しないものを本市が恣意的に認めないことはできません。</p> <p>また、協定書は、事業者と自治会等地域住民の間で、信頼関係構築のため任意に締結される契約であり、義務付けることはできません。事業者に対して真摯に対応するよう指導するなど、引き続き、地域住民と事業者の調和の確保に向けた取組を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「民泊」対策事業 	73,244

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
174(1)	<p>3 市民のくらし・営業を守る市政運営を ◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を 174 中小企業振興のために以下の内容の具体化を図ること。 ・全庁挙げて、京都市職員が直接全ての事業所を訪問し中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）の実態把握に努めること。さらに、広く関係者の参加と討議を経て、市において中小・小規模事業者の振興計画を立案すること。</p>	<p>中小企業の実態把握については、中小企業800社を対象とした四半期ごとの景況調査に加え、経済団体、金融機関等との日常の連絡や定例会議を通じてタイムリーに情報収集するとともに、「京都市地域企業未来力会議」において、意見交換を活発に実施しております。引き続き、「現場の声」をしっかりと聞きし、実効性ある振興策を推進してまいります。 また、京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所（5箇所）の相談窓口において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問を実施するなど、中小企業振興を推進しているところであり、今後とも国や産業支援機関と連携し、取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・局情報提供事業（産業観光局） ・中小企業の持続的発展のための基盤整備（うち、中小企業経営支援体制の強化） （うち、中小企業創業・経営支援事業） ・地域企業応援プロジェクト（うち、地域未来力創出コーディネート事業） 	<p>3,040 159,900 71,800 3,900 58,900 7,700</p>
174(2)	<p>・市全体とともに、各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標を設定し、その実現を目指すこと。WTO案件については、分割発注できるよう工夫し、市内中小・小規模事業者の活性化が図れるようにすること。</p>	<p>公契約基本条例に基づき、市内中小企業の受注機会の増大に向け、可能な限り分離分割発注するなど、全庁的に取組を徹底した結果、工事契約における令和3年度の市内中小企業との契約件数の割合は、約9割となっております。 一方、発注の前提として、法令上の制約や、市内中小企業では受注し難い案件などもあり、市内中小企業の発注目標を設定することは困難と考えております。 なお、地域要件や企業規模要件を設けることができないWTO案件についても、合理的な範囲での分離分割発注により、市内中小企業が受注可能な規模とするといった工夫を行い、引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に努めてまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
175	175 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。	<p>商店のリフォームについては、商店街が空き店舗等を活用し、商店街の活性化に寄与する施設（コミュニティ施設等）に改装する場合の補助制度を設けております。</p> <p>住宅リフォームについては、事業者と連携のうえ普及啓発に努め、リフォームによる住宅の安全性の向上や快適性、また、経済的なメリット等の効果を市民にわかりやすく伝えるとともに、安心して依頼できる事業者の育成に努めてまいります。また、市民からの事業者を紹介してほしいという要望に応えられるように、「京都市すまいの事業者選定支援制度」を令和4年12月から開始しており、市内事業者の仕事おこしにもつなげてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等支援事業 ・住宅の省エネルギー化推進 ・安心すまいづくり推進事業 <p>（うち、既存住宅の利活用等に関する事業者の選定支援制度の充実）</p>	<p>44,700</p> <p>5,656</p> <p>53,325</p> <p>11,100</p>
176	176 観光政策の基本に伝統地場産業や街並み、歴史的景観など地域資源の維持・保存と市内循環型経済を位置付けること。	<p>観光政策の基本となる「京都観光振興計画2025」において、観光による地域経済等への貢献の最大化を図るため、伝統産業をはじめとする関連産業の振興や、地産地消、地域産品・地域産材の活用を推進するとともに、観光を通じて伝統文化や文化財、歴史的なまちなみや美しい景観の維持継承等に寄与していく旨を掲げております。</p> <p>引き続き、地場産業と宿泊施設のビジネスマッチング等により、京都経済の域内循環の促進等に取り組むとともに、本計画の推進により、市民生活と観光が調和し、市民の皆様が豊かさを感じられる京都観光を目指してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の質の向上 <p>（うち、宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業）</p>	<p>31,746</p> <p>14,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
177	177 「宿泊施設拡充・誘致方針」は廃止し、「上質宿泊施設誘致制度」で現在申請中の事案は適用を撤回すること。宿泊施設の総量規制を行うこと。既存旅館等への具体的支援を強化すること。	<p>宿泊施設については、市民の安心・安全と地域文化の継承を重要視しない宿泊施設の参入お断りを宣言（令和元年）し、更なる宿泊施設の質の向上を図るため、宿泊施設立地に際しての地域との調和に向けた事前説明手続の充実やバリアフリー基準の充実にも取り組んでおります。</p> <p>なお、「宿泊施設拡充・誘致方針」は、「京都観光振興計画2025」に統合しており、その中で宿泊観光・長期滞在化を促進するため、「上質宿泊施設誘致制度」の運用等を行っております。</p> <p>旅館等への支援については、旅館関係団体等との連携を深め、OTAを活用した情報発信等を通じて、旅館の魅力発信や需要喚起等に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の質の向上 	31,746
178(1)	178 雇用政策と労働者保護を担当する部署を復活し、体制の強化を図ること。市独自の雇用創出、企業への雇用要請の取り組みを強めること。	<p>雇用の維持や創出、質の向上に取り組むため、産業企画室に担当部長等の人員を配置し、必要な施策を進めているところです。雇用行政が重要課題であるとの認識の下、今後も情勢に応じた体制を適宜検討してまいります。</p> <p>雇用創出については、わかもの就職支援センターにおいて、学生等の若者の就職支援を行うとともに、令和5年度は新たにインターンシップの促進等を実施し、地域企業の担い手確保支援に取り組んでまいります。</p> <p>企業への雇用要請については、経済団体に対し、京都市長、京都労働局長、京都府知事の連名で「人への投資の強化、成長分野への労働移動支援等」について、令和4年12月に実施しております。</p> <p>引き続き、国や京都府、経済団体等とも連携しながら取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 （うち、京都版「新卒就職・採用情報サイト」構築事業） ・地域企業応援プロジェクト （うち、地域企業インターンシップ促進プロジェクト【新規】） 	64,601 10,604 58,900 10,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
178(2)	高齢者・障害者の雇用対策を強めること。	<p>高齢者雇用については、引き続き、公益社団法人京都市シルバー人材センターへの支援を行うとともに、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持、確保に努めてまいります。</p> <p>障害のある方の就労支援については、民間企業や関係行政機関等が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を核に、企業等の人事担当者等を対象にしたセミナー等の開催や職場定着支援事業に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、障害のある方の就労支援及び定着支援の推進に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター運営補助等 ・障害者就労支援推進事業 (うち、障害者職場定着支援等推進センター事業) ・(うち、障害者就労支援プロモート事業) ・重度障害者等就労支援特別事業 	<p>71,341</p> <p>49,217</p> <p>21,446</p> <p>10,555</p> <p>21,558</p>
179	179 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子の更なる軽減・補給を行うこと。	<p>金融機関の伴走支援により事業者の早期の経営改善を図るための府市協調による制度融資では、国の補助により、信用保証料が大幅に引き下げられています。また、国の制度改正を受け、融資対象要件の拡充等を行い、広く周知しているところです。</p> <p>保証料や利子の更なる軽減・補給については、自治体の財政力によって格差が生じることのないよう、国において措置されるべきものと考えており、基本的には、本市が独自かつ一律に実施する考えはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・融資制度預託金【充実】 	<p>150,000,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
180	180 市に融資窓口を設置し、市が責任を持つ「あっせん融資制度」を復活させること。	<p>本市制度融資の利用に際しては、市内200店舗を超える金融機関の窓口で直接申込みが行える方式を採用することで、利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っています。</p> <p>今般のコロナ禍においても、非常に多くの事業者に制度融資が実行されているところであり、本市によるあっせん融資制度を再構築することは検討しておりません。</p>	-	-
181	181 企業立地促進助成制度については、大企業を除外した制度に見直すこと。	<p>企業立地促進制度は、産業振興、雇用や税収増加を目的に、製造業等の本社、工場等の新增設等を促進する支援制度であり、大企業もサプライチェーンで繋がる地域企業との連携や、雇用、税収面で大きな効果を見込めるため対象としています。</p> <p>令和4年度には、財政状況を踏まえた補助金制度の見直しを行いました。その際にも、これまでと同様、大企業に比べ中小企業に手厚い支援となるよう見直したところです。</p> <p>引き続き、都市計画の見直しと連動した効果的な補助制度を検討してまいります。</p>	-	-
182	182 原材料の仕入れ先から製品の納品先までの流通、販路、単価の動向、雇用を含む市内産業の地域内再投資について調査・分析をすること。分析結果に基づき、原材料などの地元調達と正規雇用の拡大を進め地域内循環経済を実現すること。	<p>本市では、国の実施している各種統計の活用と併せ、令和3年度には京都市産業連関表を作成し、市内経済活動における産業間の取引関係の把握、域外から稼ぐ産業や高い付加価値を生み出している産業、生産波及効果の高い産業の把握など、産業構造の分析に努めております。今後も、各種統計による分析の精度を高めてまいります。</p> <p>また、各種統計データや産業構造の分析結果を活用し、地域内循環の重要性を念頭に置きつつ、地域経済の活性化につながる取組を進めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
183	<p>183 自然災害が多発する中、社会インフラの整備を担う建設業の人材不足は深刻であり、技術力・専門力の強化と、担い手確保・育成について振興計画を立案し、具体化すること。</p>	<p>本市では、これまでから中小企業経営動向実態調査等により、各業種・業界が抱える課題等の把握に努め、必要な施策の立案につなげております。</p> <p>また、次世代の担い手である子どもたちや若者に建設業を含めたものづくり産業の素晴らしさを伝える「京都ものづくりフェア」を京都府や関係団体とともに開催するなど、担い手育成とともに、ものづくりの技術・技能の振興を図る取組を進めております。</p> <p>今後とも、建設業を含め、京都経済を支えている各業種・業界の活性化に向けて、業界団体や事業者の皆様の生の声をいただきながら、必要な支援を実施してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・局情報提供事業（産業観光局） ・中小企業の持続的発展のための基礎整備（うち、中小企業経営支援体制の強化） （うち、中小企業創業・経営支援事業） （うち、中小企業事業承継支援体制の強化） （うち、物価高等に対応するための中小企業相談窓口体制強化事業） ・地域企業応援プロジェクト （うち、地域企業事業継続力強化支援事業） 	<p>3,040</p> <p>159,900</p> <p>71,800</p> <p>3,900</p> <p>7,200</p> <p>77,000</p> <p>58,900</p> <p>7,200</p>
184	<p>184 伝統産業振興予算を抜本的に増額すること。京都市が指定した伝統産業74品目に関わる実態調査を行うこと。喫緊の課題である後継者育成を進めること。伝統産業従事者のつくり手に直接支援すること。伝統産業設備改修等補助制度については通年で申請できるようにし、半減された予算は元に戻すこと。販路拡大支援は、大規模な展示会やネットの活用支援だけでなく、自主的に開催されている異業種での新作発表会など小規模な取り組みについても支援を行うこと。</p>	<p>本市では、「京都市伝統産業活性化推進条例」及び「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、販路開拓や新商品開発、後継者育成の支援などに取り組んでおり、引き続き本計画の推進に取り組むとともに、令和5年度は、伝統産業未来構築事業において、事業者による海外展開への支援を充実してまいります。</p> <p>伝統産業に係る実態調査については、これまでから各制度利用者、業界団体へのアンケート調査をはじめ、工房訪問などにより情報を収集し、業界の実態把握に努めています。</p> <p>伝統産業設備改修等補助制度についても、引き続き業界の皆様のお聞きし、計画的に申請いただけるよう、周知に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統産業技術の保存・担い手育成支援（うち、技術後継者育成事業） ・販路開拓、産地商品宣伝（うち、伝統産業未来構築事業【充実】） ・伝統産業設備改修等補助 	<p>15,630</p> <p>4,000</p> <p>44,276</p> <p>22,000</p> <p>21,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
185	<p>185 西陣織物産地の絹織物職人の工賃を引き上げること。「京都伝統産業道具類協議会」の道具類に関する調査結果に基づき、枯渇部品の代替品開発を含め、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う後継者の確保・養成の計画を策定し、継続して取り組むこと。「西陣織物産地振興協議会」(仮称)をつくり、新商品の開発、販路開拓を含む総合的な産地振興を図ること。</p>	<p>工賃の引上げについては、西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し、丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり、本市においてもホームページ等での周知を行っております。</p> <p>また、令和2年度に西陣織工業組合が立ち上げた「モノづくり事業部」の事業や、京都伝統産業道具類協議会が実施する織手の技術力養成を目的とした研修など、業界が取り組む道具類の確保等に繋がる事業を引き続き支援してまいります。</p> <p>令和5年度は、伝統産業未来構築事業において、事業者による海外展開への支援を充実するなど、引き続き産地主導の新商品開発や販路開拓等を支援してまいります。</p>	<p>・販路開拓、産地商品宣伝 (うち、伝統産業未来構築事業【充実】)</p>	<p>44,276 22,000</p>
186	<p>186 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための育成資金の大幅増額で後継者育成等支援をさらに進めること。</p>	<p>本市支援の下、京手描友禅協同組合が構築した京手描友禅のトレーサビリティシステムを運用し、手描友禅の価値を高め、販路の拡大を引き続き支援することで、工賃の引上げにも繋げてまいります。</p> <p>また、後継者育成については、育成資金の交付をはじめ、伝福連携担い手育成支援事業や地方独立行政法人京都市産業技術研究所が行う伝統産業技術後継者育成研修などの実施により、引き続き、工程の維持のための後継者育成等を支援してまいります。</p>	<p>・伝統産業技術の保存・担い手育成支援 (うち、技術後継者育成事業) (うち、京都市伝福連携担い手育成支援事業)</p>	<p>15,630 4,000 1,150</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
187	<p>187 大規模小売店舗立地法は、需給調整が可能となるよう、法改正を国に求めるとともに、市独自の需給調整を含めた仕組みを作ること。事実上の大型店誘致政策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。</p>	<p>平成18年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されております。</p> <p>また、小売業を行う店舗の立地に際しては、地域的な需給調整を勘案しないという国の経済政策の方向性は堅持されております。</p> <p>一方、本市では、「京都市商業集積ガイドプラン」を平成12年6月から運用し、無秩序な商業開発の抑制に大きな効果を上げております。</p> <p>今後とも、「京都市商業集積ガイドプラン」を適切に運用し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を図ってまいります。</p>	-	-
188	<p>☆188 大規模小売店舗・中規模小売店舗設置者に対し、地域団体への加入や協力を求め、「地域・社会貢献実施報告書」の提出は設置から2年に限らず、店舗が営業を続けている間は毎年提出するよう改めること。地元調達や雇用拡大、下請け単価や仕入れ値の改善等、その社会的役割が発揮されるよう働きかけること。</p>	<p>令和2年6月に策定した「小売店における地域・社会貢献推進の手引」に基づき、大規模及び中規模小売店舗の設置者に対して、地域団体への加入や協力をはじめとする様々な取組の実施を求めています。</p> <p>また、「地域・社会貢献実施状況報告書」の提出期間終了後も、店舗に対しては、積極的な地域・社会貢献の取組を継続するよう働きかけてまいります。</p> <p>大企業等に対しては、毎年、本市・京都府等が連携してオール京都で、下請取引の適正化や正規雇用の拡大等の要請を実施しており、引き続き、働きかけてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
189	<p>189 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店街の実態調査を行い、小売店・商店街の振興を図るものとする。規模の小さい商店街や、商店街の解散などで、支援が届かない個人商店の実情をつかみ支援すること。</p>	<p>令和2年度には市内全商店街を対象にヒアリング調査を実施し、各商店街の現状等について調査を実施いたしました。その後についても、商店街や業界団体等へ日常的に訪問や電話等により実態把握に努めております。</p> <p>商店街の振興については、引き続き、アーケード・街路灯、防犯カメラの設置など安心安全な買い物環境の創出、キャッシュレス化・デジタル化の普及の促進に取り組むとともに、新たに魅力的な商品・サービス等の商業コンテンツの創出を支援するほか、若手や非会員の取り込み等による商店会組織の再構築・活性化を支援してまいります。</p> <p>今後とも、商業者の生の声をお聞きしながら、京都らしい魅力ある商業の活性化を進めてまいります。</p>	<p>・商店街等支援事業</p>	<p>44,700</p>
190	<p>190 中央卸売市場第一市場の再整備については、整備事業費の圧縮に努めること。また、一人ひとりの場内事業者の声を聞き事業者の移転にかかる費用の補助制度を拡充すること。水産棟の使用料の値下げを行うこと。青果棟の使用料に関しても場内事業者の声を聞き、値上げしないこと。</p>	<p>場内事業者とは、過剰な設備は施設使用料の増加に繋がるとの共通認識の下、約2,000回にも及ぶワーキング会議やヒアリング等を実施し、整備費の圧縮に努めてきました。</p> <p>また、移転に係る支援策についても、経営状況や関係団体の声等を十分に踏まえ、他市場と比べ充実した内容としております。</p> <p>なお、新青果棟を含め、施設の使用料については、機能強化等に応じて上昇することは当然ですが、新水産棟の使用料設定に当たっては、関係団体等の理解の下、改定率の抑制や経過措置に取り組むなど、事業者にも過度の負担が生じないように配慮しております。</p> <p>今後何よりも重要なことは、再整備のメリットを生かすことであるため、引き続き相談窓口等を通じ、事業者の自主的な経営努力を促してまいります。</p>	<p>☆京都市中央卸売市場施設整備 ・京都市中央卸売市場施設整備</p>	<p>37,000 2,300,512</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
191	<p>191 買い物弱者についての実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。</p>	<p>買い物弱者対策については、近年、大手スーパーや中小小売店等による移動販売や宅配サービス等が実施されております。本市では、商店街等を対象に、買い物環境の向上に資する取組を実施してまいりました。</p> <p>また、地域支え合い活動創出コーディネーターの活動を通じて、民間事業者と地域住民との連携による買い物支援の取組等、高齢者の多様なニーズに応じた生活支援活動の創出等に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>加えて、支援が必要な高齢者に対しては、介護保険による訪問介護サービスの一環としてホームヘルパーが買い物の代行等を行っており、引き続き、適切な生活支援サービスが提供されるよう関係機関とも連携を図ってまいります。</p>	<p>・生活支援サービスの基盤整備</p>	<p>90,197</p>
192	<p>◆農林業の振興を 192 国に対して以下のことを求めること。 ・食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。 ・米の需給調整政策を放棄しないこと。 ・米直接交付金を復活させ、価格保障・所得補償を行うこと。 ・米の生産と流通に国が責任を持つこと。 ・農林業予算を大幅に増額し、後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。</p>	<p>食料自給率については、農地の有効利用を図るとともに、経営所得安定対策等の推進や価格安定制度の活用など、農家の経営安定対策を実施し、その向上に資するよう努めてまいります。</p> <p>また、米については、農家自らの経営判断で消費者ニーズに応じた生産が行われているため、本市としては、米の需要等、生産に関する情報提供を行っております。</p> <p>さらに、農業経営の安定に向け、関係機関と連携した新規就農者等の育成及び支援に取り組むとともに、生産に必要な農業機械や施設の導入支援等を行うことで、所得の向上、後継者の育成に努めてまいります。</p>	<p>・新規就農者の担い手確保・育成支援 (うち、新規就農総合支援事業～農力開発～)</p> <p>・水田農業構造改革対策事業</p>	<p>72,314 62,836 7,634</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
193(1)	<p>193 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、SDGsの推進目標に基づく京都市特有の家族農業経営の活性化推進計画を策定・具体化し、以下の点を推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族農業者に後継者支援制度を適用すること。新規就農者の育成のため、農業振興センターを中心に支援をさらに充実すること。 ・直売場の開設、学童農園、体験農園、観光農園などの取り組みを支援すること。産直制度を活用し、消費者と共同で営農意欲を高めること。 	<p>本市の家族農業は、SDGsや持続可能な農業の実現に重要な役割を担っており、「京都市農林行政基本方針」において、家族農業をはじめとする本市農業が次世代に継承されることを目指し、施策を推進しております。</p> <p>親元就農を含む新規就農者に対する就農後に必要となる資金の支援や新規就農サポーターによる営農指導に加え、農福連携に取り組む家族農業者への支援など、各種施策を講じるとともに、地域特性に応じて令和3年度再編した各振興センターを中心に、一層質の高い支援を展開してまいります。</p> <p>また、市民に農産物・農業への理解を深めていただくため、市内直売所等の情報発信や小学校での農業体験の推進、市民農園の周知や施設整備等、地産地消の推進に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の担い手確保・育成支援 (うち、新規就農総合支援事業～農力開発～) ・農業の振興・啓発 (うち、農福連携に取り組む農林業者支援事業【新規】) 	<p>72,314 62,836 94,199 1,900</p>
193(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路開拓、農業施設整備などを強めること。 	<p>中山間地域では、平成12年度から国の「中山間地域等直接支払制度」を導入し、集落で行う耕作放棄地発生防止の取組や共同利用機械の導入等の支援を行い、集落営農の維持を図っており、令和5年度は京北地域の農家所得の向上と京北米のブランド化推進のため、老朽化した乾燥調製施設の整備を支援してまいります。</p> <p>今後とも、中山間地域での営農が継続的に行われるよう、地域の実情に即した効果的な支援を実施してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農林水産業推進事業 (うち、中山間地域等直接支払交付金) ・農業の振興・啓発 (うち、京北米乾燥調製施設整備支援事業【新規】) 	<p>109,990 33,850 94,199 75,200</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
193(3)	<p>・共同利用機械の導入支援や、農業機械への支援は新規事業や新たな技術の導入支援に限定せず、更新時も含めて支援すること。中古の機械も対象にするなど拡充すること。兼業農家の営業を支援すること。</p>	<p>農業機械については、これまでから生産緑地や農業振興地域を受益地として導入される共同利用機械の導入に対する支援を行っており、令和5年度は京北地域の農家所得の向上と京北米のブランド化推進のため、老朽化した乾燥調製施設の整備を支援してまいります。 また、本市の家族農業や兼業農家は、比較的小規模な経営面積であることが多いことから、こうした営農規模に見合った新たな技術や資材等の導入支援など、本市の農家の経営の実情に応じた振興策を実施してまいります。</p>	<p>・農業の振興・啓発 (うち、京北米乾燥調製施設整備支援事業【新規】) ・農業生産振興対策</p>	<p>94,199 75,200 3,500</p>
194(1)	<p>194 生産緑地の保全・拡大を市の責任で行うとともに、市内農地を守る対策を強めること。特定生産緑地の指定申請について、該当する農業者に周知や相談を徹底し、面積を維持すること。</p>	<p>生産緑地の保全については、条例により指定に必要な規模要件を緩和し、毎年、農地所有者から指定申請を受け付けているほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく生産緑地の貸借制度の周知を徹底し、意欲ある担い手への貸付け等により都市農地が有効活用されるよう、引き続き取り組んでまいります。 特定生産緑地指定にあたっては、引き続き、各機会を捉えて、制度周知や申請案内を行ってまいります。</p>	<p>・生産緑地地区に関する事務</p>	<p>877</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
194(2)	京都市の農業振興センターも体制を強化し、生産者の意向を十分把握し、個々の農家の営農相談、作物の生産指導等を行うこと。	<p>令和3年度、各振興センターを、地域特性に応じて再編し、これまで以上に農家に寄り添うことのできる体制を整えました。それにより、令和4年度の補助事業創設の際、農家の皆様の意見をお聞きし、より効果的な事業内容を構築することができるなど、その機能を早々に発揮しております。</p> <p>引き続き、営農相談や生産指導など、個々の農家の意向に合わせて、きめ細やかに支援してまいります。</p>	・新規就農者の担い手確保・育成支援	72,314
195(1)	195 学校給食と連携し、地産地消の農業を促進すること。	<p>本市では、学校給食において、右京区京北地域において生産される大豆を使った「京北まごころ味噌」や京北産の米を、市内全小・小中学校の給食に使用するなど、地域食材の使用を進めています。</p> <p>引き続き、学校給食での市内産農産物の利活用と情報発信等による市民の需要喚起を図り、地産地消を推進してまいります。</p>	—	—
195(2)	学校給食における、京都市内食材の利用率を引き上げること。地域食材の利用にあたっては適切な価格で買い取ること。	<p>小学校給食は1日約7万食分の安心安全な食材を安定的かつ安価に確保する必要があり、使用できる市内産食材には限りがありますが、引き続き地産地消の拡大に向けて、できる限り市内・府内産食材の使用に努めてまいります。また食材は、(公財)京都市学校給食協会を通じて調達しており、同協会において適切な価格で購入できるよう入札等を行っております。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
196	<p>196 耕作放棄地を解消するために、農道整備や畦の草刈り、用水路の整備等の農業基盤整備を進め、農業生産への利用を促進すること。生産緑地の貸借制度の、貸借契約の簡素化を図ること。</p>	<p>引き続き、農道や農業用水路等の農業基盤の改修や新設に対して支援を行うとともに、畦や農地法面の草刈り等については、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の制度を活用するなどにより、農地の農業生産への利用を促進し、耕作放棄地の予防及び解消を図ってまいります。</p> <p>生産緑地の貸借制度の認定申請については、審査に必要な書類のみを求めており、現行制度の中で簡素化は難しいと考えております。なお、変更認定申請の場合は、既に提出された内容に変更のない書類については、提出を省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業基盤整備事業 ・ 環境保全型農林水産業推進事業 <p>(うち、中山間地域等直接支払交付金)</p>	<p style="text-align: right;">49,000</p> <p style="text-align: right;">109,990</p> <p style="text-align: right;">33,850</p>
197	<p>197 種子法復活を国に求め、京都府にも種子条例創設を求めること。改正された種苗法をもとに戻すよう国に求め、自家栽培の現状を保持すること。農家の種苗研究・開発を支援すること。</p>	<p>種子法については、廃止後も京都府の「主要農作物種子生産基本方針」に基づき、種子生産ほ場の認定、ほ場の検査、生産物の検査が一体的に行われており、府内の主要作物種子の安定的な供給体制が確保されております。</p> <p>また、伝統野菜をはじめ市内で生産されている農産物のほとんどは、誰でも自由に増殖することができる「一般品種」として扱われており、種苗法改正後においても自家増殖の規制を受けるものではありません。</p> <p>さらに、種苗の研究・開発については、とりわけ本市の貴重な資源である伝統野菜について、自家栽培の現状が維持されるよう努めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
198	198 種苗の大半は海外からの輸入に頼る現状からも、また種苗代金も20%以上も上がっていることから、物価高対策として支援すること。	<p>種苗を含む生産関連資材の高騰については、海外からの野菜種子の輸入のほか、生産に必要な肥料やハウス加温のための燃油等の高騰による影響を大きく受けていると認識しております。</p> <p>今般の物価高騰については、あらゆる生産関連資材等で影響を受けている現状を踏まえ、農家の経営状況に応じ、様々な制度が活用できるよう、寄り添った支援に努めてまいります。</p>	-	-
199	199 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。	<p>サル、イノシシ、シカ等の捕獲及び追い上げについては、引き続き、猟友会及び野生鳥獣保護管理協議会等の協力により実施してまいります。</p> <p>捕獲補助金については、国の制度に加え、本市独自の捕獲奨励制度を設けており、また、防除柵の設置については、地域ぐるみの取組に対する支援を行っているところであり、今後も適切に維持管理されるよう、見回りの徹底等を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合獣害対策事業 ・野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策 	<p>85,347</p> <p>4,410</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
200	200 持続可能な森林づくりに取り組み、自伐型林業を支援、強化すること。	<p>本市では、持続可能な森林づくりに向けて、間伐や植林などの森林整備に加え、担い手を確保するための助成などに取り組んでおります。また、自伐林家をはじめ、林業事業者の施業環境を改善するため、林道や作業道等の開設や修繕にも取り組んでおります。</p> <p>あわせて、木材生産だけではない森林の利活用に取り組む事業者への支援を実施し、自伐林家をはじめとした森林管理を行う事業者の収入源対策や、持続可能な森林づくりにつなげてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木の文化の推進 (うち、森林の応援団づくり事業) 136,300 6,000 ・森林整備・担い手対策の推進 (うち、森林総合整備事業) 140,685 72,850 (うち、森の力活性・利用対策事業) 56,000 (うち、林業担い手対策事業) 5,835 ・林業基盤整備事業 29,550 	
201(1)	201 市内林業の振興を図るために以下の取り組みを進めること。 ・林業の担い手確保、地位向上を図ること。 ・製材所の悉皆調査を行い、国産材の流通の現状を把握し改善を講じること。	<p>林業の担い手確保及び地位向上については、引き続き林業労働者の労働災害の防止や就労環境の改善に向けた支援を行うとともに、森林の経営管理をマネジメントできる高度専門人材の育成を図ります。</p> <p>また、市内産木材をはじめとする地域産材の流通について、建築士や工務店などの需要先と連携したニーズ把握やサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木の文化推進事業 (うち、市内産木材普及促進事業【新規】) 136,300 40,500 (うち、ウッドチェンジ推進事業) 7,600 ・森林整備・担い手対策の推進 (うち、林業担い手対策事業) 140,685 5,835 ・森林経営管理の推進 (うち、森林経営管理人材育成事業) 150,600 9,400 	

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
201(2)	<p>・京都産材の安定した消費拡大の為、民間建築物はもちろん、特に公共建築物等への建築資材の活用、拡大を図ること。</p> <p>・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用を図ること。</p>	<p>公共建築物等では、「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、市内産木材の使用を積極的に進めています。</p> <p>民間建築物については、令和5年度から住宅や民間ビル等を対象とした補助制度を充実するとともに、「建築物等における北山杉の利用促進協定」に基づく北山丸太の魅力発信等の取組を実施し、「みやこ柚木」の利用促進を引き続き図ってまいります。</p> <p>また、間伐材等の木質バイオマスについては、木質ペレットだけでなく、未利用木材等をバイオマスエネルギーとして利活用が図れるよう、国の事業を活用し、木質バイオマス発電設備を導入する事業者を支援してまいります。</p>	<p>・木の文化推進事業 (うち、市内産木材普及促進事業【新規】)</p> <p>(うち、地産地消型木質バイオマス活用促進事業【新規】)</p> <p>(うち、ウッドチェンジ推進事業)</p>	<p>136,300</p> <p>40,500</p> <p>80,000</p> <p>7,600</p>
202(1)	<p>4 気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を</p> <p>202 温暖化対策については、バックキャスト(逆算方式)で温室効果ガス2030年50～60%以上削減(2013年比)、2050年温室効果ガス排出量ゼロ目標を前倒しで達成すること。</p>	<p>2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けて、バックキャストの考え方により、2030年度温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)を中期目標に掲げ、「京都市地球温暖化対策計画(2021-2030)」に基づき、4つの分野(ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティ)の転換や森林等の吸収源対策、気候変動の影響への適応策などに取り組んでいるところです。引き続き、あらゆる政策に地球温暖化対策の視点を取り入れ、適宜取組の上積みを図りつつ、市民、事業者をはじめ、オール京都で取組を進めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
202(2)	<p>・地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めるため予算規模と各種支援制度を抜本的に拡充し、周知すること。</p>	<p>再エネの飛躍的拡大に向けては、新たに、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、脱炭素先行地域に係る取組や、民間の木質バイオマス発電の設置補助などを実施してまいります。また、民間建築物における京都市地球温暖化対策条例で定める設置義務基準量を超える太陽光発電設備の設置を促進する事業に加え、住宅における再エネの自家消費分が持つ「環境価値」を取りまとめ、市内企業等に売却し、市内の商店等で利用できる地域ポイントとして市民に還元する事業、0円ソーラープランの普及や太陽光発電設備のグループ購入事業等に引き続き取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市脱炭素先行地域創出事業【新規】 ・木の文化推進事業 (うち、地産地消型木質バイオマス活用促進事業【新規】) ・重点対策加速化事業 (うち、建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業) ・再エネの普及拡大と省エネの推進 	<p>326,800</p> <p>136,300</p> <p>80,000</p> <p>99,052</p> <p>67,052</p> <p>76,760</p>
202(3)	<p>☆・倒木や間伐材等を活用し、小型(小規模)木質バイオマス発電等に取り組むこと。</p>	<p>2030年度温室効果ガス排出量46%削減に向け、市民、事業者をはじめ、オール京都で、再生可能エネルギーの創出、転換に取り組んでおり、間伐材等の木質バイオマスの有効活用に努めております。</p> <p>令和5年度からは、森林の間伐で生じる未利用材等を活用した木質バイオマス発電設備を民間事業者が導入する場合に、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用して、支援してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木の文化推進事業 (うち、地産地消型木質バイオマス活用促進事業【新規】) 	<p>136,300</p> <p>80,000</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
203	<p>203 国及び関西電力に対して、原子力と石炭火力をベースロード電源とするエネルギー基本計画を見直すよう、以下の内容を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及のため、再生可能エネルギーの2030年目標をさらに引き上げること。 ・導入の際には、森林伐採や山間部造成を伴うメガソーラーではなく、地域分散型のシステムとすること。 ・固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう改善を図ること。 	<p>本市では、平成24年3月の市会決議を重く受け止め、国に対し、再エネの主力電源化や原子力発電のできる限りの早期全廃などの要望を継続しております。また、関西電力に対しても、平成24年度以降、株主総会の場等において、再エネの飛躍的な導入や石炭火力等の発電事業の脱炭素化などを要請しております。</p> <p>あわせて、京都市長が会長を務める「指定都市自然エネルギー協議会」においても、国に対し、自然エネルギーの最大限の導入及び活用に向けた目標値の設定、太陽光発電設備等が関連する災害等の防止のための保安基準の厳格化やFIT制度の適切な運営等を求める政策提言を行っており、引き続き働きかけてまいります。</p>	-	-
204	<p>204 原発ゼロに向けて以下の取組を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただちに原発ゼロの立場に立つこと。 ・国に対して、原発の新增設方針を転換するよう求めること。 ・国・関西電力に対し、高浜原発3・4号機、大飯原発3・4号機、美浜原発3号機の稼働停止を求めること。 	<p>本市は、平成24年3月の市会決議を重く受け止め、原発に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現を目指す姿勢を明確に掲げております。引き続き、国や関西電力に対し、原子力発電所をできる限り早期全廃できるよう、エネルギー政策の抜本的な転換を求めてまいります。</p> <p>東日本大震災以降に再稼働した原子力発電所は、最新の知見を反映した新規規制基準に基づき、地震や津波の想定に沿った対策が講じられ、国の厳格な審査にも適合したものであると認識しておりますが、引き続き、国や関西電力に対し、万全の安全対策を求めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
205	<p>205 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難計画は国の原子力災害対策指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。 ・市内観光客等、一時滞在者の避難計画を策定すること。大学等の協力を得て、京都市として独自の放射性物質の拡散、被害予測の手法を研究すること。 ・同意権など原発立地自治体と同等の協定を締結するよう、国だけではなく、関西電力にも求めること。 ・安定ヨウ素剤の備蓄と配布は、国や関西広域連合とも連携してUPZ内にとどめず、全市域に拡大すること。 	<p>本市の避難計画は、国の原子力災害対策指針に基づくUPZを対象に作成しておりますが、UPZ外の地域についても、原子力災害対策上必要な場合は、避難計画に準じて対応することとしております。</p> <p>なお、本市独自の予測手法を研究することは考えておりません。</p> <p>原発の安全確保については、これまでから府の地域協議会を通じて国及び関西電力に意見を述べ、同意を求める自治体の範囲等の包括的な制度的枠組の整備についても国に求めてきたところです。</p> <p>安定ヨウ素剤に関しては、関西広域連合と関西電力の覚書により、緊急時には必要となる府県市に貸与されるとともに、国においてもUPZ内外で不足する場合に備え、備蓄されております。</p>	<p>・地域防災計画の推進</p>	232,759
206	<p>5 ジェンダー平等社会の実現をめざして</p> <p>☆206 ジェンダー平等を本市のあらゆる施策の根幹に据えること。男女共同参画にとどまらずジェンダー平等を推進するために条例を制定し、施策を推進する局を新設すること。</p>	<p>「第5次京都市男女共同参画計画」に基づき、あらゆる施策に、市民ひとりひとりが性別にかかわらず個人として尊重される男女共同参画の視点を反映するよう、「京都市男女共同参画推進会議」の下、各分野別計画等とも連携しながら、全庁的に取組を進めているところです。</p> <p>新たな局の設置や条例制定は考えておりませんが、今後とも、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、引き続き取組を進めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
207	☆207 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を行うよう国に求めること。	<p>国は第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」ことを掲げ、現在様々な検討等がなされております。</p> <p>なお、令和4年11月市会においては、「女子座別撤廃条約選択議定書の批准に関する環境整備を求める意見書」が採択されたところです。</p> <p>本市においては、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>	—	—
208	☆208 女性活躍推進法における情報公表制度の実施を踏まえ、企業に対して男女ともに働きやすい職場環境となるよう働きかけること。	<p>府、労働局、商工会議所等と連携したオール京都体制による「輝く女性応援京都会議」において開設した「京都ウィメンズベース」を拠点として、女性活躍推進に関する様々な事業を展開しております。</p> <p>とりわけ、本市では、これまでから、同会議の下、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、企業等を対象としたセミナーの開催、先進的な取組を行う企業やロールモデルとなる個人に焦点を当てた広報・啓発活動等を実施しております。</p> <p>引き続き、女性活躍推進法の改正の趣旨も踏まえつつ、「第5次京都市男女共同参画計画」に基づき、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境を構築するための取組を進めてまいります。</p>	・「真のワーク・ライフ・バランス」推進事業	12,956

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
209(1)	<p>209 第5次男女共同参画計画の推進について、以下の取り組みを強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対してILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメント」に関する条約を批准するよう求め、ハラスメント根絶に向け、実効ある対策ができるよう引き続き法改正を求めること。 	<p>国においては、ハラスメント対策の強化として、男女雇用機会均等法等の改正が行われるなどの法整備が進んでおります。</p> <p>また、本市では、ホームページにおいてハラスメント相談窓口の周知に努めており、こうした国の動きとも連動し、必要な取組を進めているところです。</p> <p>今後もハラスメント根絶のため市民や事業者をはじめ、各種関係機関と連携し、誰もが安心して働き続けられる職場づくりに向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、ILO条約の批准と関係法整備については、国において、ハラスメント防止対策の強化とあわせて、国内法制との整合性の検討を進めていくと承知しております。</p>	-	-
209(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の同性パートナーを家族と認め、異性夫婦と同等の手当等の支給をすること。 	<p>職員の手当等の給与制度については、国や他都市の制度との均衡を図る必要がありますが、同性パートナーには民法上の扶養義務や年金等の権利が認められていない等の課題がある中で、国や他の政令市においても現時点で導入事例がないことから、引き続き、慎重に検討を行ってまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
209(3)	民間事業所にも同様の制度の実施を働きかけること。	<p>民間事業所に対しては、啓発パンフレットでの企業の実践事例の紹介や、人権啓発講座などを通じて、パートナーシップ制度とその関係にある社員への理解について、啓発に努めているところです。</p> <p>引き続き、多様な性の在り方が尊重され、差別や偏見のない「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>	<p>・人権文化推進計画の推進 (うち、人権文化推進計画進行管理) (うち、企業啓発事業)</p>	<p>38,859 4,707 1,688</p>
209(4)	<p>・男性の京都市職員・教職員の出産休暇の取得目標を定めること。育児休暇の取得目標は大幅に引き上げ、さらに取得日数の目標を定め、早期に達成すること。管理職員について京都市イクボス宣言100%を目指し、産休・育休の取得を実効あるものとする。</p>	<p>本市職員・教職員について、安心して出産や子育てができるよう、休暇等の各種制度を詳しくまとめたハンドブック等を通して周知に努めているところです。</p> <p>また、本市の男性職員の育児休業取得率については、令和3年度実績が52.3%とここ数年で着実に向上しており、令和6年度末の目標値の30%を大幅に上回っています。令和4年8月の京都市職員の育児休業等に関する条例改正も踏まえ、希望する職員が出産育児に関する休暇を取得しやすい職場づくりを一層推進するため、引き続き、イクボス宣言の推奨や育児休業の原則1箇月以上の取得促進をはじめ「仕事と子育ていきいき活躍プラン2nd step」に掲げる取組を着実に実施してまいります。</p>	<p>・ICT等を活用した働き方改革推進事業 (うち、仕事と子育ての両立支援に関する研修)</p>	<p>80,764 570</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
209(5)	<p>・市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高め、状況の見える化を図ること。</p>	<p>市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率については、これまでから本市ホームページで公表し、見える化に取り組んでおります。</p> <p>女性の管理職への登用については、「仕事と子育ていきいき活躍プラン 2nd step」に基づき、女性職員が意欲と能力を余すことなく発揮できる職場環境づくりを推し進めているところであり、令和4年4月1日時点で18.3%となっております。同プランに掲げる目標（目標値：25%（令和7年4月時点））の達成に向け、引き続き、積極的な登用に努めてまいります。</p> <p>また、審議会委員への女性の登用については、「第5次京都市男女共同参画計画」において、「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を70%以上にする」ことを令和7年度までの目標としており、令和4年3月末時点では71.9%と目標を上回っております。引き続き、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進を図れるよう、女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。</p>	—	—
210(1)	<p>210 性的少数者の権利保障に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBT/SOGIの当事者及び支援者等を含め幅広くアンケート等を行い、意見要望を継続的に聴取し、施策に反映すること。 ・専門相談窓口の設置及び常設のコミュニティスペースを設置すること。 ・パートナーシップ宣誓制度を創設した自治体として、同性婚を認めるよう国に対して求めること。 	<p>これまでから、パートナーシップ宣誓時のアンケート等を通じて、当事者が抱える生きづらさの把握に努めており、また、啓発リーフレットの作成等事業実施の際には、当事者団体に意見を聴き、事業に反映させております。</p> <p>また、当事者団体と連携し、コミュニティスペース及び専門の相談員による個別相談会を実施しているほか、当事者団体においても、コミュニティスペースや専門相談窓口を定期的実施されており、こうした取組の周知により参加の機会の拡大に努めております。</p> <p>なお、婚姻制度については、家族の根幹に関わる問題であり、国が統一的に定める制度であることから、広く国民の意見も踏まえ、国において検討すべきものと考えております。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
210(2)	<p>・パートナーシップ宣誓をしていないパートナーに対しても家族として、市営住宅への入居を認めること。</p>	<p>本市の市営住宅においては、適正な管理等を目的として、市営住宅の入居者資格に同居親族要件を設けており、令和2年9月から、京都市パートナーシップ宣誓制度が開始されたことに併せて、宣誓した2人も親族に該当するものとして、入居者資格を有するものと扱うこととしました。</p> <p>2人がパートナーであることは、宣誓書受領証等による証明をもって確認できるものであり、こうした確認ができないパートナーを親族とみなし、入居者資格を認めることは困難であると考えております。</p>	-	-
210(3)	<p>・パートナーシップ宣誓制度は、当事者の声を聞き、ファミリーシップ宣誓制度の導入等さらなる改善を検討すること。</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度は、人権文化推進懇話会や当事者支援団体が参画する専門意見聴取会での議論に加え、当事者団体からの意見も反映し、創設したものです。今後も、宣誓者のアンケートやコミュニティスペースの場等で当事者の声を聞きながら、利用しやすい制度となるよう運用してまいります。</p> <p>ファミリーシップ宣誓制度については、個人の価値観、家族のあり方に関わる課題であることから、多様な意見を踏まえながら、動向を注視してまいります。</p> <p>本市では、現在の制度の定着に努め、社会の理解の促進と性的少数者の方々の生きづらさの解消に向けた取組を進めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
210(4)	<p>・多機能トイレの未設置の市施設を明らかにし、すべての施設に設置すること。</p>	<p>バリアフリー法及び市条例により、官公署の便所で多数の者が利用するものについては、車いす使用者用便房の設置等が義務付けられております。本市の施設においても、大規模改修等の際には、これらの法令に基づき整備を行っているところです。</p> <p>また、本市では、全ての人にやさしい心のこもったまちづくりの推進を目的とする「京都市みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク等交付要綱」に基づき、誰もが利用しやすい多機能トイレの設置誘導を図っております。</p> <p>なお、多機能トイレが必要な方の外出時の参考としていただくため、本市ホームページ（京都市情報館）において、本市所管施設の多機能トイレ一覧を掲載しております。</p>	-	-
211	<p>211 DV対策を強化すること</p> <p>・加害者更生支援の専門機関を創設すること。</p> <p>・民間シェルターへの補助の拡充、市の公的シェルターを設置し、スマートフォンや携帯の支給、Wi-fi利用など被害者が安心して利用できるよう運営し、公的責任を果たすこと。</p> <p>・DV相談支援センターや犯罪被害者支援センターの相談の増加に見合う体制や処遇改善、相談時間、継続的支援の拡充を行うこと。</p>	<p>DV加害者の更生支援については、京都府が「DV加害者更生カウンセリング」を実施しており、必要に応じて案内、連携を行うなど、引き続き、加害者更生を後押ししてまいります。</p> <p>民間シェルターについては、本市の家賃等助成のほか、国の交付金を活用し、法律相談や多言語対応等の専門的支援等にも補助を行っております。また、府が設置する公的シェルターとの緊密な連携の下、DV被害者の支援に取り組んでおります。</p> <p>DV相談支援センターの体制については、令和2年度に相談員を1名増員するなど体制強化を図っており、引き続き被害者の方に寄り添ったきめ細やかな相談支援を実施してまいります。</p>	<p>・DV相談支援センターの運営及び被害者支援事業</p> <p>・犯罪被害者等支援策の推進</p>	<p>58,424</p> <p>8,365</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
212	<p>☆212 教育機関等での性教育については、教育委員会とも連携し、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立ち、科学的な包括的性教育を導入し、さらに子どもの権利条約やジェンダー平等、人権尊重の立場で抜本的に教育内容等の充実を行い、デートDVなどの性暴力や性虐待、中絶や緊急避妊薬等、中高生や若者への教育・啓発活動を強めること。</p>	<p>本市では、「第5次京都市男女共同参画計画」において、人権尊重の精神に基づく「性に関する指導」の推進を掲げており、こうした考えの下、学校教育において学習指導要領や児童生徒の発達段階等を踏まえた「性に関する指導」を行っているところです。</p> <p>今後も、子どもたちが性暴力等の当事者になることのないよう、男女相互の理解を深め、生命や自己及び他者の個性を尊重すること、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築すること等を重視し、生殖機能や性感染症等の知識の習得にとどまらない「性に関する指導」を実施するとともに、様々な機会を通じて、若年層向けの予防啓発等に取り組んでまいります。</p>	<p>・DV相談支援センターの運営及び被害者支援事業</p> <p>・男女共同参画センター運営</p>	<p>58,424</p> <p>124,010</p>
213	<p>☆213 リプロダクティブ・ヘルス&ライツの視点に立ち、生理の貧困の問題について、課題を検討し、学校での生理用品の無料配布を継続すること。学校及び市の公共施設のトイレに生理用品を備え付けること。</p>	<p>生理用品を入手できない背景には、経済的な問題や家庭環境など、様々な課題があり、無料配付そのものによって、根本的な問題が解消できるわけではないことから、本市の事業として、生理用品の無料配付の継続や備付けは考えておりません。</p> <p>引き続き、ウイングス京都における様々な困難を抱える女性を対象とした相談支援や居場所づくり事業などを実施するとともに、学校において、困りを抱える子どもがいないか見逃しのない観察を行い、子ども・家庭に対する適切な働きかけや支援につなげることができるよう、関係機関と連携して対応してまいります。また、各種広報啓発を通じて、社会全体で男女が互いに性に関する理解を深めていけるよう取組を進めてまいります。</p>	<p>・「真のワーク・ライフ・バランス」推進事業</p>	<p>12,956</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
214	214 京都市自殺対策計画にLGBT/SOGIを盛り込むこと。女性や若者の自殺対策を強めること。	<p>LGBT/SOGIについては、全国的に周囲の理解が進みつつあるとはいえ、まだまだ不十分な現状があります。LGBT等の性的少数者は孤独感を抱きやすいと言われており、本市としても、LGBTをはじめとした性的少数者への理解の促進は重要であると認識しております。</p> <p>また、コロナ禍で、女性や若者の自殺者数は全国的に増加傾向にある中、昨年10月、国が発表した自殺総合対策大綱には女性や若者、性的少数者への支援が盛り込まれました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、次期「京都市自殺総合対策推進計画」においても、女性や若者の対策を強化しつつ、性的少数者への対策も新たに盛り込む予定であり、今後も自殺対策を推進してまいります。</p>	<p>・命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実</p>	39,479
215	☆215 性犯罪被害者相談窓口を府や民間任せにせず、市として創設し、ワンストップの継続的な支援体制を確立すること。京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARAへの財政支援を行うこと。性暴力や性虐待等の相談窓口や支援が受けられる施設の周知を強化すること。	<p>本市の犯罪被害者総合相談窓口を設置している「(公社)京都犯罪被害者支援センター」では、性犯罪被害者の相談等も受け付け、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」と連携しながら、性犯罪被害者支援を行っております。</p> <p>また、府が設置する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター連携・検証会議」に本市も参画し、関係機関と情報共有を行っております。</p> <p>引き続き、関係機関と連携し、相談窓口等の周知に努めるとともに、性犯罪被害者等に寄り添った支援を行ってまいります。</p>	<p>・犯罪被害者等支援策の推進</p>	8,365

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
216	<p>216 犯罪被害者等支援については、市として住居の保証人となるなどの支援制度を創設し、セキュリティーの高い住居への転居費等の助成金交付を行うこと。</p>	<p>本市では、平成23年4月に「(公社) 京都犯罪被害者支援センター」に設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」において、犯罪被害者等の状況に合わせた様々な支援を行っているところです。転居に係る支援としては、市営住宅優先入居の案内等の支援を行っております。 引き続き、関係機関と連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行ってまいります。</p>	<p>・ 犯罪被害者等支援策の推進</p>	8,365
217(1)	<p>6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を <u>217 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。</u> ・市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。さらに30人以下学級を目指すこと。 <u>・学校経常運営費を増額すること。</u> ・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。 ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。</p>	<p>限られた財源の中、教育費についても、不断の見直しを行い、社会情勢の変化に対応して、再構築、持続可能なものとする必要があると認識しております。 令和4年度の学校経常運営費についても、国庫補助を活用した感染症対策等の学校配分経費等の活用により、令和3年度並みの予算を確保いたしました。 令和5年度においても、限られた財源の中、子ども・教職員が安心・安全な学校生活を送るとともに、必要な教育活動が行えるよう、令和4年度並みの予算を確保しております。</p>	<p>・ 学校経常運営費</p>	5,139,852

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
217(2)	<p>6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を</p> <p>217 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。 <u>・市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。</u> <u>さらに30人以下学級を目指すこと。</u> ・学校経常運営費を増額すること。 ・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。 ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。</p>	<p>令和3年度から小学校での35人学級が令和7年度までの5年計画で段階的に実施されることとなっており、本市においても、計画的な教員採用により対応することとしております。本市独自で前倒し実施する予定はありませんが、今後も中学校を含めた少人数教育の推進について国へ要望してまいります。</p> <p>なお、本市独自予算で小・中学校全学年での30人学級を実施するには、毎年巨額の予算が必要であり、実施は極めて困難です。</p>	-	-
217(3)	<p>6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を</p> <p>217 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。 <u>・市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。</u> <u>さらに30人以下学級を目指すこと。</u> ・学校経常運営費を増額すること。 <u>・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。</u> ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。</p>	<p>空調設備については、全普通教室に加え、特別教室もコンピューター室・図書館・第一音楽室への設置を完了しております。その他の特別教室も、校舎の改築やリニューアル改修等、効率的に整備できる機会を捉えて進めており、小中学校における特別教室の冷房化率は80.2%と、全国平均の61.4%を大きく上回っております（令和4年9月1日現在）。</p> <p>体育館の空調設置については、多額の設置工事費や光熱水費に加え、維持管理、機器管理更新費用など、継続的な費用負担も見込まれることから、設置の計画はございません。一方、学校体育館防災機能強化等整備事業において、外断熱や複層窓ガラスによって館内温度環境の改善を図るとともに、通風、換気環境を改善するエア搬送ファンの設置を進めております。</p>	<p>☆屋内運動場老朽化等対策改築事業 ・屋内運動場老朽化等対策改築事業 ☆体育館防災機能強化リニューアル事業 ・体育館防災機能強化リニューアル事業</p>	<p>24,752 747,448 34,618 1,041,762</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
217(4)	<p>6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を</p> <p>217 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。さらに30人以下学級を目指すこと。 ・学校経常運営費を増額すること。 ・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。 ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。 	<p>司書又は司書教諭の資格や教職経験を有する「学校司書」を、平成21年度から各校に配置し、平成27年度には、配置が必要な全小・中・総合支援学校への配置を完了しております。また、令和元年度には全校で複数日配置を完了しております。</p> <p>なお、専任化を実施するためには国の財政措置が必要であり、引き続き、国に対して財政措置の拡充を要望してまいります。</p>	<p>・学校司書配置事業</p>	<p>190,555</p>
218	<p>218 大規模校はコロナ対策上も独自の困難を抱えており、適正規模を超える学校は新設を図ることなど早急に解消すること。生徒数が1000人を超す31学級の神川中学校については、すみやかに学校の分離新設を図ること。</p>	<p>神川中学校では、これまで運動場の拡大や普通教室及び特別教室16室分を有する新校舎建設など、必要な教育環境の整備を順次行ってまいりました。なお、現状、生徒数の推移についてはピークを過ぎ、今後も減少していくものと見込んでおり、増築等の施設整備の必要はないと考えております。</p> <p>他校においても、引き続き、生徒数の推移を見極めつつ、教育環境の整備に努めてまいります。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
219	219 学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子どもたちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。	<p>市立学校では、「小学生のための音楽鑑賞教室」の実施や文化庁事業「文化芸術による子供育成推進事業」の活用により、子どもたちが優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を創出しております。</p> <p>また、市内の小中学校等において授業時間を活用した「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」や、中学生を対象とした「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」を実施するとともに、文化庁事業「伝統文化親子教室事業」などを活用し、休日や放課後にもほんものの文化芸術に触れられる機会を創出しております。</p> <p>さらに、(公財)京都市芸術文化協会においても、本市助成事業として、子どもから大人までの幅広い世代が文化芸術を学ぶ「藝文京芸術教室」等を実施しております。</p>	<p>・京都の文化力を最大限に活かした、子どもたちと文化芸術との出会いの促進【充実】</p> <p>・小学生のための音楽鑑賞教室</p>	<p>29,900</p> <p>13,854</p>
220	220 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、国にやめるよう求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。	<p>全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力実態や学習・生活習慣等を的確に把握し、指導改善に活かせる有意義なものであると認識しております。</p> <p>結果の公表については、教育委員会からは学校ごとの結果は公表せず、市全体の平均点や分析結果などを公表し、また各校においても、自校の課題や取組の方向性などを保護者・地域と共有し、授業改善や家庭学習の充実などに取り組んでおります。今後とも有効に活用するとともに、学校の序列化や過度な競争につながることをないよう配慮してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
221	221 高校教育無償化の所得制限をやめること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。	<p>世帯年収910万円以上程度の世帯については授業料を徴収することとなっている「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>また、国の「高等学校等就学支援金制度」と京都府の「あんしん修学支援制度」による年間最大65万円の助成により、年収590万円未満程度の世帯では私立高校授業料が実質無償化されております。なお、朝鮮学校等の各種学校は京都府の所管であり、京都府の権限と責任の下に検討されるものと認識しております。</p>	—	—
222	222 子どもの通学の負担及び感染リスクを軽減するためにも、高校選抜に「通学圏」及びバス停方式を復活させ、地元の学校に進学できるよう、定員を確保すること。	<p>平成26年度から導入している現在の入学者選抜制度は、公立高校の特色ある学校づくりを一層推進するとともに中学生の自らのキャリア形成を意識した高校選択や進路保障の観点も踏まえ、複数回の受検や複数校志願を可能としたものであり、いわゆる「バス停方式」等を復活させる予定はありません。</p>	—	—
223	223 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。	<p>体罰については、生徒指導等の研修を通じて教員の指導力向上を図るなど、根絶に向け取り組んでおります。</p> <p>いじめ、暴力、学級崩壊等の教育課題の解決に向けては、いじめアンケートやクラスマネジメントシート等の活用により、児童生徒の状況や学級の課題等を把握し、適切な指導を徹底してまいります。</p> <p>また、全小・中・高等学校において、引き続き京都府警察など関係機関と連携し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施してまいります。</p>	・いじめの防止及び生徒指導における小中連携等推進事業	2,161

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
224	224 スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し配置日数を増やすこと。	<p>スクールカウンセラーについては、令和2年度に一部小規模校を除く全校で年間280時間以上の配置を完了し、スクールソーシャルワーカーについても全中学校区及び定時制高校への配置を継続しております。</p> <p>今後も、国に対して継続的に配置のための財政措置を要望してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 	<p>360,503</p> <p>89,858</p>
225	225 学校の中に不登校及びそうした傾向のある児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、教職員を配置すること。ふれあいの杜を増設すること。	<p>いわゆる別室登校が必要な児童生徒については、学生ボランティア「学びのパートナー」の派遣等も活用し、必要な居場所づくりに努めております。</p> <p>ふれあいの杜については、令和3年4月に四条大宮学習室を再編し、新たに個々の課題に応じた活動を行う「個別コース」を設けるなど、不登校児童・生徒のニーズに応じた取組を進めております。今後も不登校児童・生徒一人ひとりに寄り添った支援の充実に向けて取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生ボランティアの配置 ・ふれあいの杜 	<p>953</p> <p>13,124</p>
226	226 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。	<p>総合支援学校高等部職業学科の定員については、順次拡大しており、令和5年度定員は開設当時の約2倍(92名/学年)となっております。</p> <p>卒業後の進路保障については、企業就労、就労移行支援事業所・就労支援A型・B型事務所への福祉就労、進学など、経済界や労働・福祉機関と連携して取り組んでおります。</p> <p>今後も、学校、PTA、企業、労働・福祉関係機関等と連携し、進路開拓やアフターケア等の取組を進めてまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
227	227 育成学級の編成基準については、低学年加配、発達差加配などを加味して市独自に改善すること。	<p>育成学級については、平成9年度から、対象児童・生徒が1名の場合であっても、地域の小中学校に学級を設置してきたところです。また、国からの配当教員定数を活用した難聴学級等での柔軟な学級編制や、支援が必要な児童・生徒の状況に応じた非常勤講師の配置、総合育成支援教育ボランティアの活用など、市独自の措置や工夫も行っておりますが、限られた財源の中、更なる改善は困難です。</p> <p>今後とも、障害のある児童・生徒の教育の場の充実につながる定数改善を、国に強く要望してまいります。</p>	—	—
228	228 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。	<p>発達障害等支援の必要な児童生徒への指導・支援のため、小・中・総合支援学校では、国から配当された教員定数の活用により加配や非常勤講師を配置しており、幼稚園では、本市独自予算により非常勤講師を配置しております。</p> <p>LD等通級指導教室については、小・中学校合わせて112校に設置（設置率48.7%。政令指定都市最多の設置率）するとともに普通学級に在籍する発達障害等の児童生徒への支援のため、総合育成支援員を配置が必要な全学校園に配置しております。</p>	・総合育成支援員配置	275,153
229	229 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。	<p>教員評価に基づく給与査定については、平成28年4月に地方公務員法が改正され、人事評価を任用・給与などの人事管理の基礎として活用することが、より一層強く求められております。</p> <p>教育実践功績表彰等については、教職員の意欲と情熱溢れる取組を表彰することでその意欲を喚起しております。</p> <p>指導力・資質判定委員会については、市民から信頼される学校教育の実現のため、法令に基づき、保護者や専門家の意見を聴取し、指導改善及び分限処分に関する認定を行っております。今後もこうした制度等を適切に運用してまいります。</p>	・教育実践功績表彰	2,124

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
230	230 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。給食費は無償とすること。	<p>国において、次元の異なる子育て支援が示されたこと、少子化対策・子育て環境の更なる拡充は、本市の最重要課題の一つであること、子ども医療費支給制度の拡充等、府市協調での子育て環境の充実が前進することから、全員制実施に向けた調査に着手してまいります。</p> <p>給食費については、すでに要保護及び準要保護世帯は無償としておりますが、一律無償化には多額の経費がかかり、国の財政措置がない中、実施は困難と考えております。</p>	・全員制中学校給食実施に係る調査【新規】	20,000
231	231 食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく、1校1名の配置を行うこと。学校給食の地域区分数を増やし、府内産も含めて地産地産を進め、安全な学校給食を実施すること。給食のパンや食材の小麦は国産の使用を拡大すること。	<p>栄養教諭は、国の定数では全校配置できない中、平成29年度以降、本市独自予算を活用し全小学校へ配置（複数校勤務）しておりますが、今後も、国に定数改善を要望してまいります。</p> <p>小学校給食では府内産米・京北産米の提供や、京野菜を献立に取り入れること等により地産地消を進めるとともに、添加物を極力使用しない献立作成や衛生管理の徹底など、安全な給食の実施に努めてまいります。</p> <p>また、小麦については、国産小麦の収穫量が少ないため、国の検査及び市独自の検査により安全性を確認した外国産の小麦を使用しつつ、国産小麦100%のパンの提供を順次拡大しており、令和5年度は9回の使用を予定しております。</p> <p>なお、地域区分数の増加については、一日あたりの各食材の調達数の減少によるコスト増が懸念されるため、現行の4ブロック制が適切であると考えております。</p>	・独自予算による栄養教諭の配置	35,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
232	<p>232 子どもたちの教育に責任が持てるよう、また、教員不足が生じないよう、正規の教員を増やすこと。当面、非正規の教員の身分保障と処遇改善を行うこと。</p>	<p>正規教員の定数は、法律に則り、学級数に応じて国から配分されており、引き続き加配教員等を最大限活用し、教員数の確保に努めながら、国に対して定数改善を要望してまいります。</p> <p>勤務条件については、平成30年度から常勤講師の任用に係る改善（「空白期間」の解消）を行うとともに、非常勤講師の会計年度任用職員化に際しては、報酬単価の改善と、一定の条件を満たす者への期末手当の支給に加え、この間、休暇制度の新設や見直しを行うなど処遇改善に努めてきたところです。今後とも、国の通知や人事委員会勧告等も踏まえ、適切に措置してまいります。</p>	-	-
233	<p>233 職員の長時間・過密な働き方を改善するために、以下のことを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変形労働時間制は導入しないこと。 ・職員の出退勤時間など働き方の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。 ・持ち時間数を減らすこと。 ・事務職員等学校職員の定数を増やすこと。 ・休憩時間を確保すること。 	<p>変形労働時間制については、導入による効果や課題のほか、他都市の状況等を踏まえ、慎重に検討してまいります。</p> <p>本市では、教職員の勤務時間を客観的に把握するためのシステムを導入し、実態の把握に努めております。また、「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定し、多様な専門職・外部人材の配置や業務改善の取組を推進しております。</p> <p>休憩時間については、各校で設定した休憩時間を所属教職員に周知し、学校特有の課題もある中、実質的な取得ができるよう運用しているところです。</p> <p>なお、限られた財源の中で、独自予算で教職員を増員することは困難であり、引き続き国に対して定数改善を要望してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
234	234 「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、部活動指導員の活用と科学的知見・教育の条理をふまえた指導を重視すること。部活動の成績を人事評価に反映しないこと。当事者である児童生徒の声を尊重すること。	<p>各校において、部活動ガイドラインの下、平日及び土日のどちらかを含めた週2日以上休養日を設定するなど、適切な部活動運営が行われていると認識しておりますが、引き続き、各校の状況を把握、検証し、部活動が子どもたちにとっても指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう、部活動指導員を活用しながら、ガイドラインの遵守を徹底してまいります。</p> <p>部活動を含む勤務時間外の活動は人事評価の対象外ですが、他の教職員への啓発や、子どもたちの学力や規範意識の向上など、学校全体に教育的効果をもたらした場合等は、一連の活動として評価することもあると考えております。</p>	・部活動指導員	134,400
235	☆235 校則については、各学校のホームページに公開すること。生徒、教職員が「子どもの権利条約」を学び、生徒主体に見直すこと。	<p>校則については、令和4年10月末時点で、市立中学校・高等学校の全校と、職業科のある総合支援学校において、現行の校則を各校ホームページにて掲載しております。</p> <p>今後は、改訂された「生徒指導提要」の指導方針や、「子どもの権利条約」の原則に基づき、児童生徒が自分ごととして校則の意味を考えるとともに、生徒会活動等を通して主体的に見直しを進めていく予定であり、社会的自立に向けた子どもたちの成長を支援する学校づくりに努めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
236	236 義務教育に係る副教材や給食費等は無償とすること。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。	<p>給食費については、要保護及び準要保護児童生徒には全額を補助しておりますが、全ての小中学生の給食費無償化には多額の経費がかかり、国の財政措置がない中、市単費での実施は困難であります。</p> <p>副教材等は、保護者負担軽減の観点から、必要性や効果を十分精査しながら教材費等の予算確保に努めており、今後とも、保護者負担の軽減に努めてまいります。</p> <p>通学費は、要保護及び準要保護児童生徒には全額を補助しており、就学援助児童生徒以外にも、1箇月の定期代が基準額を超える部分を補助しておりますが、全ての小中学生の通学費を公費負担する考えはございません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生就学援助 ・遠距離通学補助事業 	<p>1,316,224</p> <p>22,964</p>
237	237 元小学校・中学校については、トイレ等の改修、耐震改修を行い、地域の避難場所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。元新洞小学校体育館の耐震化を行うこと。	<p>避難所等に指定されている閉校施設の体育館・講堂については、今後の跡地活用の状況等を十分に見極めるとともに、防災関連部署とも連携しながら、個々の施設の利用状況や老朽化度合い等を踏まえ、修繕や耐震化等を行うなど適切な維持・管理に努めてまいります。</p> <p>元新洞小学校の体育館については、コンクリート強度が耐震補強工事に適さないことが判明し、適切な耐震改修工事が施工できないため、今後「学校跡地活用に係る市民提案制度」に基づく事業者提案による跡地活用の中で対応を検討してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・閉校施設の維持・管理 ・避難所指定施設の耐震補強 	<p>9,699</p> <p>166,815</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
238	238 憲法に保障された内心の自由を侵す「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。	<p>国旗・国歌については、児童生徒が日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高めるとともに、我が国や他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を趣旨とする学習指導要領に基づき、指導の徹底を図っております。</p> <p>道徳教育については、道徳科を中心に児童生徒が「考え、議論する」道徳教育を展開しております。また、評価は、児童生徒の成長を認め、励ます個人内評価を記述で表すこととしており、引き続き、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、家庭・地域と連携した本市ならではの道徳教育を展開してまいります。</p>	-	-
239	239 2020年に再構築したひきこもり支援の検証結果を示し、支援体制を抜本的に強化すること。	<p>ひきこもり支援については、再構築から1年が経過したことを機に、この間の取組について検証を行い、令和4年2月に教育福祉委員会で御報告いたしました。</p> <p>検証結果も踏まえ、引き続き、ひきこもり支援の推進に取り組んでまいります。</p>	<p>・ひきこもり支援 (うち、子ども若者はぐくみ局分) (うち、保健福祉局分)</p>	<p>111,966 81,292 30,674</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
240	<p>7 青年がいきいきと住み続けられる京都市を</p> <p>240 経済的な理由で学業を続けられなくなる大学生を生まず、安心して学べる環境のために以下の対策をはかること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し高等教育無償化の実現を求めるとともに、市独自の給付制奨学金制度を創設すること。 ☆・7月補正予算に計上された「不安や困難を抱える学生への支援等に対する補助」については、恒常的な制度とするとともに、大学を通じての支援ではなく、学生に対する直接の支援とすること。 ・既卒者の奨学金返済の助成制度をつくること。 	<p>学生への経済的支援については、修学に係る経済的負担軽減策の充実等を国に対して繰り返し要望するとともに、大学との協働により集めたふるさと納税寄付金を財源とする「ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業」において、令和5年度からは大学が実施する経済的に困窮する学生への支援に係る取組にも寄付金を活用いただけるよう制度の拡充を予定しております。</p> <p>また、既卒者の奨学金返済の助成制度については、本市と京都府、労働者団体、経済団体との協議に基づき、平成29年度に創設し、オール京都の取組として、事業の活用促進に努めております。</p> <p>今後も、関係機関等と連携を図り、必要な取組を進めてまいります。</p>	<p>・ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業</p>	26,000
241	<p>241 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者の正規雇用化をすすめること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。</p>	<p>本市の外郭団体等においては、それぞれの団体の実情に応じて、一般職員との適切な役割分担を踏まえ、非正規職員の活用を図っているものであり、今後も適切に任用・配置されるものと認識しております。</p> <p>また、京都市長、京都労働局長、京都府知事の連名で、経済団体に対し、「非正規雇用労働者の待遇改善など質の高い安定雇用の拡大」等について、令和4年12月に要請しております。</p> <p>さらに、わかもの就職支援センター内の京都市就職氷河期世代活躍支援コーナーでは、就職相談や地域企業とのマッチングを行うなど、就労支援を実施しております。</p> <p>引き続き、国や京都府等と連携しながら正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>・地域企業応援プロジェクト (うち、就職氷河期世代活躍支援事業)</p>	58,900 15,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
242(1)	<p>242 違法な働き方を根絶し、ジェンダー平等の推進によって、若者が安心して就労できるよう以下の方策を採ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局・府との連携を強化し、悪質企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。 ☆・就職活動におけるセクハラ対策を強化すること。 	<p>労働基準法などの労働関係法令の規定に違反する企業への対応については、国において是正指導があった事業所や、指導の後、企業名の公表に至った事業所は、ハローワークにおいて新卒求人は受け付けないこととするなどの対策を実施しており、引き続き、国等と連携し、実効ある対策を講じてまいります。</p> <p>また、就職活動におけるセクハラ対策については、令和4年6月に「就職活動におけるハラスメントの防止対策の更なる強化」について国へ要望したほか、同年12月には経済団体へ対策の徹底を要請しております。</p> <p>引き続き、国へ働き掛けていくとともに、経済団体等とも連携し、事業者や求職者に積極的に周知・啓発を推進してまいります。</p>	-	-
242(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市として独自にアルバイトや非正規労働者の実態調査を行い、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。 ・高校生・専門学校生・大学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法の教育を行うこと。特に大学・専門学校の新生生に対して、労働法についてのガイダンスを行うよう大学・専門学校に申し入れること。 ・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実を進めること。 ・大学政策室とも連携し、違法な働きかせ方や雇止めが横行している青年や学生アルバイトへの政策を抜本的に拡充すること。 	<p>アルバイト等の実態調査については、国において、令和3年3月に調査し、公表しているとともに、日頃の相談対応を通じて、実態把握に努めております。</p> <p>労働法教育については、学生向けセミナーや啓発動画の配信等を実施しております。</p> <p>わかもの就職支援センターの強化については、行財政改革計画に掲げる「京都の大学の新卒者等の市内企業就職に向けた施策の充実」を实践する取組の一環として取り組んでまいります。</p> <p>いわゆるブラックバイト対策については、府市において、周知啓発を行うとともに、国でも法律に基づく調査、監督指導を行うなど、各機関が役割を果たしながら取り組んでおり、今後も根絶に向け取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 <p>(うち、京都版「新卒就職・採用情報サイト」構築事業)</p>	<p>64,601</p> <p>10,604</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
243	243 大学のまち京都として、地下鉄定期券割引率を政令市平均まで引き上げること。	<p>地下鉄事業は、東西線建設期がバブル期と重なったことから、多額の有利子負債を抱える厳しい経営状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響による運賃収入の大幅な減少で収支が悪化し、令和2年度決算で経営健全化団体に陥ることとなりました。</p> <p>令和4年度においては、回復基調が高まりつつありますが、コロナ禍前と比較すると依然として厳しい状況が続いており、事業収入の根幹となる定期運賃の引き下げを行うことは困難です。</p>	-	-
244	244 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業へ京都市としても独自の上乗せをすること。返済補助制度をつくること。奨学金への利子補給制度を作ること。	<p>京都府就労・奨学金返済一体型支援事業は、京都市、京都府及び京都労働局の行政機関、経済団体、労働者団体で構成される「京都労働経済活力会議」での協議を踏まえ、平成29年度に京都府が創設しております。</p> <p>今後も、関係機関等と連携を図り、各種制度の活用促進を含め、必要な取組を進めてまいります。</p> <p>奨学金への利子補給制度については、日本学生支援機構において、在学期間中は無利子とするとともに、返還開始後の期間は、上限が年3%を超えないよう、国において、利子補給金が措置されております。</p> <p>本市では、修学に係る経済的負担軽減策の充実等を国に対し、要望してきており、今後も、必要な取組を進めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
245	245 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。	<p>家賃補助制度については、必ずしも若者・子育て世帯の移住の誘因や定住の決め手とは言えず、新たな補助制度は検討しておりません。</p> <p>本市としては、今後のまちの担い手として若年・子育て世帯等の定住を促進するに当たり、京都に魅力を感じ、京都で子育てや仕事を考え、移住又は住み続けていただけるような環境づくりや、既存住宅の利活用を進めることで、若者・子育て世帯の定住促進を進めてまいります。</p>	-	-
246	246 青少年活動センターを全行政区・支所単位に設置すること。	<p>青少年活動センターについては、市内に7か所に設置しており、現時点で新たに設置する考えはありませんが、今後も各青少年活動センター相互の連携を図るとともに、市内各所においてアウトリーチ手法を活用した事業を実施するなど、全市の青少年の自主的な活動を支援してまいります。</p>	-	-
247	<p>8 文化・芸術、市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を</p> <p>247 京都コンサートホールでの「子どもたちのための音楽鑑賞教室」に加え、京都市交響楽団員による小中学校への巡回演奏もおこなうこと。</p>	<p>本市では、小学生のための音楽鑑賞教室、中学生のためのオーケストラ入門教室に加え、市内5箇所の文化会館において、京都市交響楽団の生の演奏を、通常の演奏会に比べ低料金で身近に触れられる「みんなのコンサート」などの事業を実施しております。引き続き、SNSを通じた情報発信など、子どもはもとより、より多くの市民に京都市交響楽団の音楽を届けられるよう取組を進めてまいります。</p>	・交響楽団運営	860,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
248	<p>248 京都市美術館の運営にあたっては、以下の項目に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営を堅持し、指定管理者制度は導入しないこと。 ・運営にあたっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞いて反映させること。会議室等も安く使えるようにすること。 ・公営美術館として、企業の利益を優先する運営はおこなわないこと。学芸員は直営の職員を増やすこと。 ・付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、安価で市民が使いやすい展示スペースとして活用すること。 ・入館料及び使用料は値下げすること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料には、減免制度を設けること。 	<p>美術館の運営については、引き続き、学芸課の学芸員を中心に、民間事業者のノウハウを活かしながら、様々なメリット・デメリットを分析し、より効率的・効果的な方法について、幅広く検討してまいります。</p> <p>運営に当たっては、美術団体の所属の作家をはじめ、学識経験者等で構成する美術館協議会において、審議いただいております。</p> <p>付属棟については、レストランを美術館再整備基本計画においても必要な施設と位置付けております。また、展示スペースとして整備するには、展示環境として必要な空調・照明や搬出入の設備など、大幅な改修を行う必要があるため困難です。</p> <p>なお、料金については、他都市類似施設との均衡、受益者負担率を踏まえつつ、教育機関は割増適用外とするなど、適正に設定しており、値下げや減免制度を幅広く適用する考えはありません。</p>	<p>・美術館運営</p>	993, 118
249	<p>249 京都会館の利用料を値下げすること。館内環境については、文化芸術関係者の意見を聞き改善すること。</p>	<p>ロームシアター京都の利用料金については、受益者負担率を踏まえつつ適正に設定しており、値下げを行う考えはありません。</p> <p>また、館内環境については、引き続き、アンケート等により、利用された方々から意見を聴取し、快適な館内環境の維持、改善に努めてまいります。</p>	<p>・ロームシアター京都（京都会館）運営</p>	382, 219

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
250(1)	<p>250 音楽、ダンス、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるよう、以下の点に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は無料とすること。 ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業等は、身近に舞台芸術にふれられるよう、また、文化芸術関係者の仕事創出につながるよう、京都の音楽・ダンス・演劇・伝統芸能関係者等と連携し進めること。 	<p>ロームシアター京都において、毎年、夏休み期間中に「プレイ！シアター」を開催し、子どもを対象とした、無料で楽しめるコンサートやライブステージ、ワークショップ等を実施しております。また、市内5箇所の文化会館において、京都市交響楽団の生の演奏を通常の演奏会に比べ低料金で身近に触れられる「みんなのコンサート」を実施しております。</p> <p>更には、「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」において伝統芸能に触れる機会を創出し、「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」においては音楽、ダンス、演劇、伝統芸能など幅広い分野の文化芸術に子どもたちが触れる機会を創出しております。</p> <p>引き続き、文化芸術関係者と連携し、子どもをはじめ、より多くの市民が、身近に文化芸術に親しめるよう取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロームシアター京都（京都会館）運営 ・京都の文化力を最大限に活かした、子どもたちと文化芸術との出会いの促進【充実】 	<p>382,219 29,900</p>
250(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。 ・地域文化会館を全行政区に設置すること。文化芸術活性化パートナーシップ事業の団体を増やし、市民の鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。 <p>民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。</p>	<p>施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置については、老朽化に伴う機能低下への確実な対応も含めた修繕全体の中で、優先順位を検討して進めてまいります。</p> <p>また、文化会館における文化芸術活性化パートナーシップ事業や、市民が低料金や無料で参加できる文化事業については、引き続き実施してまいります。</p> <p>なお、新たな文化会館の開設や、民間文化施設に対する補助制度の創設については、困難と考えております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
251	251 文化芸術関係者の活動を保障する恒久的な支援制度を国に求めるとともに、市独自としても創設すること。	文化芸術関係者の活動の促進に向け、引き続き、国に対して必要な要望を行ってまいります。 また、本市においては、ふるさと納税寄付金などの民間資金を財源とするArts Aid KYOTO制度の活用により、文化芸術関係者の活動支援を行うとともに、広く本市の文化芸術振興に取り組み、持続的な文化芸術の発展を図ってまいります。	・京都・文化ファンドレイジング戦略推進事業【充実】	101,760
252	252 球技やスケートボードをはじめ、市民が気軽に利用できるスポーツ施設の大幅な拡充をおこなうこと。全行政区に地域体育館を設置すること。	本市では、地域体育館13箇所その他、競技大会も開催できる体育館、グラウンド、テニスコート、プールなど計41箇所のスポーツ施設を有しており、多くの市民、競技団体に利用いただいております。 ほぼ全ての施設が「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」によるインターネットでの予約が可能となっており、気軽に御利用いただける環境も整えております。 また、令和4年度からは寄付金を財源とし、人工芝の張替えを含む宝が池公園運動施設球技場及び下鳥羽公園球技場の改修や宝が池公園運動施設におけるアーバンスポーツ対応施設の新設にも取り組んでおり、引き続き、こうした民間活力も活用しながら利用環境の充実・向上に努めてまいります。	<ul style="list-style-type: none"> ・球技場等運動施設整備事業 ・スポーツ情報提供システム ・スポーツ施設等整備 (うち、球技場等運動施設整備事業)	92,700 29,672 1,524,514 901,600

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
253	<p>253 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談・要望については、指定管理業者任せにせず、市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多機能トイレの設置を急ぐこと。</p>	<p>スポーツ施設においては、立地条件等の実情やそれぞれの施設が持つ特色を踏まえた運営を行っており、管理運営や維持修繕、市民から寄せられる要望や相談等については、指定管理者と情報共有するだけでなく、本市も自ら状況の把握に努めております。今後も指定管理者と連携し、責任を持った対応を行ってまいります。</p> <p>また、バリアフリー化等については、今後も、既存施設の老朽化対策等と併せて予算の範囲内で対応を進めてまいります。</p>	<p>・スポーツ施設等整備</p>	<p>1,524,514</p>
254	<p>254 横大路運動公園の再整備、水垂運動公園の整備にあたって、PFI手法ではなく、京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分地場跡地の土壌汚染、ガス、水質調査を行い環境保全対策を講じること。 ・当面、屋外トイレの改修を急ぐこと。 ・体育館の改修や設備機器の充実についても計画を作ること。 	<p>府市協調により横大路運動公園の再整備を進めていますが、財政状況を踏まえ、当面は、再整備に係る予算計上を見送ることとしております。一方、体育館は、部分的改修や設備機器の更新等が必要なため、今後も、指定管理者と連携し、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、屋外トイレの改修は、再整備の中で対応を行う予定です。</p> <p>水垂運動公園（仮称）の用地はモニタリング調査で周辺環境に影響がないことを確認しており、令和5年度も引き続き整備に向けた調査を実施してまいります。なお、整備時には適正に環境対策を講じるとともに、本市の費用負担を抑えるため、民間活力を導入する事業手法を予定しております。</p>	<p>・スポーツ施設等整備 (うち、水垂運動公園（仮称）整備事業の推進)</p>	<p>1,524,514 5,250</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
255(1)	255 文化・スポーツ施設の利用料を引き下げること。高校生・専門学生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し拡充すること。	<p>施設の利用料については、行財政改革計画で掲げる受益者負担適正化の観点から、運営コストの削減や稼働率向上等に取り組んだうえで、それでもなお、あるべき受益者負担との間に乖離が生じる施設について、利用料の改定を行うこととしております。</p> <p>利用料の改定に当たっては、令和4年2月市会において関連議案を提案し、御議決いただいたところであり、利用料の引き下げを行う考えはありません。</p> <p>なお、一部施設においては、中学生以下の子ども、障害者及び高齢者料金の減免を継続して実施しております。</p>	—	—
255(2)	「京都市キャンパス文化パートナー制度」については、スポーツ施設などにも利用を拡大するとともに、京都市美術館の企画展も対象とすること。	<p>「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」は、学生に京都が有する多彩な文化芸術に触れる機会を提供し、学生の文化芸術に対する理解を深めることを目的としています。</p> <p>行財政改革において適正な受益者負担を求めるとともに、対象施設の拡充は難しい状況ではありますが、引き続き、制度の充実に向けて、文化施設等に対し、学生が施設を利用する際の特典について協力を求めるとともに、(公財)大学コンソーシアム京都等と連携し、学生への制度周知に取り組んでまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
256	256 学区ごとに、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。	<p>集会所は、地域における重要な役割を担う施設であることから、住民福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として、自治会・町内会が行う集会所の新築や増改築・修繕に要する費用の一部を補助してきたところです。予算上の制約はありますが、今後も、自治会等の地域からの要望に基づき、自主的な地域活動の一助となるよう支援してまいります。</p> <p>また、区役所・支所の会議室については、各区役所・支所が定める要綱において、利用対象者や利用時間などの条件を定め、各区役所・支所において使用承認しております。</p>	・集会所新築等補助金	16,000
257	9 環境対策とごみ減量推進を 257 あらゆる焼却灰溶融施設の検討を中止すること。	<p>焼却灰溶融施設は、全国で200施設余りが整備され、政令市においても10施設が稼働し、新たな施設も整備されるなど、溶融技術は確立されたものです。最終処分場の埋立量削減等を図る延命策について、考えられる様々な延命策を比較検討した場合、溶融技術の活用は優れた延命効果が得られると評価されており、東部山間埋立処分地の延命策の選択肢の一つであると考えております。</p> <p>今後も、ごみ減量・資源循環の取組を着実に推進するとともに、平成27年1月の京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、技術の進展を踏まえた効果的な延命策を検討・実施してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
258(1)	<p>258 ごみゼロ社会をめざすことを宣言し、以下の内容に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、国に対して早期導入を図るよう引き続き要望すること。市としても市内事業者に積極的に働きかけること。 	<p>拡大生産者責任（EPR）をより重視した経費負担の枠組みづくりについては、市独自の要望に加え、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて、国に対し要望を行っております。また、デポジット制度は地域単位での実施ではなく、全国的な制度として実施するよう、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて国に要望しているところであり、引き続き、国への働きかけを継続してまいります。</p>	—	—
258(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の過剰包装やプラスチック製品の製造抑制について、国まかせにせず、市として積極的に業界に働きかけること。 	<p>商品の過剰包装については、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に小売業者の努力義務として、商品の販売時に包装が簡易な商品の推奨や包装の簡素化に努めることを規定し、事業者の取組を促しております。また、京都市消費生活条例においても、事業者が守るべき適正な包装の基準を定め、過大包装を禁止するとともに、百貨店等小売店に対して、過大・過剰包装の追放を文書により、強く要請しております。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
258(3)	特定レジ袋を廃止すること。	<p>特定レジ袋については、省令において有料化義務化の対象外とされている趣旨を踏まえ、本市においても有料化を義務とはせず、条例で特定レジ袋を配布する事業者に対し、有料化又はレジ袋の無償配布を抑制する取組に努めるよう求めています。引き続き、事業者への周知・啓発に努めるとともに、レジ袋削減につながるマイバッグの利用を促進してまいります。</p> <p>また、特定レジ袋の取扱いについては、国のガイドラインにおいて、バイオマス素材の配合率の引き上げ等、状況に合わせて見直すこととされており、本市における取扱いについてもこれらを注視して検討を進めてまいります。</p>	<p>・2Rと分別・リサイクルの促進 (うち、使い捨てプラスチック削減推進事業)</p>	<p>69,716 5,300</p>
258(4)	<p>・事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を引き続き強化すること。</p>	<p>事業ごみの減量に向け、排出事業者に対する訪問やチラシの配布を通じて、ごみの分別方法、減量方法等について指導・啓発を行っています。また、搬入物検査によって、分別が不十分であることが判明した場合は、当該排出事業者を訪問のうえ、適正排出に向けた指導や啓発するほか、延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所及び市内の店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者に対し、減量計画書の提出を求め、立入調査を行うなどの指導等も実施しております。併せて、搬入物検査等を通じ、収集運搬業者に対しても、排出事業者への分別啓発を行うよう働きかけているところであり、引き続き、調査・指導を徹底してまいります。</p>	<p>・事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 (うち、排出事業者に対する指導啓発) (うち、業者収集マンションごみの分別啓発)</p> <p>・2Rと分別・リサイクルの促進 (うち、「京都市循環型社会推進基本計画」の進捗管理)</p>	<p>11,850 3,338 2,012 69,716 13,716</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
258(5)	・かん・びん・ペットボトルの混合 収集を改めること。	缶・びん・ペットボトルの収集については、三種類 を別々に収集することに比べて、収集運搬が効率的 で、大幅な低コスト化や収集運搬により発生する排ガ ス等の環境負荷の低減を図れること、また、市民の分 別の取組に過度な負担をかけないことなどから、合わ せて収集しているものです。	-	-
258(6)	分別品目を拡大し、びんや電池な どの拠点回収場所を増やすこと。	家庭から排出されるごみについて、本市では定期収 集及び拠点回収により、政令市で最多の26品目を分別 回収しております。拠点回収については、15品目以上 を回収する拠点として、エコまちステーション14箇所 (15品目)、まち美化事務所及び上京リサイクルス テーションの計7箇所(16品目)のほか、資源物回収 ボックス等を設置した3品目以上を回収する資源物回収 拠点を118箇所設置しています。 また、まち美化事務所の職員が市民の身近な場所に 出向いて資源物18品目の回収を行う移動式拠点回収事 業については、資源物の排出機会の拡大を図るため、 令和2年10月から実施場所や回数を拡充して実施して おります。	・資源物の分別・リサイクルの推進 (うち、移動式拠点回収事業) (うち、資源物の拠点回収の推進)	135,885 20,450 109,937

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
258(7)	<p>・「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。</p>	<p>有料指定袋制は、家庭ごみの減量促進と費用負担公平化の目的で導入しております。資源ごみについても、その発生抑制のため、同制度を導入しており、分別・リサイクルを促進する観点から、価格を燃やすごみの半額に設定しております。</p> <p>市民の御理解と御協力により、家庭からのごみ量は、導入前と比較して30%削減でき、家庭ごみの収集運搬に係る直接経費だけでも年間約40億円もの削減を実現しました。埋立処分地を少しでも長く使用していくためには、「京・資源めぐるプラン」の下、ごみ減量に引き続き取り組む必要があります。家庭ごみの減量に大きな効果をあげている有料指定袋の価格の引き下げ等は適切でないと考えております。</p>	-	-
258(8)	<p>・「財源活用事業」をやめること。</p>	<p>家庭ごみ有料指定袋制による有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の御意見を踏まえ、「ごみ減量・リサイクルの推進」、「まちの美化の推進」及び「地球温暖化対策」の三つの分野の事業に活用しており、今後とも、活用事業の点検、見直しを行うとともに、「見える化」を推進することで、市民に効果を実感していただけるよう、有効に活用してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
259	<p>259 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺の環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。</p>	<p>岡田山撤去事業については、事業者が決定した撤去計画に基づき、安全かつ適正に実施されるよう、引き続き、事業者への指導・監督を行うとともに、周辺地域の生活環境保全の観点から、環境調査の実施及び結果の公表を行ってまいります。 鎮守池周辺では、住民や事業者、大学生との共汗による清掃活動等を行ってまいります。</p>	<p>・大岩街道周辺地域対策 (うち、岡田山撤去関連事業) ・鎮守池周辺の不法投棄対策</p>	<p>4,957 4,804 2,045</p>
260	<p>260 醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。 ・近隣自治体とも連携し同地域での産廃持ち込み、不法投棄を許さないこと。 ・市独自でのパトロール強化、監視カメラの設置、河川の水質調査を行うこと。</p>	<p>本市に最終処分場の設置許可申請が行われる際には、関係部署と連携を図ったうえで、廃棄物処理法に基づき厳正に審査してまいります。 また、同地域への産業廃棄物の持ち込みや不法投棄の防止に向けては、本市独自のパトロールを継続するとともに、近隣自治体とも連携して取り組んでまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
261	<p>10 安心して住み続けられるまちづくりを</p> <p>261 新景観政策を壊す大企業呼び込み型規制緩和・開発はやめること。</p> <p>・都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。</p> <p>・高さ・容積率の規制緩和をやめること。</p>	<p>本市では現在、京都駅周辺及び京都南部油小路通沿道で都市再生緊急整備地域の指定を受け、まちづくりを進めており、引き続き、都市計画マスタープランに掲げる、都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」の実現に向け、それぞれの地域整備方針に基づき、戦略的な土地利用の促進により、新たな都市活力の創出と地域の活性化を図ってまいります。</p> <p>また、都市計画の見直しにおいても、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域ごとの特性を踏まえた将来像を実現することで、京都市全体としての発展を目指してまいります。</p>	<p>・「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまち」の実現に向けた効果的かつ確実な都市計画情報発信【新規】</p>	9,100
262	<p>262 史跡・文化財については、保護を第一とし、開発や観光を優先した現状変更等をおこなわないこと。</p>	<p>国指定文化財については、現状変更には文化庁長官の許可を要することから、本市はその窓口として、申請内容が適切になるよう申請者と事前協議を行う役割を担っております。協議においては、これまでから京都府教育委員会や文化庁と連携しながら、活用とのバランスに配慮しつつ、保護を第一としております。市指定文化財についても、これに準じた取扱いをしております。</p> <p>文化財の確実な継承があつてこそ歴史都市・京都の魅力向上が図られるものであり、今後もこの姿勢を堅持し、文化財の保護を行ってまいります。</p>	<p>・市所有史跡等管理</p>	54,848

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
263	<p>263 世界遺産を守るためバッファゾーンにおけるホテルやマンション建設等の規制を強化すること。同地域での開発計画が明らかになった場合には、世界遺産条約とその履行のための作業指針にのっとり、世界遺産委員会へ報告し助言を求めること。</p>	<p>世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンでは、登録時から高度地区、風致地区等の景観規制を用いて法的に保護することとしております。登録時以降も、新景観政策や事前協議（景観デザインレビュー）制度など景観規制を充実しており、世界遺産への影響が抑制されております。</p> <p>作業指針に示された報告の主体は国であるため、顕著な普遍的価値へ重大な影響が懸念される想定外の事態の場合には、当該指針に則り、国と対応を協議いたします。</p>	-	-
264	<p>264 「世界遺産『古都京都の文化財』包括的保存管理計画」の策定にあたっては、市民が意見を述べられる市民参加の仕組みを設けること。市独自で世界遺産保護条例を制定すること。</p>	<p>「世界遺産『古都京都の文化財』包括的保存管理計画」策定の目的は、世界遺産を保全・継承するために機能している既存の仕組みや体制を、国内外の方々に分かりやすく説明することにあります。世界遺産の持続的保全を確かなものとするため、文化庁の指導の下、宇治市、大津市などの関係自治体と連携して策定を進めております。</p> <p>本計画は、既存の制度等の解説を主とする専門的・技術的なものですが、今後ユネスコに提出するとともに、分かりやすい概要版をホームページで公開し、市民の皆様に明らかにする等、適切に対応することとしており、条例の制定は考えておりません。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
265	265 世界遺産仁和寺門前でのホテル建設計画に特例許可を与えないこと。	<p>建築基準法に基づく用途許可については、周辺の住居の環境を害する恐れがないこと等の一定の条件の下で、許可を受けることで建築が可能となるものであり、法が予定する正当な判断手法の一つです。</p> <p>許可をする場合には、あらかじめ、利害関係者からの意見の聴取及び建築審査会の同意が必要であり、これらの手続を踏まえて適正に判断いたします。</p>	—	—
266	266 世界遺産下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため、大型倉庫の建設を中止させること。	<p>葵祭等の祭事に必要な祭礼道具を収める祭事庫については、景観法をはじめとする各法に基づく認定等を行っており、今後、本市の規制に適合した整備が行われることとなっております。</p>	—	—
267	267 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。	<p>堀川通に面した二条城東側空間は、世界遺産・二条城の正面玄関にふさわしい景観の創出と市民や来城者の安全性の確保を目的とした整備を実施し、平成29年10月に完了しました。駐車場については、縮小・再配置したものであり、その運用等に当たっては、引き続き、周辺住民と締結した協定書を遵守するとともに、駐車場運営事業者である京都市都市整備公社とともに、住民の御理解を得られるよう、適切な運営を行ってまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
268	268 旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。	<p>現行の建築基準法においては、用途変更のみの場合、用途を変更する部分が200㎡以下のものに対して建築確認申請の手続きは不要であり、また、建築確認申請を要する用途変更に係る工事においては、工事を完了したときは、その旨を建築主事に届け出ることにより、完了検査は要しないこととなっております。</p> <p>旅館業への用途変更に伴う住宅改修については、今後も、関係部署と連携のうえ、適法に実施されるよう取り組むとともに、違反が確知された場合は、厳正に対処してまいります。</p>	-	-
269	269 旅館業・住宅宿泊事業者、住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。近隣住民から要望がある場合には、市職員が説明会や話し合いなどの場に立ち会うこと。	<p>本市は事業者からの許可申請等について基準に基づき公正中立な立場で審査等を行う必要があり、加えて、事業者と住民の間話し合い等は私人間の問題であることから、当事者間の民事的な手続きによって解決すべきものと考えております。</p> <p>地域住民の不安や具体的なお困りごとについては、本市職員による対応のほか、本市では「民泊」に係る地域住民の支援事業を行っており、紛争に至る前に、「民泊」地域支援アドバイザーが専門的な知識やまちづくりの経験を生かして、協定の締結など地域住民の主体的な取組に対する助言等を行っており、引き続き取り組んでまいります。</p>	・「民泊」対策事業	73,244

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
270	<p>270 危険家屋対策については以下の内容を行うこと。 ・老朽危険家屋・樹木等による住環境阻害への対策を強めること。解決に向けて具体策を講じる権限と人員を区役所・支所に配置すること。 ・市内全域を対象にした危険家屋の解体補助制度を創設すること。</p>	<p>本市の空き家対策は、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、空き家の活用の促進、空き家の適正な管理等といった総合的な取組を推進しております。 推進に当たっては、区役所・支所にも通報窓口を設けたうえで、調査・指導については専門的な知識を有する都市計画局が実施することで、効率的に取り組んでおります。 また、「老朽木造建築物除却事業」は、まちをより安全にすることを目的に、主に密集市街地などにある災害時に危険な細街路に面する建物を対象に、引き続き実施してまいります。</p>	<p>・空き家対策推進事業 ・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 (うち、老朽木造建築物除却事業)</p>	<p>84,570 34,740 12,000</p>
271	<p>271 低所得者に対して、民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。</p>	<p>民間賃貸住宅における低所得世帯向けの家賃補助制度としては、国において平成27年4月から住居確保給付金が創設されており、令和2年度からは、要件が大きく緩和され、離職・廃業だけでなく、休業等により収入が減少した方まで対象が拡大され、令和5年4月以降も継続されることとなりました。 なお、民間賃貸住宅の入居者に対する新たな家賃補助制度は、持続可能な取組にはならず、創設は考えておりません。</p>	<p>・住居確保給付金支給事業</p>	<p>313,574</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
272(1)	<p>272 市営住宅については以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで管理戸数を減らさないこと。 	<p>改良住宅については、住宅地区改良事業により住宅を失う方のための住居として建設したものであるため、団地再生事業等においては、現在の入居者が、引き続き住み続けていただける住戸数を確実に確保することとしており、それ以上に増やすことは考えておりません。</p>	—	—
272(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・不足している市内中心部はじめ、市営住宅の新規建設を行うこと。 ・京町家を含め、民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。 	<p>市営住宅は、入居世帯数が年々減少しており、公募しても応募がない住戸や空き住戸が一定数ある状況にあり、全体としては、供給量が一定充足しているものと考えております。</p> <p>このことから、市営住宅の保有量については、入居実態や需要に見合った管理戸数や供給戸数に削減していきながら、最適化を図ることとしており、市営住宅を新規に建設することや、民間が所有する空き家や京町家を市営住宅として活用することは考えておりません。</p> <p>今後も、公民が連携し、それぞれの役割を果たしながら重層的なセーフティネットの構築を目指してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
272(3)	<p>・公募戸数を増やし常時募集にすること。とりわけ、単身者向けの公募戸数を増やすこと。</p>	<p>市営住宅は、入居世帯数が年々減少しており、公募しても応募がない住戸や空き住戸が一定数ある状況にあり、全体としては、供給量が一定充足しているものと考えております。</p> <p>引き続き、令和3年9月に策定した「京都市住宅マスタープラン」や「京都市市営住宅ストック総合活用指針」を踏まえ、市営住宅の入居実態や需要等に合わせた管理戸数や供給戸数の適正化を図ってまいります。</p> <p>一方、令和3年11月から開始しました随時公募については、引き続きニーズに応じた住戸の確保に努めてまいります。</p> <p>また、単身者向け住宅の公募については、応募機会を増やすため、令和4年度から、年3回に公募回数を拡充しました。令和5年度からは、一般公募と同様に、年4回に拡充してまいります。</p>	—	—
272(4)	<p>・市営住宅団地再生事業において、跡地の売却、定期借地等の処分をしないこと。公共用地として活用する場合においても、周辺住民の声を聞き、要望に応じて活用を検討すること。</p>	<p>団地再生事業等により生み出される用地については、ポテンシャルを最大限に発揮させるべき貴重な資源として、地域はもとより、本市全体の活性化に資する活用を検討してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
272(5)	<p>・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。</p>	<p>市営住宅は、「住宅に困窮する低所得者」にお住まいいただくためのセーフティネットであり、入居収入基準額については、京都市住宅審議会から答申を受けた収入基準額に基づき定めており、入居収入基準額の引上げは考えておりません。</p> <p>なお、特に居住の安定を図る必要がある者として、子育て世帯や高齢者、障害者については、本来の収入基準（月額158,000円）より高い収入基準を設けております（月額214,000円）。</p>	-	-
272(6)	<p>子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数をさらに拡充し、市内全域に増やすこと。単身者の入居基準から年齢基準を外すこと。</p>	<p>子育て・若年層世帯に対する住宅として、市営住宅における子育て世帯向けに設備等を整備した子育て世帯向けリノベーション住宅や子育て世帯を対象に優先枠を設け、引き続き公募を行ってまいります。</p> <p>また、本市においては、特に単身高齢者の居住の安定を図る必要があると考えており、単身入居の年齢基準は60歳以上としております。現在でも単身の募集倍率は約15倍と高いことから、年齢基準を外すことは考えておりません。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
272(7)	<p>・エレベーター設置を早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。</p> <p>・遅れている市営住宅の耐震改修については早急にすすめること。</p> <p>・畳、浴室の折り戸への改修・取り替え、シャワー設置を全額市の負担で進めること。</p>	<p>市営住宅ストック活用指針に基づき、団地再生事業と住替え事業を中心に、耐震性の確保と浴室の設置を最優先で推進することとしております。</p> <p>そのうえで、エレベーターの設置については、導入効果等を踏まえ、エレベーターを1基設置することで共用部のバリアフリー化が可能となる、各住戸が共用廊下で結ばれた廊下型の住棟のみを対象に進めることとしております。</p> <p>また、住戸の改善については、現時点では、浴室のない住戸への浴室設置を最優先として実施しているところであり、高齢者等対応住戸改善と併せて、引き続き、取組を進めてまいります。</p>	<p>・市営住宅管理運営</p> <p>・市営住宅住環境整備事業</p>	<p>4,183,522</p> <p>5,308,036</p>
272(8)	<p>・障害者向け住宅については、全額市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。</p>	<p>本市では、車いす常用者向けの住戸を整備するほか、その他の住戸についても、バリアフリーデザインに関する法律等の基準に基づく整備を標準的なものとしており、入居者個別の実情に合わせた住戸改善は、入居者自身の御負担により実施していただくこととしております。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
273	273 市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。	<p>令和3年8月に策定した、行財政改革の具体的な取組を掲げた「行財政改革計画」では、PFI等の多様な公民連携手法、資金調達手法を用いた効果的・効率的な事業推進を図ることとしております。</p> <p>団地再生事業等の市営住宅の再整備に当たっては、「京都市PFI導入基本指針」に基づくPFI手法を含めた民間活力の導入効果、可能性等を総合的に判断したうえで、適切な事業手法を検討してまいります。</p>	—	—
274	274 公共住宅であるUR住宅の削減・民間売却方針の撤回を国に求めること。	<p>京都府住生活基本計画において、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向け、公営住宅の他、UR賃貸住宅等の公的賃貸住宅も含めた供給目標が示されております。</p> <p>UR賃貸住宅の売却の他、建替え、改修等も含めた方針については、社会情勢の変化等を踏まえて都市再生機構が判断されております。</p>	—	—
275	275 洛西のニュータウン、向島ニュータウンの活性化については、ビジョンの方針の具体化を進める予算を計上すること。	<p>引き続き、ニュータウンの再生に向け、洛西ニュータウンアクションプログラム、向島ニュータウンまちづくりビジョンに掲げた理念に基づき、地域住民が主体で進めるまちづくりについて、支援してまいります。</p>	・ニュータウンの活性化に係る取組の推進	15,000

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
276	276 分譲マンション共用部分のバリアフリー改修助成制度を復活、充実させること。	<p>分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、高齢者や障害のある方をはじめとする全ての住民にとって必要なものであることから、管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう、助成制度を実施してまいりました。</p> <p>しかし、近年は申請件数が募集件数を下回るなど、本制度に対する需要が減少傾向であることや、本市で定めるバリアフリー成果指標の達成状況を踏まえ、バリアフリー化に対する本制度の役割は一定果たせたと考え、令和4年度からは廃止しました。今後は管理組合運営の適正化に重点を置いた支援施策を進めてまいります。</p>	-	-
277	277 「京都市緑の基本計画」に掲げた2025年目標達成と、都市公園の整備目標（10㎡/人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を活用するなど年次計画を策定し、公園の整備を促進すること。松賀茂公園については売却せず公園として整備すること。	<p>公園の整備に当たっては、面積が500㎡以上、開園から50年以上が経過した公園を対象に再整備を進めてまいります。</p> <p>限られた財源の中、市民の皆様が安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、まずは既存公園の老朽化に対応してまいります。</p> <p>また、一定規模以上の民間事業者等による開発行為においては、公園を設置する義務があることから、毎年公園面積は増加している状況です。</p> <p>松賀茂公園予定地については、都市計画を廃止し、活用を進めてまいります。</p>	<p>☆道路・橋りょう・河川・公園等の防災・減災対策等 （うち、街区公園等整備）</p> <p>☆道路・河川・公園等の安心安全対策 （うち、街区公園等整備） ・街区公園等整備</p>	<p>1,015,000</p> <p>87,824</p> <p>3,277,000</p> <p>74,314</p> <p>344,082</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
278	278 公園の整備にあたっては、パークPFI方式は採用しないこと。	<p>大宮交通公園の再整備においては、本市で初めてPark-PFI制度を活用し、令和3年4月に再開園しました。</p> <p>今後も、公園再整備に当たっては、公園の特性や地域を取り巻く状況、周辺住民のニーズを十分に把握するとともに、本市が策定したまちづくり方針を含め、民間事業者からの提案がこれらに適合したものであるかどうかについて、十分に検証したうえで、本制度をはじめとする幅広い手法を用いて、公園の魅力向上、質の向上につなげてまいります。</p>	-	-
279	279 公園の老朽化トイレの改修予算を復活させ、改修箇所数を増やすこと。トイレにトイレットペーパーを設置すること。	<p>老朽化トイレの改修については、公園の再整備等の機会を捉えて実施しており、引き続きトイレの利用環境の改善等に努めてまいります。</p> <p>トイレットペーパーについては、管理事務所が現地に設置されている指定管理公園及び円山公園に設置しております。</p> <p>また、街区公園においても、現在、六条院公園（下京区）等、10公園においてトイレットペーパーを設置しており、引き続き、地域において補充等の御協力をいただける公園に設置を進めてまいります。</p>	<p>☆道路・河川・公園等の安心安全対策 (うち、公園維持管理)</p> <p>・公園維持管理 (うち、トイレットペーパーホルダーの設置)</p>	<p>3,277,000 52,690 1,355,880 290</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
280	280 公園の維持管理の予算を増やすこと。定期的な除草や樹木の剪定などの回数を増やすこと。	公園の維持管理については、限られた財源の中ではありますが、公園の自動販売機設置事業者から支払われる使用料等を活用しながら予算の確保に努め、取り組んでまいります。	☆道路・河川・公園等の安心安全対策 (うち、公園維持管理) ・公園維持管理	3,277,000 52,690 1,355,880
281	281 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の義務づけ、周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。	「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については、届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに、本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させることを目的とした改正条例を、平成27年4月に施行しました。今後とも、良好なまちづくりの推進を図ってまいります。	・まちづくり条例の運用	240

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
282(1)	<p><u>282 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。 ・届け出の始まった法基準「レベル3」についても、調査費用や除去費用の補助を国に求めると共に、市としても対策すること。 ・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。 ・建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。 ・「アスベスト調査台帳」の整備を進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。 ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を国に求めること。 	<p>解体を前提とする建築物のアスベスト除去については、大気汚染防止法等の関係法令によって適切な措置が義務付けられていることから、補助対象とする必要はないと考えております。</p> <p>アスベスト調査台帳については、平成17年から、吹付けアスベストの使用状況調査を行い、順次整備を行っているところです。引き続き、使用状況の把握に努めてまいります。</p> <p>民間建築物におけるアスベスト対策に対する国の交付金の事業期限は、令和7年度末までに延長されております。引き続き、吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事に対する助成を行ってまいります。</p>	<p>・吹付けアスベスト除去等助成事業</p>	<p>15,771</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
282(2)	<p><u>282 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。<u>不法投棄対策を行うこと。</u> ・<u>届け出の始まった法基準「レベル3」についても、調査費用や除去費用の補助を国に求めると共に、市としても対策すること。</u> ・<u>アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。</u> ・建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。 ・「アスベスト調査台帳」の整備を進め、<u>大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。</u> ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を国に求めること。 	<p>大気汚染防止法では、建築物の解体等工事を行う際、アスベストの有無を事前に調査し、適切にその結果を掲示すること等の作業基準を遵守することが義務付けられています。本市では、立入検査を実施することにより、作業基準の遵守状況等を確認し、アスベスト飛散防止の徹底を指導するとともに、完了報告書の提出を求めています。</p> <p>また、不法投棄対策としては、本市職員等による監視パトロールなどを実施し、不法投棄の未然防止・早期発見に努めております。</p> <p>令和3年4月の法改正により、「レベル3」建材にも規制の対象が拡大したため、引き続き、監視・指導を徹底し、アスベストの飛散を防止することで、市民の健康保護に努めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
282(3)	<p><u>282 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。 ・届け出の始まった法基準「レベル3」についても、調査費用や除去費用の補助を国に求めると共に、市としても対策すること。 ・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。 ・<u>建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。</u> ・「アスベスト調査台帳」の整備を進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。 ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を国に求めること。 	<p>アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問合せ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済法一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。</p> <p>今後とも、国の動向を注視してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
283	<p>◆上下水道事業の充実を 283 公営企業に押し付けられている「独立採算制」をやめるよう国に求めること。高金利債の借り換えについても、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を国に求めること。</p>	<p>上下水道事業は、地方公営企業法に基づき、市民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を独立採算制により円滑に運営しており、引き続き、公営企業として事業を推進してまいります。また、事業を安定的に運営するために必要な財政支援については、引き続き、国に対して要望してまいります。</p>	—	—
284	<p>284 「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。</p>	<p>「京都市水共生プラン」の推進に向け、引き続き、全庁的な取組を進めるとともに、市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の普及・啓発を図ってまいります。 プランの条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たっての、市民や事業者との連携の在り方等も考慮しながら、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。</p>	—	—
285	<p>285 「資産維持費」を水道料の原価に算入しないこと。</p>	<p>資産維持費は、平成25年に実施した料金改定において、財政収支の見通しを踏まえ、配水管更新のスピードアップのための財源として導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えております。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
286	286 料金滞納者に対して、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水停止は行わないこと。	<p>水道料金等の滞納者に対しては、督促状送付、徴収委託業者の訪問による督促後、なお支払がない場合には、職員が訪問督促及び給水停止予告を行い、面談を重ね、分割納付等の支払相談に応じるなど、丁寧な対応に努めておりますが、それでも納付いただけない場合は、やむを得ず給水停止を実施しております。</p> <p>また、真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、生活実態に応じた丁寧な対応を行っております。</p> <p>今後も、生活困窮者を取り巻く社会情勢等の理解を深めるために研修や意見交換会を開催するなど、保健福祉局と上下水道局との円滑な連携に努めてまいります。</p>	-	-
287	287 「鉛製給水管取替工事助成制度」の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。残存している宅地境界から水道メーターまでの鉛管に対しても周知と補助制度の充実を行うこと。	<p>「鉛製給水管取替工事助成金制度」については、平成30年度に助成金額の上限額を増額し、宅地境界から水道メーターまでの鉛製給水管も助成対象に加えております。</p> <p>また、ホームページ、市民しんぶんへの掲載等による周知や京都市指定給水装置工事事業者への周知を行うとともに、空き家等で鉛製給水管が残る宅地において、新たに水道の使用を開始するお客さまに対し、申込時における周知も行っており、引き続き、制度の周知徹底に努めてまいります。</p>	・鉛製給水管取替工事助成金制度	6,000
288	288 水道事業と結合した旧地域水道事業への国庫補助制度を引き続き国に求めること。	<p>水道事業に統合した旧地域水道事業の施設の再構築や耐震性及び安全性の強化などの経費については、他都市などとも連携しながら、引き続き、国に対して国庫補助制度の拡充を求めてまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
289	289 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度を拡充・普及すること。公共施設等に積極的に導入すること。	雨水の流出抑制に資する雨水貯留施設や雨水浸透ますについては、設置目的や意義を周知するとともに、設置助成金制度についても、引き続き普及啓発してまいります。また、公共施設への設置や民間開発行為に対する設置指導に努めており、今後も更なる普及を図ってまいります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設設置助成金制度 ・ 雨水浸透ます設置助成金制度 	<p style="text-align: right;">3,600</p> <p style="text-align: right;">5,400</p>
290	290 私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。残された敷設困難家庭に対して、補助支援制度を設けること。1962年以降の開発行為における共同排水設備については、定期的な清掃を行うとともに、独自補助制度を創設すること。	私道内の公共下水道は、他の公共下水道と同様、本市において維持管理を行い、更新も行っております。公共下水道管が布設されていない箇所については、布設困難な理由が箇所ごとに異なるため、一律に布設困難箇所に対する補助支援制度を設けることは考えておりません。また、共同排水設備についても、私有財産であることから、設置者等において維持管理を行うことが基本であり、補助支援制度を設ける考えはございません。	—	—
291	291 市民と連携し、景観にも配慮しながら琵琶湖疏水の沿道整備・維持管理を行うこと。	<p>疏水の沿道整備については、これまでから景観にも配慮しながら、樹木管理及び除草や通路損傷箇所の修繕等の日常的な維持管理を随時行っており、今後も適切な維持管理に取り組んでまいります。</p> <p>疏水沿いの東山自然緑地については、『四季の花木を楽しむ京都の新しい花の名所』をコンセプトとした再整備工事が令和3年度に完了しており、今後も樹木管理や園路の修繕等の日常的な維持管理を継続的に実施してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地維持管理（疏水大津・山科地区） ・ 緑地維持管理（疏水夷川・分線地区） ・ 緑地維持管理（疏水伏見地区） 	<p style="text-align: right;">22,610</p> <p style="text-align: right;">23,940</p> <p style="text-align: right;">17,400</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
292	292 環境教育と一体に、疏水を利用した小水力発電等の再生エネルギーの活用を進めること。	<p>本市では、これまでから再生可能エネルギーの活用拡大の取組として、上下水道施設において、太陽光発電や小水力発電を導入するとともに、下水処理工程で発生する汚泥から、バイオガスである消化ガスを生成し、汚泥焼却炉等の燃料として利用しております。</p> <p>また、環境教育についても、青少年科学センターやさすてな京都において、水に関する環境学習に取り組んでおります。</p> <p>なお、新たな小水力発電の導入については、令和2年度に、既存施設への導入調査を実施した結果、採算性の確保が困難であることから、当面実施する予定はありません。</p> <p>今後、将来の大規模な改築更新に合わせて、事業として採算性が見込めることを条件に、導入を検討してまいります。</p>	<p>・【収入】創エネルギー対策（大規模太陽光発電事業、下水汚泥固形燃料化）</p>	151,135
293	293 琵琶湖が放射能汚染された場合について研究を進め、飲料水への被害想定を行い、対策をとること。	<p>「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画である「京都市水道対策計画」に基づき、原子力災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合には、緊急時モニタリングや浄水処理の強化等を行い、水道水の安全を確保してまいります。</p> <p>また、水道水の摂取制限に至った場合には、応急給水槽・配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保、「災害時協力井戸」の活用、民間企業との協定等による飲料水の供給等により代替水を確保してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
294	<p>294 京都府の広域化計画に与せず、上下水道事業の効率化推進計画における民間活力の導入はストップし、民営化・コンセッション方式の導入は行わないこと。運転管理業務は事業運営の根幹にかかわる業務であり直営に戻すこと。</p>	<p>広域化・広域連携は、経営基盤の強化を図る手法の一つとして示され、京都府が推進役として検討することとされておりますが、実現可能な広域連携の取組を進めるとともに、それぞれの自治体にメリットがあるように、長期的かつ幅広い視野で広域化の検討を進めてまいります。</p> <p>また、公営企業としての責任の下、事業運営の根幹に関わる業務は直営で実施していくとともに、民間にノウハウや実績が蓄積されている業務など、委託してもサービス水準の維持等に支障がないものは積極的に民間活力を導入し、今後も上下水道事業を確実に推進してまいります。</p> <p>なお、コンセッション方式は、今後も十分な調査・研究が必要であり、現時点では、導入する考えはございません。</p>		
295	<p>295 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乘せしないこと。</p>	<p>消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、市バス・地下鉄の運賃や水道料金等についても、適正に転嫁し、利用者が公平に負担すべきものと考えております。</p>		
296	<p>◆生活道路優先の道路環境整備を 296 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。</p>	<p>国道9号の西京区千代原口地区及び右京区葛野地区において、国土交通省が京都西立体交差事業を実施しております。</p> <p>葛野地区については、引き続き、交通状況を注視していくと聞いております。</p>		

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
297(1)	297 遅れている通学路の安全対策を緊急点検に基づいて早急にすすめること。	<p>通学路の安全対策はこれまでから「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」に基づき、危険箇所の問題や対応について関係機関と情報共有し、安全対策を推進しております。</p> <p>千葉県八街市の事故を受けての緊急点検で報告された369箇所についても、令和3年度末までに約8割となる291箇所の対策を完了しており、引き続き残る箇所も含め効果的かつ適切な安全対策を実施してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ☆道路・河川・公園等の安心安全対策 (うち、交通安全施設整備) ・道路維持補修等 (うち、交通安全施設整備) ・「安全ノート」の作成・配布等 	<p style="text-align: right;">6,781</p> <p style="text-align: right;">3,277,000</p> <p style="text-align: right;">686,675</p> <p style="text-align: right;">3,450,392</p> <p style="text-align: right;">301,629</p> <p style="text-align: right;">3,454</p>
297(2)	通学路のブロック塀の安全対策については最後まで責任を持ってすすめること。	<p>通学路のブロック塀の安全対策について、これまで教育機関や福祉施設等の公共施設にあるブロック塀のうち、特に緊急性が高いものや倒壊した場合に児童や生徒等に大きな被害が想定される道路に面したものの優先的な改修工事や、本市職員による指導、普及啓発等により、民間所有のブロック塀を対象とした安全対策を進めてまいりました。</p> <p>令和5年度以降も、引き続き本市職員による指導、普及啓発等を行い、通学路のブロック塀の安全対策を進めてまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
298	298 全ての歩道を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。	<p>本市では、交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー全体構想を策定しております。</p> <p>全体構想において、24地区の重点整備地区の選定を行い、各地区ごとに「道路特定事業計画」を策定し、これまで21地区において、事業に着手しております。</p> <p>今後も、事業実施に当たっては、完成地区を除く残る16地区の優先度を見極めながら取組を進めていくとともに、国補助金の確保に努め、着実な事業進捗を図ってまいります。</p> <p>また、土木事務所においては、「京都市道路のためのバリアフリーの手引き」に基づき、歩道整備事業等を行う中で、バリアフリー化に努めております。</p>	<p>☆道路・河川・公園等の防災・減災対策等</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策(伏見地区))</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策(大宮地区))</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策(西院地区))</p> <p>・交通バリアフリー対策等</p> <p>(うち、京阪藤森地区)</p> <p>(うち、上桂地区)</p> <p>(うち、嵐山・松尾大社地区)</p> <p>(うち、桃山地区)</p> <p>(うち、西大路地区)</p>	<p>1,015,000</p> <p>4,710</p> <p>36,350</p> <p>126,800</p> <p>408,055</p> <p>130,755</p> <p>63,200</p> <p>32,300</p> <p>11,400</p> <p>121,050</p>
299	299 横断歩道橋でしか渡れない交差点(堀川五条や国道大手筋など)に、ベビーカーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう、強く国に働きかけることを含め、対策をとること。	<p>本市では、「京都市交通バリアフリー全体構想」及び「『歩くまち・京都』交通バリアフリー全体構想」により、重点整備地区に選定した計24地区において、地区ごとの道路特定事業計画を策定し、生活関連経路等において、道路のバリアフリー化工事を順次進めております。</p> <p>今後も、バリアフリー構想に基づく取組を進めるとともに、横断歩道橋に係る御要望の内容については、管理者である国に伝えてまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
300	300 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。	東大路通については、平成28年度から実施していた歩道環境やバス待ち環境の改善など「短期・中期の取組」が令和3年度までに完了しております。 また、令和3年11月から、今熊野橋の架け替え工事を実施しております。 引き続き「東大路通歩行空間創出推進会議」を通じ、今後の方向性を検討してまいります。	・安心・安全な東大路歩行空間創出事業	560
301	301 土木事務所の予算を増額すること。生活道路の補修・改善や街灯設置をすすめること。街路樹剪定回数を増やし根上がりなど歩道環境改善・整備をさらにすすめること。	生活道路については、引き続き、地域から寄せられる身近な補修要望に応えられるよう、取り組んでまいります。 また、街灯については、今後も市民要望を基に現地調査を行い、必要な箇所について設置を行ってまいります。 限られた財源の中ではありますが、街路樹の育成管理も含め、引き続き、必要な予算の確保に努め、安心・安全でより良い市民生活の実現を目指してまいります。	☆道路・河川・公園等の安心安全対策 (うち、舗装道補修) (うち、交通安全施設整備) (うち、地域において日常的に利用される道路の維持補修) (うち、街路樹等育成管理) ・道路維持補修等 (うち、舗装道補修) (うち、交通安全施設整備) ・地域において日常的に利用される道路の維持補修 ・街路樹等育成管理	3,277,000 1,264,290 686,675 252,000 44,920 3,450,392 715,945 301,629 252,000 780,931

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
302	302 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	里道については、限られた財源の中、現状のまま維持管理することを基本としており、道路改良を行うことは困難ですが、市民からの要望や現地の状況等を踏まえ、適切な維持管理に努めてまいります。	—	—
303	303 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。上下水道局とも連携してL型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。	公共の用に供している私道については、市民生活にとって不可欠であることから、これまで、助成率の引上げやL型側溝の整備を助成対象に加える等、制度の見直しを行いながら本助成制度の更なる利用促進を図っているところです。 本助成制度は、舗装と付随するL型側溝を一体的に整備することで、私道の整備を促進するものであり、L型側溝の整備を単独で助成することは考えておりません。	・道路事業 (うち、私道舗装助成)	9,440,314 7,500
304	11 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること 304 市民が安全・安心に移動できる権利としての「交通権」を保障する「交通まちづくり基本条例（仮称）」を制定すること。	市民生活や社会経済を支える公共交通の維持・確保に向けては、国や京都府、交通事業者、地域住民等と連携しながら「「歩くまち・京都」総合交通戦略2021」に基づく取組を、着実に推進していくことが重要であると考えております。 本市では、令和5年度中に「地域公共交通計画」を策定することとしており、行政・交通事業者・市民各々の役割を明らかにし、市民の暮らしを支える生活交通の維持確保に取り組んでまいります。	・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 ・京都市地域公共交通計画策定 ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）	2,687 5,158 2,183

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
305	<p>☆305 京都市のすすめている地域公共交通計画の策定にあたっては、全行政区に協議会（部会）を設置し、住民の意見を反映させること。</p>	<p>地域公共交通計画の策定に向け、令和4年4月に「京都市地域公共交通計画協議会」を設置しました。本協議会を本市全体の公共交通を議論する全体会議、また、地域主体で自家用有償旅客運送等を運行する山間地に加え、山科、洛西など、これまでから地域の交通課題を議論してきた「地域公共交通会議」を部会に位置付けております。</p> <p>現在、各々の地域特性を踏まえながら計画策定に向けた検討を進めており、引き続き、区役所や交通事業者と連携するとともに、部会の議論や市民アンケート結果等を通じて、地域の声を踏まえた計画となるよう取り組んでまいります。</p>	<p>・京都市地域公共交通計画策定</p>	5,158
306	<p>306 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を行い、自動車分担率をさらに引き下げること。</p>	<p>令和3年11月に策定した「「歩くまち・京都」総合交通戦略2021」において、「非自動車分担率85%以上」という高い目標数値を掲げ、市民、事業者、行政が連携し、来訪者ととともに人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組を進めているところで</p> <p>パークアンドライドなどの歩行者優先のまちづくりに資する自動車交通の効率化と適正化の取組や、公共交通の利便性・快適性の向上に向けた取組など、本戦略に掲げる方針・施策等をお互いに密接に連携させ、相乗効果を創出しながら、取組を推進してまいります。</p>	<p>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進</p> <p>・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）</p>	2,687 14,933

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
307	<p>307 交通不便地域対策は、京都市が責任を持って重点政策として取り組むこと。住民の運動を引き続き支援すること。民間事業者に対しても、交通不便地域での増便、路線の充実を支援するとともに、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額する等の支援を強めること。国に支援を求めると共に、京都市としても支援すること。</p>	<p>本市では、これまでから、モビリティ・マネジメントの取組や民間バス事業者が行う路線充実の実証運行への支援等に取り組んでおります。さらに、令和3年度には地域が主体となって実施される無償運送等に対する支援制度を創設しており、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>また、令和5年度中に「地域公共交通計画」を策定することとしており、行政・交通事業者・市民各々の役割を明らかにし、市民の暮らしを支える生活交通の維持確保に取り組んでまいります。</p> <p>なお、バス利用環境の整備については、平成29年度から民間バス事業者への支援を進めた結果、バス事業者と協議が調ったものについては、令和元年度末で全て整備が完了しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市地域公共交通計画策定 ・地域主体の生活交通確保支援事業 ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進） 	<p>5,158</p> <p>1,700</p> <p>2,183</p>
308	<p>308 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、すべての鉄道駅とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。重点整備地区についても長期間経過したものについては改めて見直し・改善を行うこと。</p>	<p>令和4年6月に京阪鳥羽街道駅のバリアフリー化が完了したことにより、重点整備地区内のすべての駅で整備が完了しました。</p> <p>重点整備地区内の道路のバリアフリー化については、令和5年度は伏見地区、大宮地区、西院地区、京阪藤森地区、上桂地区、西大路地区において整備を行います。</p> <p>今後も、決定済みの道路特定事業計画に基づき、着実に道路のバリアフリー化を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆道路・河川・公園等の防災・減災対策等 （うち、交通バリアフリー対策（伏見地区）） （うち、交通バリアフリー対策（大宮地区）） （うち、交通バリアフリー対策（西院地区）） ・交通バリアフリー対策等 （うち、京阪藤森地区） （うち、上桂地区） （うち、嵐山・松尾大社地区） （うち、桃山地区） （うち、西大路地区） ・駅等のバリアフリー化の推進 	<p>1,015,000</p> <p>4,710</p> <p>36,350</p> <p>126,800</p> <p>408,055</p> <p>130,755</p> <p>63,200</p> <p>32,300</p> <p>11,400</p> <p>121,050</p> <p>388</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
309	◆市バス・地下鉄の改善を 309 民間の参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。	市バス事業は、市域のバス輸送の約85%を担っており、市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら、京都市民の足を守っております。規制緩和の是非は国において議論されるものと認識しております。	—	—
310	310 公営バス事業に対する補助金を確立するよう国に求めること。	公営バス事業に対する国庫補助金の拡充に向けた要望については、これまでから、あらゆる機会を捉えて要望しており、新型コロナウイルス感染症による経営状況への影響も踏まえながら、引き続き、他都市等とも連携を図り国に働き掛けてまいります。	—	—
311	311 地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する補助金を抜本的に拡充するよう国に求めること。	地下鉄改修に対する国の補助制度の改善については、これまでから、あらゆる機会を捉えて、「鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており、新型コロナウイルス感染症による経営状況への影響も踏まえながら、引き続き、要望してまいります。	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
312	312 住民から要望のあるバス路線を確保すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便性の向上を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。	区長懇談会や電話・メール等を通じていただく地域の皆様からの御要望については、内容を精査したうえで可能なものはお応えしており、路線や停留所の新設等にこれまでからも取り組んできたところです。 今後とも、利便性の向上に努めるとともに、一般会計の任意の財政支援を受けない運営を継続してまいります。	-	-
313	313 地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。	市バスの路線・ダイヤについては、これまでから、駅前広場の整備や公共施設の開設、大型商業施設の開業等、沿線環境の変化に合わせた見直しを行うとともに、地域の皆様が主体となった「モビリティ・マネジメント」の活動とも連携して、利便性の向上に取り組んできたところです。他の交通事業者とも連携しつつ、引き続き、御利用いただきやすい公共交通ネットワークの維持確保に努めてまいります。	-	-
314	314 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料とし、利便性の向上を図ること。	令和5年4月から、市民の皆様を中心とした御利用頻度の高い方を対象に、ICカードによるポイントサービスを導入することとしており、そのサービス項目の一つとして、バスとバスの乗継割引については、150円の割引とします。 これを拡充して、将来的に無料乗継を目指しますが、現在の厳しい経営状況の中、実施時期について慎重に検討してまいります。 一方で、市バス・地下鉄間の無料乗継については、経営に与える影響が極めて大きいことから、現時点で実施は困難であると認識しております。	・ポイントサービスに係る事業費	113,106

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
315	<p>315 バス待ち環境を改善するため、ベンチ・上屋、接近表示機等の設置個所を増やし、予算を大幅に増額すること。設置困難箇所についての研究をすすめること。</p>	<p>本市では、バス待ち環境の向上を目指し、上屋やベンチ等の整備を積極的に進めてまいりました。現在、かつてない危機的な経営状況に直面していることから、上屋や接近表示器など多額の費用を要する設備の新規整備については、令和5年度も引き続き延期しますが、ベンチの整備等の実施可能な取組を行い、快適なバス待ち環境の維持に努めてまいります。</p>	<p>・バス停へのベンチ整備</p>	2,900
316	<p>316 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁支援のもとで促進すること。</p>	<p>障害のある方にも安心して市バスを御利用いただけるよう、道路管理者の協力を得ながら、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、点字ブロックの敷設をはじめ、計画的に停留所の環境整備に取り組んでまいります。</p>	<p>・バリアフリー化をはじめとした停留所の環境整備</p>	3,704

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
317	317 バス停と横断歩道が近接している「危険バス停」について、道路管理者等と協議し早急に解消すること。	<p>市バスでは93か所が安全対策が必要な停留所とされており、そのうち、安全上の優先度が高いAランク8か所の停留所においては全て解消しております。</p> <p>B、Cランクの停留所においても移設等を進め、Aランク8か所を含め、累計で36か所を解消しております。</p> <p>また、停留所への注意喚起文の掲出等のソフト対策にも取り組んでおり、引き続き、お客様に安全・安心に御利用いただけるよう、停留所の安全性向上に取り組んでまいります。</p>	・ 停留所における安全性確保のための対策	1,000
318	318 バスの運転手の賃金表は、現行1表に統一すること。	<p>市バス運転士の給与は、平成12年に、国家公務員のうち自動車運転手などの技能労務職に適用される給料表に準じる形で企業職給料表第5を導入しました。民間事業者と比較しても遜色ない給与水準であることから、適切な給料表であると考えており、引き続き、現行制度を適正に運用してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
319	<p>「管理の受委託」は撤回し、直営の市バス路線を拡大すること。委託先労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに安全対策についても直営と同じ対応をすること。</p>	<p>管理の受委託については、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための有効な手段と認識しております。</p> <p>委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められております。そのうえで、本市においても受託者選定の際には、法令を遵守し安全性を確保していることを確認するとともに、ダイヤ改正の際には、業務量の変化に対して人員の増減が適正であることをその都度確認しております。</p> <p>委託先における事故防止については、交通局の毎月の重点目標や年間の事故防止目標を委託先と共有することなどにより、同じ目標に向かって取組を進めております。</p>		
320	<p>整備部門の民間委託を撤回し、技術継承をはかるため、整備士の計画的採用・養成を進めること。</p>	<p>市バス・地下鉄の整備業務については、効率的な運営に留意しつつ、長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ、安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため、今後も必要な体制を確保してまいります。</p>		

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
321	321 回送バスを減らし、営業運転に転換すること。	<p>回送運行は、市バス営業所から離れたバス停を起点・終点とする系統の運行に必要不可欠なものです。運行回数については最小限となるよう努めております。</p> <p>これまで実施してきたダイヤ改正において、回送運行の一部を営業化するなど、回送バスの運行の縮減に努めてまいりました。</p> <p>引き続き、可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営となるよう努めてまいります。</p>	-	-
322	322 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。	<p>烏丸線の可動式ホーム柵設置については、地下鉄ホームの安全確保に有効な手段であると考えております。令和5年1月には、視覚に障害のある方の御利用が多く、京都府視覚障害者協会から陳情も頂いており、かつ、ホーム柵未設置駅の中で最も地下鉄御利用者が多い北大路駅への設置を完了したところです。</p> <p>残りの11駅については、設置方針そのものに変更はありませんが、多額の費用を要することから、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化により、やむを得ず延期している状況です。</p> <p>実施時期については、今後の経営状況の回復を見ながら判断してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
323	323 残るすべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。	<p>本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるため、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」等により、民間事業者による整備の促進を図っており、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に一定数の駐輪場を確保しております。</p> <p>今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。</p> <p>市営駐輪場の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長承認を得て定めることとしており、引き続き、駐輪場の利用状況、近隣施設の利用料との均衡等の社会情勢の変化を踏まえ、指定管理者とも連携し、適切な利用料金の設定に努めてまいります。</p>	<p>・放置自転車対策 (うち、民間自転車等駐車場整備助成金)</p>	<p>282,069 8,000</p>
324	324 安全面に配慮しつつ、地下鉄ホームにベンチや腰掛バーを増設すること。	<p>地下鉄駅のホーム階におけるベンチや腰掛バーについては、混雑時において、お客様がスムーズに通行できるように設置する必要があること、また、緊急時において、避難経路として必要な通路幅を確保しなければならないことから、増設については、安全面の観点から困難と考えております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
325	<p>☆325 痴漢対策は、強化期間だけでなく、通年の取り組みとして「痴漢は犯罪です」等のアナウンスを行うなど対策を強化すること。</p>	<p>痴漢対策については、痴漢は犯罪との認識の下、地下鉄では、鉄道警察隊の強化活動に参画し、啓発ポスターの掲出等を行うとともに、強化活動期間や受験シーズンには車内・駅構内での啓発放送を実施する等の取組を行っています。その他の期間でも、啓発ポスター掲出、駅係員の構内巡視等の取組を継続して実施しております。</p> <p>また、烏丸線新型車両へ車内防犯カメラの設置を進め、犯罪の抑止を図ります。</p> <p>市バスでは、全車両にドライブレコーダーを搭載し、車内のほぼ全域の状況を常時録音・録画するとともに、その旨を車内にステッカーで掲出することで、犯罪の抑止を図っています。</p> <p>引き続き、警察と密に連携し、痴漢対策に取り組んでまいります。</p>	<p>・烏丸線新型車両への車内防犯カメラ設置 (2編成)</p>	12,551
326	<p>12 公正・公開・市民参加の市政運営を ☆326 マイナンバーカードの健康保険証との連携は実施しないよう国に求めること。マイナンバーを公的書類の要件にしないこと。マイナンバー制度の推進は止めること。</p>	<p>マイナンバー制度については、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」を目指す重要な社会基盤となるものであり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき実施することとされております。</p> <p>健康保険証との連携や公的書類の要件にすることについても、こうした考えのもと行われるものであり、引き続き適切に対応してまいります。</p>	—	—

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
327	327 市民のプライバシー権を侵害し、戦争協力事務である自衛隊への個人情報の提供はやめること。	<p>自衛官募集事務は市町村の法定受託事務と定められており、平成30年度からは、防衛省からの協力依頼等を踏まえ、対象者を限定し、住所、氏名のみを宛名シールで提供する方法へと改めたところでは、自衛隊への情報提供に当たっては、提供を希望されない方からの申請に基づき、自衛隊に提供する情報から当該申請者の情報を除外するほか、個人情報保護に必要な事項を覚書として締結するなど個人情報の取扱いに十分留意しており、今後とも、法令に沿って適切に取り組んでまいります。</p>	-	-
328	328 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。	<p>ネーミングライツは、市民や事業者の皆様の支援により本市施設等の魅力を高めるとともに、本市の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与するものと考えております。今後とも、市民や市会の理解を得ながら、ネーミングライツの導入を推進してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
329	<p>329 市職員は正規職員を基本とすること。会計年度任用職員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる民間委託や職務廃止は行わないこと。</p>	<p>本市ではこれまでから、簡素で効率的な執行体制の確保のため、正規職員と非常勤職員等の適切な役割分担の下、適正な人員配置を行ってまいりました。</p> <p>非常勤職員等の処遇については、常勤職員との均衡等を考慮した適切なものとなっておりますが、引き続き、地方公務員法の趣旨やその職務職責に応じた勤務条件であるよう、所要の点検・検討を行ってまいります。</p> <p>また、引き続き、市民のいのちと暮らしを守るための行政サービスの維持や、新たな行政需要への対応に必要な執行体制の強化を行いつつ、事業見直し、民営化、委託化、デジタル化等による業務効率化などにより、職員数の適正化を進めてまいります。</p>	-	-
330	<p>330 市職員については、障害者法定雇用率（2.6%）の達成を2023年6月まで先延ばしする（「京都市障害者活躍推進計画」）のではなく、速やかに達成すること。</p>	<p>令和4年度の障害者雇用率は2.61%（前年度+0.16ポイント）となり、「京都市障害者活躍推進計画」で定める目標を1年前倒しで達成しております。</p> <p>引き続き、障害のある方の新規採用の取組を推進するとともに、採用後も職場でいきいきと継続して活躍することができるよう職場定着に向けた支援等を行ってまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
331	<p>331 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。</p>	<p>京都市債権管理条例第6条に基づき、債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、適切かつ効率的な徴収の取組を進めてまいります。</p> <p>本市においては、催告等による納付勧奨を行っても、それに応じず納付がなく、かつ、財産調査により納付する資力があると確認できたときは、差押えを執行することとしております。ただし、個別事情等により、差し押さえることが適当でないと認められるときは、徴収緩和の措置を講じております。</p> <p>また、差押えの執行に当たっては、生活保障の観点から、給与等の差押禁止額等、法令に定められている差押禁止財産の規定を厳格に遵守してまいります。</p>	-	-
332	<p>332 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み、部落差別を固定化する危険性があることから、京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。</p>	<p>本市では、京都市人権文化推進計画において、人を「生まれ」や「住んでいる地域」を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指し、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めております。</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」では、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされており、本市においては、法を踏まえ、教育・啓発等に取り組んでまいります。</p> <p>また、法に基づく実態調査は、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討することとされており、法に基づき適切に対応してまいります。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
333	<p>333 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。</p>	<p>「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要と考えております。</p> <p>人権文化の息づくまち・京都を実現するためには、人権啓発の取組を市民・企業等との連携の下、効果的に推進する必要があります。様々な人権課題に係る企業向け研修を実施しております。なお、市職員の公費による研修等の参加については、これまでからも適切に対応しており、引き続き同和問題に限らず様々な人権課題への取組に関する情報収集の一環として、本市が主体的にその必要性を判断してまいります。</p>	<p>・人権文化推進計画の推進 (うち、人権文化推進計画進行管理) (うち、企業啓発事業)</p>	<p>38,859 4,707 1,688</p>
334	<p>334 ヘイトスピーチ規制条例をつくること。ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの根絶のために、国に人種・民族的属性・外国人であることを理由にした差別的な取り扱いを禁止する立法を求めること。</p>	<p>本市では、京都市人権文化推進計画や京都市国際都市ビジョンに基づき、多様な文化を尊重し、国籍や民族の違いなどにより不当な差別を受けることのない社会の実現を目指しております。</p> <p>ヘイトスピーチ解消法では、国や自治体の責務として、啓発等の取組を行うことが定められており、本市としてヘイトスピーチが許されない旨の啓発活動や、市民が異なる文化に触れ、理解や共感を深める機会づくりに取り組むとともに、国に対しても、不当な差別的言動の解消に向けたより実効性のある対策を要望しているところです。</p>	<p>・多文化共生施策の推進</p>	<p>23,215</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正：☆ R5年度当初：・	予算額 (千円)
335	<p>335 多様化する消費者被害を未然に防止し、相談件数の増加にも対応できるように、以下の点に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市消費生活総合センターの相談体制を強化すること。夜間の相談も実施すること。 ・相談員の雇用形態は会計年度任用職員ではなく正規雇用とすること。 ・国に地方消費者行政に対する交付金の増額を求めること。 ・反社会的カルト団体による被害防止対策を強化すること。 	<p>消費生活相談員資格等の専門的な資格を持った消費生活相談員を会計年度任用職員として任用しており、多様化する消費生活相談に対し、適切に助言等ができるよう、相談員の資質の向上に努めております。また、夜間の相談については、24時間、インターネットによるメール相談を受け付けております。地方消費者行政に対する交付金については、毎年度、大都市消費者行政担当部課長連絡会議名で消費者庁に継続的な財源確保の要望書を提出するなど、国に対して働き掛けているところです。</p> <p>いかなる団体等による被害であっても、これまでから靈感商法などに係る被害相談を含め、多様化する消費生活相談に対し、相談員がきめ細やかに対応するとともに、消費者被害の防止・救済のため、情報発信をはじめとした啓発や、幅広い世代への消費者教育に取り組んでおり、引き続き適切に対応してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活基本計画の推進 (うち、消費者相談) 3,301 (うち、多重債務者対策) 343 	<p>21,102</p>
336	<p>336 京都市過疎地域持続的発展計画は、住民本位に、産業、医療、保育、教育、交通などの支援を強化すること。定住促進のため、雇用を生み出す施策を拡充すること。</p>	<p>これまでから、京都市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度）に基づき、道路、交通、地域水道等の生活基盤の充実を図るとともに、農林業の振興による就労の創出等に取り組んできたところです。</p> <p>令和5年度につきましても、引き続き、地域住民の生活基盤を支える事業や京北地域の基幹産業である農林水産業の振興など、京北地域の持続的な発展に向けた取組を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北部山間地域への移住促進事業 11,137 ・農業の振興・啓発 94,199 (うち、京北米乾燥調製施設整備支援事業【新規】) 75,200 	<p>11,137</p>

令和5年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
337(1)	<p>337 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。</p> <p>・広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。</p>	<p>本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳科等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行では、被爆体験を含む戦争体験講話の聴講など、これまでから平和の大切さを学ぶ取組を進めております。</p> <p>なお、令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染対策により、沖縄方面を予定していた学校は、全校行先を変更しており、修学旅行の行き先等の在り方については、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を勘案し、検討してまいります。</p>	-	-
337(2)	<p>・高齢化が進む被爆者の生活面なども含めた実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。</p>	<p>被爆者の方々の健康実態については、国の責務の下、実施主体である京都府から委託を受けて、各区の健康長寿推進課で健康診断を実施しております。</p>	-	-
337(3)	<p>・被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。</p>	<p>被爆者の援護施策については、国の責務の下、都道府県が行うべき業務となっており、被爆者の子や孫である被爆2世、3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。</p>	-	-

令和5年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R4年度2月補正:☆ R5年度当初:・	予算額 (千円)
337(4)	<p>・国に対して、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。</p>	<p>原爆症認定基準の見直しについては、被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により、一定議論が行われてまいりました。社会状況等の変化により、国が検討するものであるため、本市としては、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	-	-
337(5)	<p>・平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を他の自治体に働きかけること。核兵器禁止条約の締結を国に働きかけること。</p>	<p>本市においては、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や、「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど、平和首長会議と共に、核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。</p> <p>核兵器禁止条約については、本市も加盟している平和首長会議の国内加盟都市会議が国に対して、来るべき条約の第2回締約国会議に、オブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向け力を尽くすよう、要請しているところです。</p>	-	-
337(6)	<p>・被爆・戦争体験の語り部や相談活動への支援などを拡充すること。</p>	<p>語り部や相談活動等の各種事業を援助することを目的として、被爆者団体への被爆者援護事業補助金を交付してまいりましたが、本市の財政状況を踏まえ、同補助金を拡充することは困難です。</p>	<p>・被爆者援護事業補助金</p>	400